



外国人技能実習制度 の現状、課題等について

厚生労働省 労働局(関東地区)

1. 技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数約166万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。【 】は関東地区

①就労目的で在留が認められる者 約32.9万人【約21.0万人】

（いわゆる「専門的・技術的分野」）

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約53.2万人【約27.3万人】

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約38.4万人【約11.2万人】

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

④特定活動 約4.1万人【約2.4万人】

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約37.3万人【約23.8万人】

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況（令和元年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策総合推進法第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

日本で就労する外国人のカテゴリー（関東地区都県別状況）

都・県	外国人労働者数 (構成比)	①専門的・ 技術的分野 (構成比)	②身分に基づく在留 (構成比)	③技能実習 (構成比)	④特定活動 (構成比)	⑤資格外活動 (構成比)	⑥不明
茨城	37,245 (2.2)	4,492 (1.4)	13,908 (2.6)	14,351 (3.7)	1,215 (3.0)	3,279 (0.9)	0
栃木	27,385 (1.7)	2,763 (0.8)	12,196 (2.3)	8,133 (2.1)	1,984 (4.8)	2,309 (0.6)	0
群馬	39,296 (2.4)	3,986 (1.2)	19,171 (3.6)	10,145 (2.6)	2,409 (5.9)	3,585 (1.0)	0
埼玉	75,825 (4.6)	9,284 (2.8)	30,311 (5.7)	17,072 (4.4)	1,982 (4.8)	17,176 (4.6)	0
千葉	60,413 (3.6)	7,745 (2.4)	19,818 (3.7)	14,744 (3.8)	1,565 (3.8)	16,541 (4.4)	0
東京	485,345 (29.3)	156,478 (47.6)	122,272 (23.0)	20,578 (5.4)	12,089 (29.4)	173,921 (46.6)	7
神奈川	91,581 (5.5)	20,515 (6.2)	39,411 (7.4)	12,642 (3.3)	2,250 (5.5)	16,756 (4.5)	7
新潟	10,430 (0.6)	1,298 (0.4)	2,623 (0.5)	4,272 (1.1)	274 (0.7)	1,963 (0.5)	0
山梨	8,166 (0.5)	1,035 (0.3)	4,331 (0.8)	1,975 (0.5)	123 (0.3)	702 (0.2)	0
長野	20,015 (1.2)	1,928 (0.6)	8,814 (1.7)	7,639 (2.0)	318 (0.8)	1,316 (0.4)	0
関東計	855,701 (51.6)	209,524 (63.7)	272,855 (51.3)	111,551 (29.1)	24,209 (58.9)	237,548 (63.7)	14
全国	1,658,804 (100.0)	329,034 (100.0)	531,781 (100.0)	383,978 (100.0)	41,075 (100.0)	372,894 (100.0)	42

※外国人雇用状況の届出状況(令和元年10月末現在)による。

技能実習 対前年増減状況

	全国	関東計	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野
令和元年10月末現在	383,978	111,551	14,351	8,133	10,145	17,072	14,744	20,578	12,642	4,272	1,975	7,639
前年同期比(%)	24.5	25.0	8.9	21.0	23.7	29.8	23.0	35.5	29.3	30.2	37.9	20.2
平成30年10月末現在	308,489	89,266	13,174	6,724	8,201	13,150	11,988	15,182	9,776	3,282	1,432	6,357
前年同期比(%)	19.7	23.6	16.0	29.0	21.1	24.7	23.0	27.6	27.4	26.7	13.6	22.8
平成29年10月末現在	257,788	72,238	11,358	5,214	6,774	10,543	9,747	11,900	7,673	2,591	1,261	5,177

※外国人雇用状況の届出状況による。

【国籍別】技能実習生数（関東地区都県別状況）

都・県	総計	中国	韓国	フィリピン	ベトナム	ネパール	インドネシア	ブラジル	ペルー	その他
茨城	14,351	4,214	0	1,092	4,750	5	2,416	0	0	1,874
栃木	8,133	1,908	0	1,047	3,830	15	867	0	0	466
群馬	10,145	2,570	4	807	4,540	13	1,192	2	0	1,017
埼玉	17,072	3,359	5	1,752	8,450	65	1,896	3	2	1,540
千葉	14,744	3,566	4	1,231	7,168	21	1,012	1	0	1,741
東京	20,578	3,310	5	2,140	11,404	38	1,803	8	0	1,870
神奈川	12,642	2,050	2	912	6,944	13	1,418	1	1	1,301
新潟	4,272	962	1	408	2,167	82	323	2	0	327
山梨	1,975	284	0	255	1,116	0	130	13	0	177
長野	7,639	1,823	0	1,104	3,307	4	929	0	0	472
関東計	111,551	24,046	21	10,748	53,676	256	11,986	30	3	10,785
全国	383,978	86,982	62	34,965	193,912	501	32,480	129	73	34,874

都・県	総計	1位	2位	3位	4位	5位	6位
茨城	14,351	ベトナム 4,750	中国 4,214	インドネシア 2,416	フィリピン 1,092	タイ 651	カンボジア 534
栃木	8,133	ベトナム 3,830	中国 1,908	フィリピン 1,047	インドネシア 867	タイ 201	カンボジア 119
群馬	10,145	ベトナム 4,540	中国 2,570	インドネシア 1,192	フィリピン 807	タイ 442	ミャンマー 316
埼玉	17,072	ベトナム 8,450	中国 3,359	インドネシア 1,896	フィリピン 1,752	タイ 583	ミャンマー 359
千葉	14,744	ベトナム 7,168	中国 3,566	フィリピン 1,231	インドネシア 1,012	タイ 792	ミャンマー 366
東京	20,578	ベトナム 11,404	中国 3,310	フィリピン 2,140	インドネシア 1,803	ミャンマー 829	タイ 477
神奈川	12,642	ベトナム 6,944	中国 2,050	インドネシア 1,418	フィリピン 912	タイ 489	ミャンマー 329
新潟	4,272	ベトナム 2,167	中国 962	フィリピン 408	インドネシア 323	ミャンマー 157	ネパール 82
山梨	1,975	ベトナム 1,116	中国 284	フィリピン 255	インドネシア 130	ミャンマー 100	タイ 56
長野	7,639	ベトナム 3,307	中国 1,823	フィリピン 1,104	インドネシア 929	タイ 183	カンボジア 121

※外国人雇用状況の届出状況（令和元年10月末現在）による。

【産業別】技能実習生数（関東地区都県別状況）

都・県	全産業計	うち農業・林業	うち建設業	うち製造業	うち情報通信業	うち卸売業・小売業	うち宿泊業・飲食サービス業	うち教育・学習支援業	うちサービス業（他に分類されないもの）
茨城	14,351	6,378	1,232	5,672	0	420	17	0	186
栃木	8,133	883	663	5,570	0	320	32	0	309
群馬	10,145	1,341	902	6,633	5	608	57	0	298
埼玉	17,072	474	5,907	7,999	19	1,096	73	4	368
千葉	14,744	2,025	3,647	5,966	19	1,392	85	7	402
東京	20,578	18	8,581	4,566	109	2,760	654	2	1,332
神奈川	12,642	120	5,264	5,088	0	859	65	0	485
新潟	4,272	45	610	3,002	9	441	8	0	52
山梨	1,975	68	294	1,169	0	163	24	0	78
長野	7,639	1,907	493	4,718	3	218	8	1	163
関東計	111,551	13,259	27,593	50,383	164	8,277	1,023	14	3,673
全国	383,978	31,949	64,924	220,747	246	28,481	3,303	35	11,286

都・県	総計	1位	2位	3位	4位	5位	6位
茨城	14,351	農業・林業	製造業	建設業	卸売業小売業	サービス業（他に分類されないもの）	医療福祉
		6,378	5,672	1,232	420	186	138
栃木	8,133	製造業	農業・林業	建設業	卸売業小売業	サービス業（他に分類されないもの）	学術研究、専門・技術サービス業
		5,570	883	663	320	309	105
群馬	10,145	製造業	農業・林業	建設業	卸売業小売業	サービス業（他に分類されないもの）	運輸業郵便業
		6,633	1,341	902	608	298	148
埼玉	17,072	製造業	建設業	卸売業小売業	運輸業郵便業	農業・林業	サービス業（他に分類されないもの）
		7,999	5,907	1,096	557	474	368
千葉	14,744	製造業	建設業	農業・林業	卸売業小売業	運輸業郵便業	サービス業（他に分類されないもの）
		5,966	3,647	2,025	1,392	503	402
東京	20,578	建設業	製造業	卸売業小売業	サービス業（他に分類されないもの）	運輸業郵便業	宿泊業飲食サービス業
		8,581	4,566	2,760	1,332	928	654
神奈川	12,642	建設業	製造業	卸売業小売業	サービス業（他に分類されないもの）	運輸業郵便業	医療福祉
		5,264	5,088	859	485	184	182
新潟	4,272	製造業	建設業	卸売業小売業	サービス業（他に分類されないもの）	医療福祉	農業・林業
		3,002	610	441	52	46	45
山梨	1,975	製造業	建設業	卸売業小売業	運輸業郵便業	サービス業（他に分類されないもの）	農業・林業
		1,169	294	163	92	78	68
長野	7,639	製造業	農業・林業	建設業	卸売業小売業	サービス業（他に分類されないもの）	医療福祉
		4,718	1,907	493	218	163	52

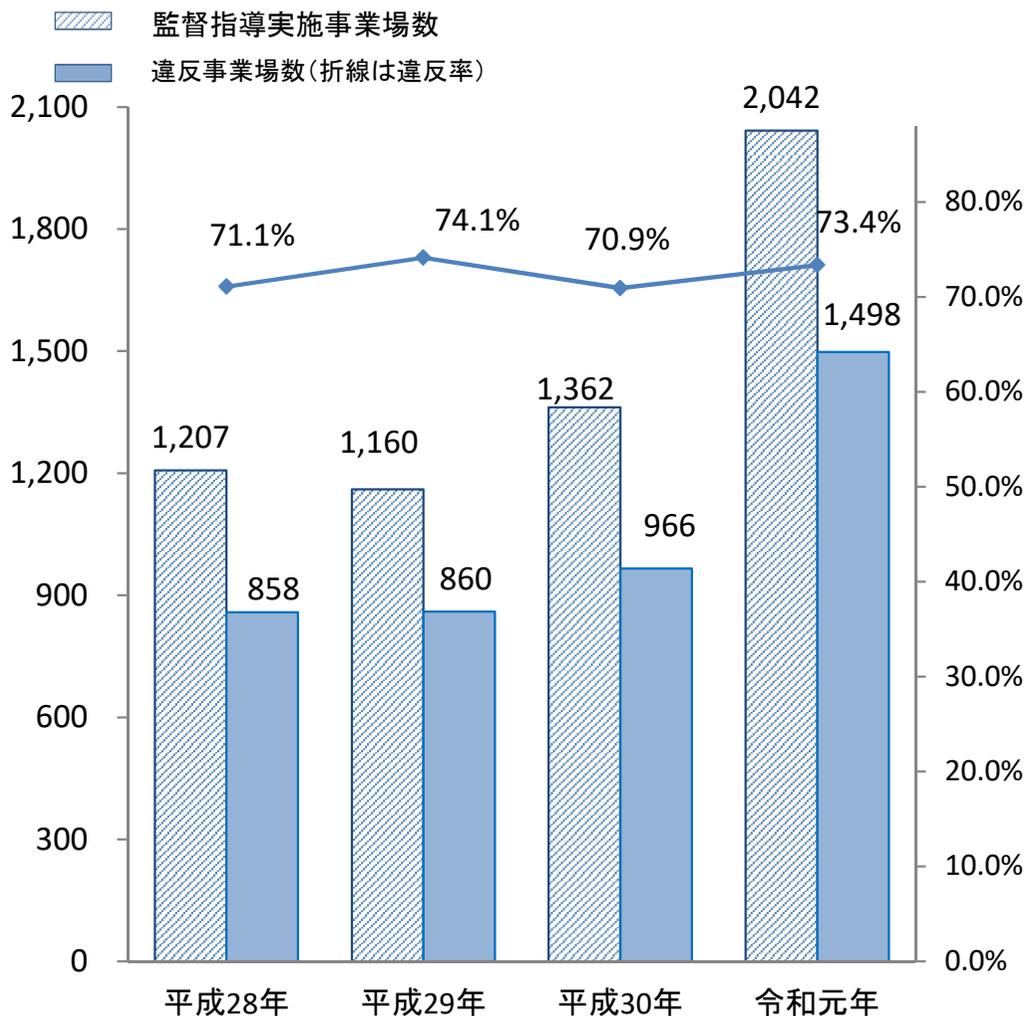
※外国人雇用状況の届出状況(令和元年10月末現在)による。

2.外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検等の状況(令和元年)

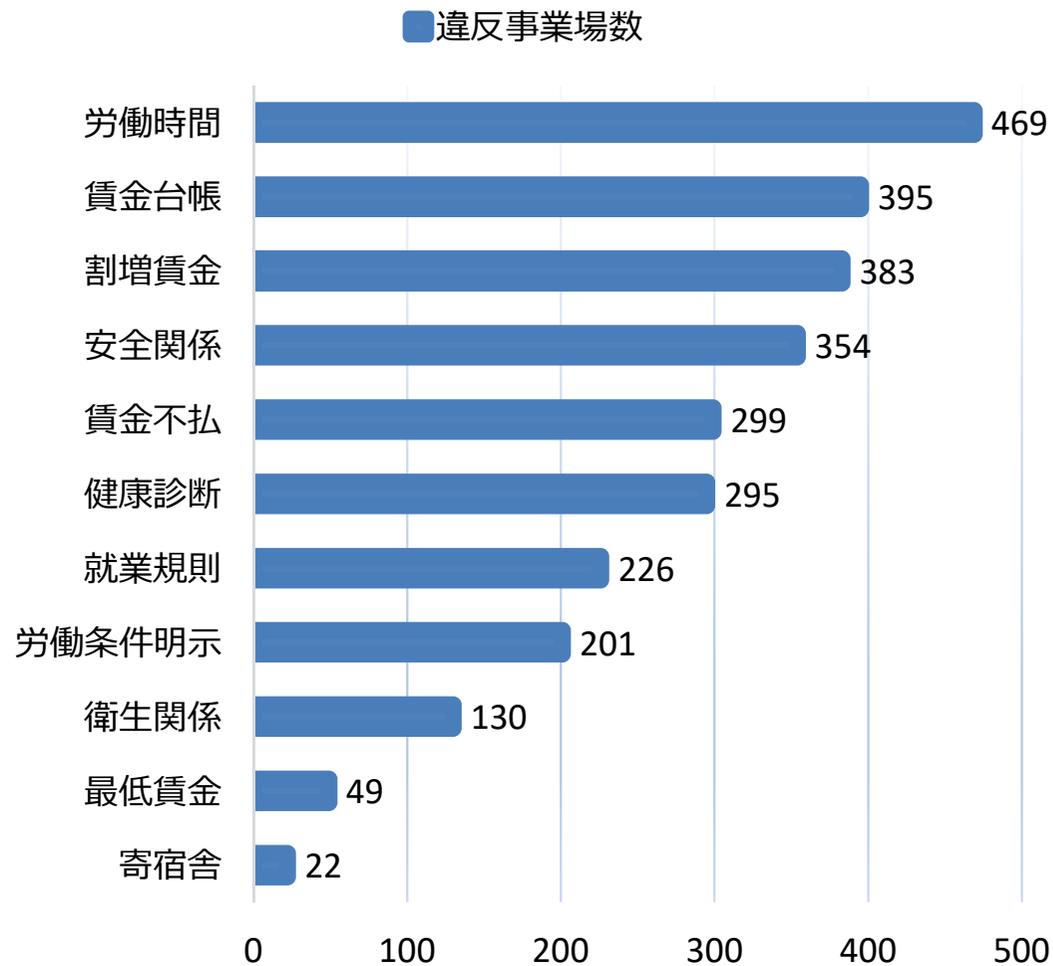
1 監督指導状況

(1) 関東地域の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して2,042件の監督指導を実施し、その73.4%に当たる1,498件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①労働時間 (23.0%)、②賃金台帳 (19.4%)、③割増賃金 (18.8%) の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例

出入国管理機関からの通報（技能実習生に係る労基法違反疑い）に基づき技能実習実施者（事業場）を監督した事案

概要

- 出入国管理機関から、労働関係書類に記載不備があるという通報があったことを端緒に監督を実施。
- 監督の結果、技能実習生に対して、
 - ① 実際に労働した時間に対する賃金ではなく、月平均所定労働時間分の賃金を支払っていた
 - ② 時間外労働協定の締結なしに時間外労働を行わせており、最長で1か月74時間58分の時間外労働が認められた
 - ③ 週40時間を超える労働時間に対して割増賃金を支払っていなかった事実が認められた。
- 主な行政指導の内容は右記のとおり。

指導内容

- 1 実際に労働した時間分に対する賃金を支払っていなかったことについて、是正を勧告した。

労働基準法第24条（賃金の一部不払い）

- 2 時間外労働に関する協定を締結することなく時間外労働を行わせていたことについて是正を勧告し、併せて過重労働による健康障害防止について指導した。

労働基準法第32条（労働時間）

- 3 週40時間を超える時間外労働時間に対して割増賃金を支払っていなかったことについて、是正を勧告した。

労働基準法第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

指導結果

- 上記各法違反・指導事項については、すべて是正・改善されている。

外国人技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

(関東地域)

(平成28年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施 事業場数	228	102	115	77	143	181	82	74	27	178	1207	
違反事業 場数	160	65	72	49	125	136	58	47	23	123	858	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	21	6	8	6	21	22	6	1	6	23	120
	同法第24条 (賃金の支払)	64	3	8	5	11	34	5	2	5	28	165
	同法第32.40条 (労働時間)	36	25	23	26	48	36	22	12	15	44	287
	同法第37条 (割増賃金)	20	13	10	12	24	41	9	9	7	15	160
	同法第89条 (就業規則)	12	7	11	6	17	19	5	5	5	19	106
	同法第108条 (賃金台帳)	50	5	3	5	14	29	5	1	0	8	120
	同法第96条 (寄宿舎関係)	0	1	0	0	0	2	0	2	0	5	10
	労働安全衛生法 (第20～25条)	42	27	25	4	63	37	26	29	9	59	321
	安全関係	24	17	14	10	47	30	20	16	4	34	216
	衛生関係	18	10	11	8	16	7	6	8	5	25	114
	最低賃金法第4条	6	3	0	0	4	7	2	1	0	3	26
健康診断	30	7	13	3	9	26	4	5	0	10	107	

外国人技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

(関東地域)

(平成29年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施 事業場数	143	114	114	108	137	172	98	76	36	162	1160	
違反事業 場数	105	83	83	72	120	133	66	58	29	111	860	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	20	6	13	17	12	32	12	6	9	9	136
	同法第24条 (賃金の支払)	25	30	10	8	8	26	11	9	4	9	140
	同法第32.40条 (労働時間)	29	25	33	50	47	48	28	17	8	41	326
	同法第37条 (割増賃金)	27	11	17	18	28	53	12	11	8	16	201
	同法第89条 (就業規則)	6	9	15	15	10	31	11	5	2	15	119
	同法第108条 (賃金台帳)	22	3	6	8	11	44	8	9	6	10	127
	同法第96条 (寄宿舎関係)	3	2	3	0	2	6	0	0	0	2	18
	労働安全衛生法 (第20～25条)	27	33	34	13	61	6	18	21	12	43	268
	安全関係	18	20	23	9	47	4	12	11	8	28	180
	衛生関係	9	13	11	4	14	2	6	10	4	15	88
	最低賃金法第4条	2	2	1	3	5	6	1	2	1	7	30
健康診断	19	9	13	7	11	9	4	6	7	10	95	

外国人技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

(関東地域)

(平成30年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施事業場数	163	122	156	120	194	202	131	83	50	141	1362	
違反事業場数	103	88	115	79	160	134	97	59	30	101	966	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	13	6	8	7	13	20	12	3	3	9	94
	同法第24条 (賃金の支払)	7	4	14	6	7	26	12	6	4	12	98
	同法第32.40条 (労働時間)	43	39	45	31	62	40	31	16	9	45	361
	同法第37条 (割増賃金)	21	13	23	13	26	45	19	9	9	22	200
	同法第89条 (就業規則)	15	14	16	12	23	12	10	6	3	9	120
	同法第108条 (賃金台帳)	8	8	6	6	12	26	11	3	2	8	90
	同法第96条 (寄宿舎関係)	0	1	1	4	1	1	6	5	1	0	20
	労働安全衛生法 (第20～25条)	54	33	57	21	80	40	34	31	11	43	404
	安全関係	38	22	39	15	67	36	25	23	7	28	300
	衛生関係	16	11	18	6	13	4	9	8	4	15	104
	最低賃金法第4条	1	3	0	3	0	1	3	0	0	2	13
	健康診断	8	8	14	6	13	6	6	3	4	8	76

外国人技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

(関東地域)

(令和元年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施事業場数	244	160	214	270	324	259	212	94	65	200	2042	
違反事業場数	174	112	136	211	253	205	161	71	49	126	1498	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	20	7	26	37	39	23	23	4	6	16	201
	同法第24条 (賃金の支払)	33	14	21	69	42	52	35	11	11	11	299
	同法第32.40条 (労働時間)	50	34	46	72	75	62	58	15	27	30	469
	同法第37条 (割増賃金)	34	20	35	71	53	63	45	13	22	27	383
	同法第89条 (就業規則)	17	12	23	33	34	38	30	9	7	23	226
	同法第108条 (賃金台帳)	46	18	22	98	75	71	32	6	10	17	395
	同法第96条 (寄宿舎関係)	0	1	2	9	0	0	0	9	1	0	22
	労働安全衛生法 (第20～25条)	58	41	43	35	82	61	44	31	19	70	484
	安全関係	36	28	23	24	67	51	35	23	14	53	354
	衛生関係	22	13	20	11	15	10	9	8	5	17	130
	最低賃金法第4条	7	7	3	7	11	6	2	2	0	4	49
	健康診断	42	29	39	37	22	42	41	4	15	24	295

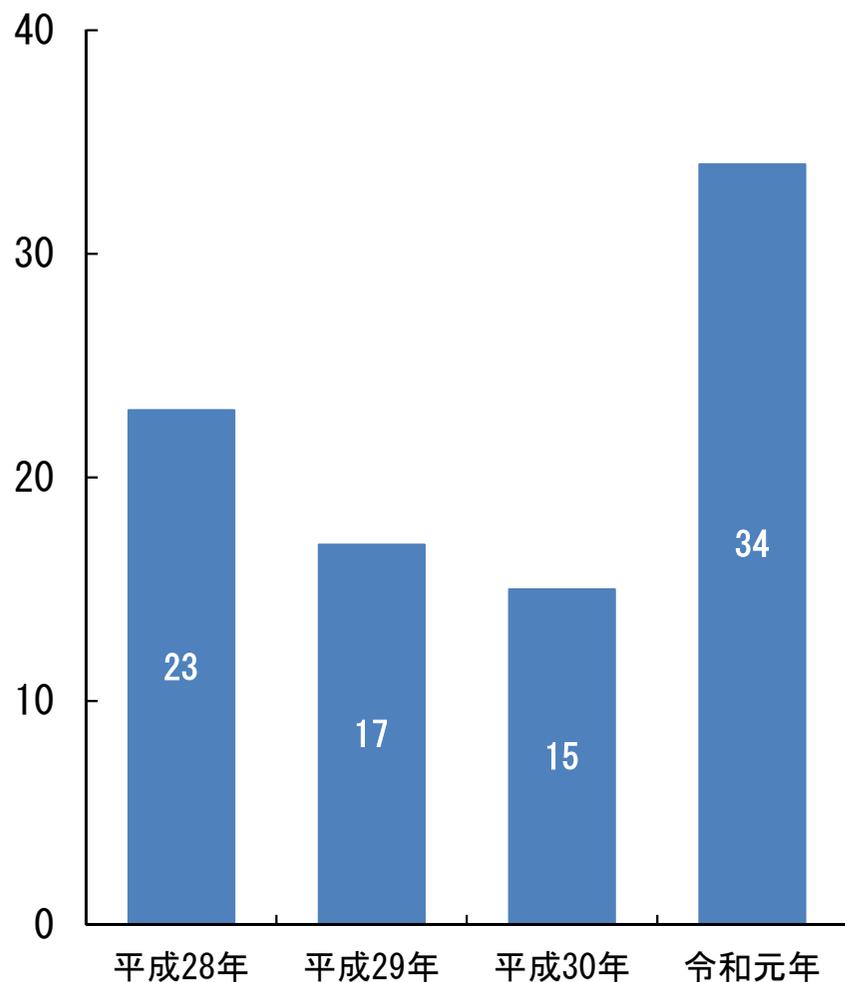
2 申告状況

(1) 技能実習生から関東地域の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は34件であった。

(2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(25件)、②最低賃金の不払(8件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているの
で、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

(件)



賃金・割増賃金の不払
(労働基準法第24条、第37条)

25

最低賃金の不払
(最低賃金法第4条)

8

その他

5

外国人技能実習生受入れ事業場に係る申告受理状況
(関東地域)

(平成28年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	7	7	0	0
栃 木	0	0	0	0
群 馬	5	5	1	1
埼 玉	3	2	1	0
千 葉	4	4	1	1
東 京	2	2	1	0
神 奈 川	1	1	1	0
新 潟	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	1	0	1	0
合 計	23	21	6	2

外国人技能実習生受入れ事業場に係る申告受理状況
(関東地域)

(平成29年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	5	4	2	0
栃 木	2	2	0	0
群 馬	2	0	0	0
埼 玉	4	3	1	0
千 葉	0	0	0	0
東 京	3	2	0	0
神 奈 川	1	1	0	0
新 潟	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	17	12	3	0

外国人技能実習生受入れ事業場に係る申告受理状況
(関東地域)

(平成30年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	3	3	0	0
栃 木	2	2	0	1
群 馬	0	0	0	0
埼 玉	1	1	1	0
千 葉	2	2	0	0
東 京	2	2	0	0
神 奈 川	3	3	1	0
新 潟	2	2	0	2
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	15	15	2	3

外国人技能実習生受入れ事業場に係る申告受理状況
(関東地域)

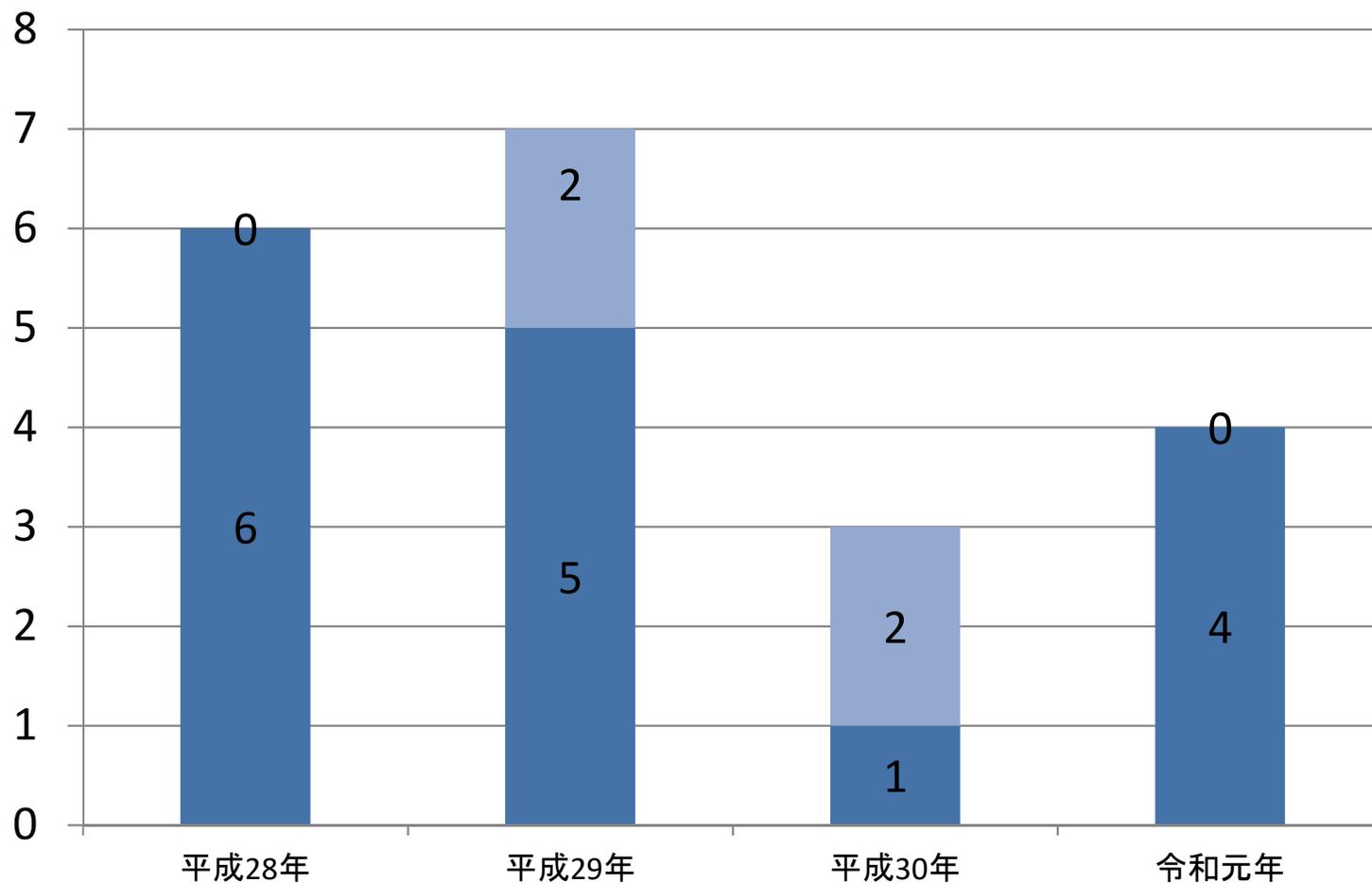
(令和元年1月～12月)

局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	5	5	2	1
栃 木	3	2	1	1
群 馬	6	1	0	4
埼 玉	9	8	0	2
千 葉	6	5	1	0
東 京	2	2	0	0
神 奈 川	3	2	1	0
新 潟	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	34	25	5	8

3 送検状況

技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、関東地域の労働基準監督機関が送検した件数は4件であった。

■ 労働基準法・最低賃金法違反 ■ 労働安全衛生法違反

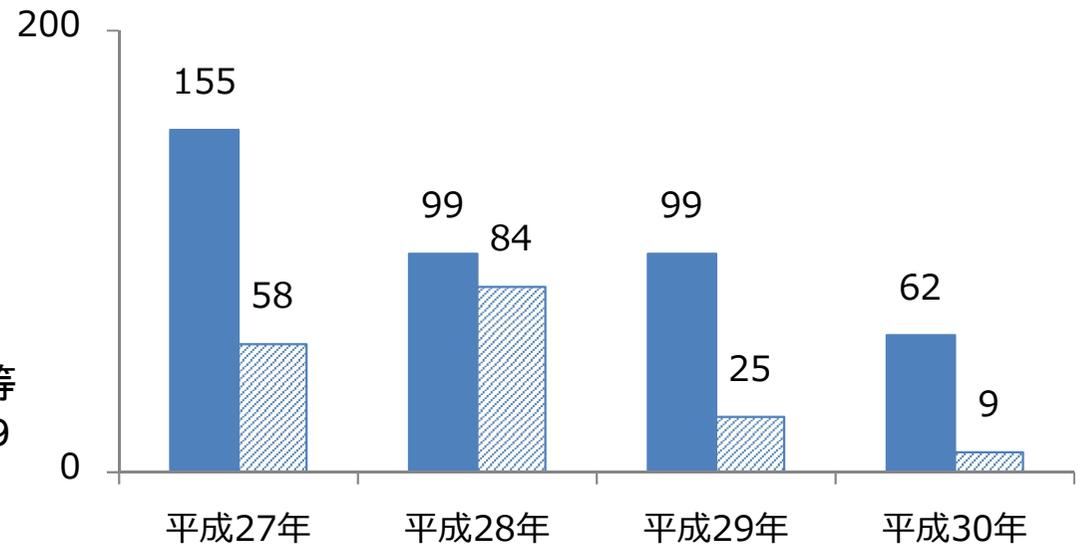


技能実習生に係る送検件数(平成28年～令和元年)

局	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法
茨城	2	0	0	0	1	0	0	0
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬	0	0	0	1	0	0	0	0
埼玉	3	0	2	0	0	0	0	0
千葉	0	0	0	0	0	1	0	0
東京	0	0	1	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	1	0	0	1	0
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨	0	0	2	0	0	0	0	0
長野	1	0	0	0	0	1	3	0
合計	6	0	5	2	1	2	4	0

4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況（平成30年までの数値）

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 関東地域で労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報（※1）した件数は62件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は9件である（平成30年数値）。



■ 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ
▨ 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ

- ※1 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- ※2 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関等において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関等から通報を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。
- (4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関等との合同監督・調査を行うこととしている。

労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報件数(平成27年～30年)

(関東地域)

上段が労働基準監督機関から出入国管理機関等への通報件数

下段が出入国管理機関等から労働基準監督機関への通報件数

局	27年	28年	29年	30年
茨 城	20	15	14	13
	31	65	14	0
栃 木	2	4	5	1
	1	3	0	0
群 馬	9	7	8	9
	0	1	0	5
埼 玉	8	5	8	4
	7	4	4	1
千 葉	7	11	17	12
	7	4	1	1
東 京	30	29	35	12
	0	2	0	2
神奈川	3	1	3	3
	8	2	5	0
新 潟	5	5	3	4
	1	0	1	0
山 梨	1	0	1	2
	2	2	0	0
長 野	70	22	5	2
	1	1	0	0
合 計	155	99	99	62
	58	84	25	9

3. 労働局の取組

外国人労働者相談コーナーのご案内

東京労働局で7言語、新宿労働基準監督署で6言語の外国語による労働条件の相談を以下のとおり窓口・電話で受け付けております。**※窓口相談に来られる際は、事前に相談日時等について予約願います。**

相談内容：賃金・残業代が支払われない、予告なく解雇された等

相談時間：9:30～16:30 (12:00～13:00を除く)

英語	月・金	東京労働局 労働基準部 監督課 ☎03-3816-2135 102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階 東西線・半蔵門線・都営新宿線 九段下駅徒歩5分
中国語	月・火・木	
タガログ語	火・水・金	
ベトナム語	月・火・水・金	
ネパール語	火・木	
カンボジア語 (クメール語)	水	
モンゴル語	木	

英語	火	新宿労働基準監督署 ☎03-5338-5582 169-0073 新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎4階 JR線 高田馬場駅 戸山口下車徒歩5分 西武線 高田馬場駅 戸山口下車徒歩7分 東西線 高田馬場駅下車徒歩10分
中国語	火・木・金	
ミャンマー語	月	
韓国語	月・木・金	
タイ語	水	
インドネシア語	水	

外国人労働者向け相談ダイヤルのご案内

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、英語や中国語のほか、下記の13言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに8.5円（税込）、携帯電話からは180秒ごとに10円（税込）の料金が発生します。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001701
中国語			0570-001702
ポルトガル語			0570-001703
スペイン語			0570-001704
タガログ語	火～金		0570-001705
ベトナム語	月～金		0570-001706
ミャンマー語	月		0570-001707
ネパール語	火、木		0570-001708
韓国語	月、木、金		0570-001709
タイ語	水		0570-001712
インドネシア語			0570-001715
カンボジア語 (クメール語)			0570-001716
モンゴル語	木		0570-001718

労働条件相談ホットラインのご案内

「労働条件相談ホットライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。全国どこからでも、無料で通話できるフリーダイヤルです。固定電話・携帯電話・公衆電話のいずれからでも御利用いただけます。「労働条件相談ホットライン」での相談は、日本語に加え、英語や中国語のほか、下記の14言語に対応しています。都道府県労働局や労働基準監督署の閉庁後や休日に、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	○平日 (月～金) 午後5時～午後10時 ○土日・祝日 午前9時～午後9時	0120-811-610
英語			0120-531-401
中国語			0120-531-402
ポルトガル語			0120-531-403
スペイン語			0120-531-404
タガログ語			0120-531-405
ベトナム語			0120-531-406
ミャンマー語			0120-531-407
ネパール語			0120-531-408
韓国語			0120-613-801
タイ語			0120-613-802
インドネシア語			0120-613-803
カンボジア語 (クメール語)			0120-613-804
モンゴル語			0120-613-805

東京外国人雇用サービスセンター 移転のご案内

東京外国人雇用サービスセンターは、
「外国人滞在支援センター(FRESC/フレスク)」
に移転します。

移転日：令和2年6月29日(月)

新住所：〒160-0004

東京都新宿区四谷1丁目6番1号
コモレ四谷 四谷タワー 13階

【最寄駅】

J R中央線・総武線/丸ノ内線 四ツ谷駅 徒歩1分
南北線 四ツ谷駅 徒歩3分

【開庁時間】

平日9:00~17:00
土日祝日、年末年始は閉庁

【電話番号】(6月29日より)

0570-011000 (代表電話：ナビダイヤル)

① 上記に電話 → ② 言語を選択(「1」日本語 or 「2」英語) → ③ 施設を選択(「3」をプッシュ)

「外国人滞在支援センター(FRESC/フレスク)」とは、日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する国の機関です。
入居機関：出入国在留管理庁在留支援課・開示請求窓口、東京出入国在留管理局、東京法務局
人権擁護部、日本司法支援センター(法テラス)、東京労働局外国人特別相談・支援室、
東京外国人雇用サービスセンター、外務省ビザ・インフォメーション、日本貿易振興機構(ジェトロ)

外国人在留支援センター FRESC



外国人在留支援センター

FRESC

がいこくじんざいりゅうしえんせんたー
Foreign Residents Support Center (FRESC)

フレスク

Phone Number 代表電話番号(でんわ) **0570-011000** (ナビダイヤル)

一部のIP電話及び海外からはこちら
03-5363-3013

Address 住所(ばしょ)

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー13F

Opening hours 開庁時間(あいているじかん)

9:00~17:00 ※土・日・祝・年末年始は休庁

Access アクセス(あくせす)

- JR中央線・総武線 四ツ谷駅：徒歩1分
- 東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅：徒歩1分
- 東京メトロ南北線 四ツ谷駅：徒歩3分



出入国在留管理庁(情報公開窓口)

しゅうつにゅうこくざいりゅうかんりぢやう (じようほうこうかいまどぐち)

Immigration Services Agency of Japan

TEL. 03-5363-3005

http://www.immi-moj.go.jp/news-list/kajiji_release.html



日本貿易振興機構(ジェトロ)(高度外国人材活用相談)

にほんほういさきしんこうきこう じえとろ

Japan External Trade Organization (JETRO)

TEL. 03-3582-5203

e-mail: OpenforProfessionals@jetro.go.jp ※相談用メールアドレス
<https://www.jetro.go.jp/hrportal/>



東京出入国在留管理局(在留相談)

とうきやうしゅうこくざいりゅうかんりきよく (ざいりゅうそうだん)

Tokyo Regional Immigration Services Bureau

TEL. 03-5363-3025

※予約専用
e-mail: info-freesc@imj.go.jp
<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kitkou/tokyo.html>



外務省 ビザ・インフォメーション(査証相談)

がいむしやう びざいんふおめーしょん (びざのそうだん)

MOFA Visa Information

TEL. 0570-011000

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/tokyo/visa/index.html>



東京法務局人権擁護部(人権相談)

とうきやうほうむきよくじんけんようほふ (じんけんたんのじんけんそうだん)

Tokyo Legal Affairs Bureau Human Rights Department

みんなの 인권110番 0570-003-110

外国人権相談ダイヤル 0570-090-911

<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/>



東京労働局外国人特別相談・支援室(労働問題相談)

とうきやうろうどうきよくがいこくじんとくべつそうだんしえんしつ(しごとめそうだん)

Tokyo Labour Bureau Consultation and Support Office for Foreigners

TEL. 0570-011000

<https://site.mhlw.go.jp/tokyo-roudojoku-freesc.html> <https://www.toshiren.or.jp/freac/>



日本司法支援センター(法テラス)(情報提供・法律相談)

にほんしほうしえんせんたー(ほうてらす) (ほうりつでにまわっていること)

Japan Legal Support Center (Houterasu)

TEL. 0570-011000 (日本語)

0570-078377 (その他の言語)

<https://www.houterasu.or.jp>



東京外国人雇用サービスセンター(就職相談)

とうきやうがいこくじんこうようさーびすせんたー(しゅうしょくそうだん)

Tokyo Employment Service Center for Foreigners

TEL. 0570-011000

<https://site.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/>



労働問題相談

就職相談



外国人技能実習制度の現状

令和2年6月

東京出入国在留管理局研修・短期滞在審査部門

失踪技能実習生を減少させるための施策



1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注) 技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
 - ・ 監理団体の許可制
 - ・ 母国語相談体制の充実
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討 (PTにおける主な指摘事項)
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

① 不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

② 実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

③ 失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④ その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。



① 本国への帰国が困難な方

⇒ 「特定活動（6か月・就労可）」 又は 「特定活動（6か月・就労不可）」 への在留資格変更が可能です

※ 「特定活動（6か月・就労可）」は、従前と同一の業務で就労を希望する方に限ります

（5月21日変更点：在留資格・在留期間を「特定活動（6か月）」としました。）

※ 帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です

② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」 への在留資格変更が可能です

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」 への在留資格変更が可能です

【以下については技能実習2号を修了される方へのご案内です】

④ 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

⇒ 移行準備の間、「特定活動（4か月・就労可）」 への在留資格変更が可能です

※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、必要書類を簡素化しています

※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります

※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html

⑤ 「技能実習3号」への移行を希望される方

⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」 への在留資格変更が可能です

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html

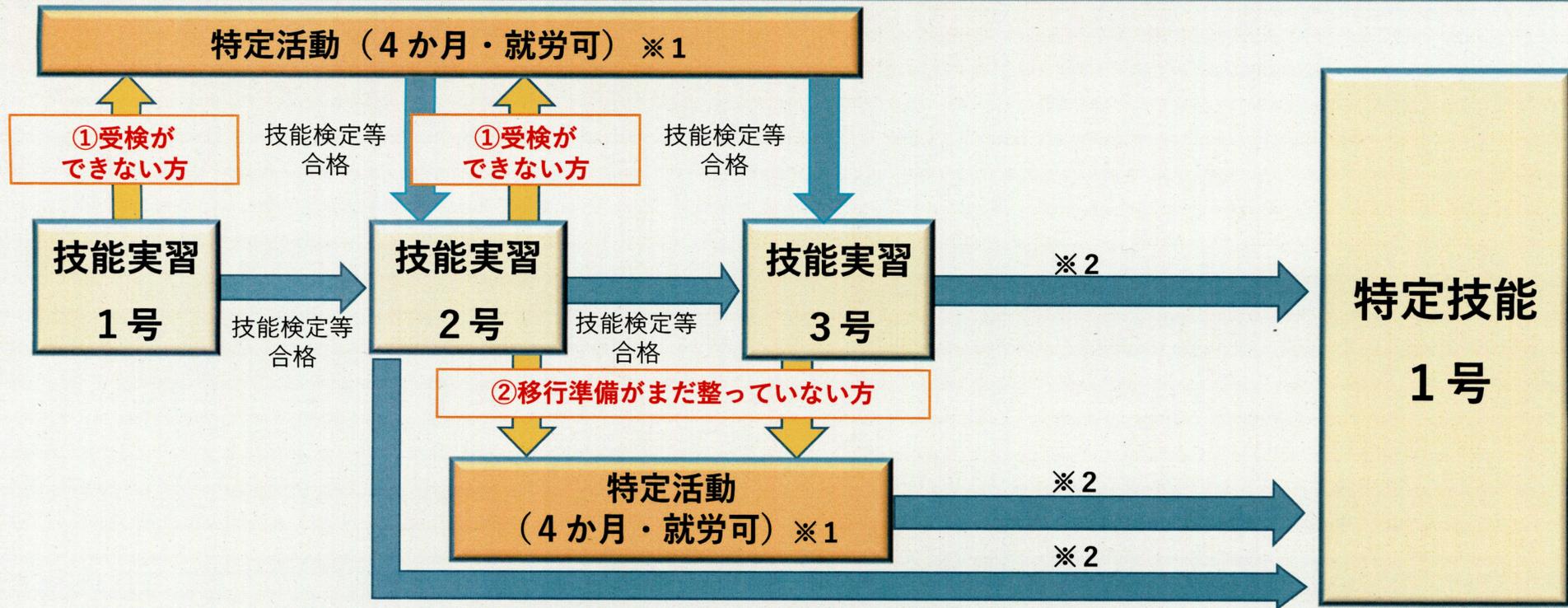
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて（チャート図）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」※3等への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。
- ※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能，日本語）が免除されます。
- ※3 従前と同一の業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について ～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～

目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

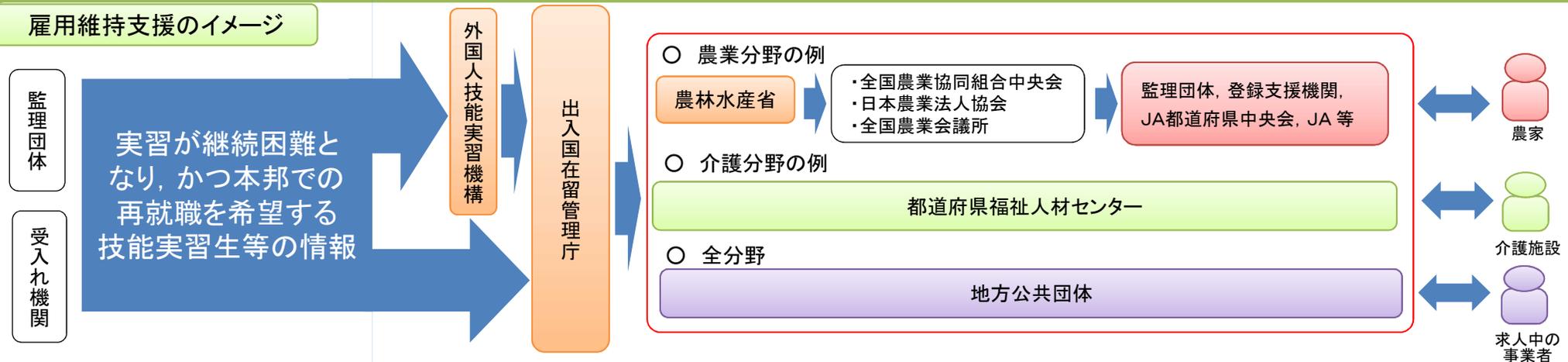
支援の概要

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。
また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し、外国人からの各種相談に適切に対応する。

在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
 - 在留期間 最大1年
 - 令和2年4月20日から実施
- 要件
- ・申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
 - ・申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること
(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る)
 - ・受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
 - ・受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
 - ・受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと

雇用維持支援のイメージ



外国人技能実習機構の概要と 主な業務について

令和2年6月26日

OTIT 外国人技能実習機構
東京事務所

目次

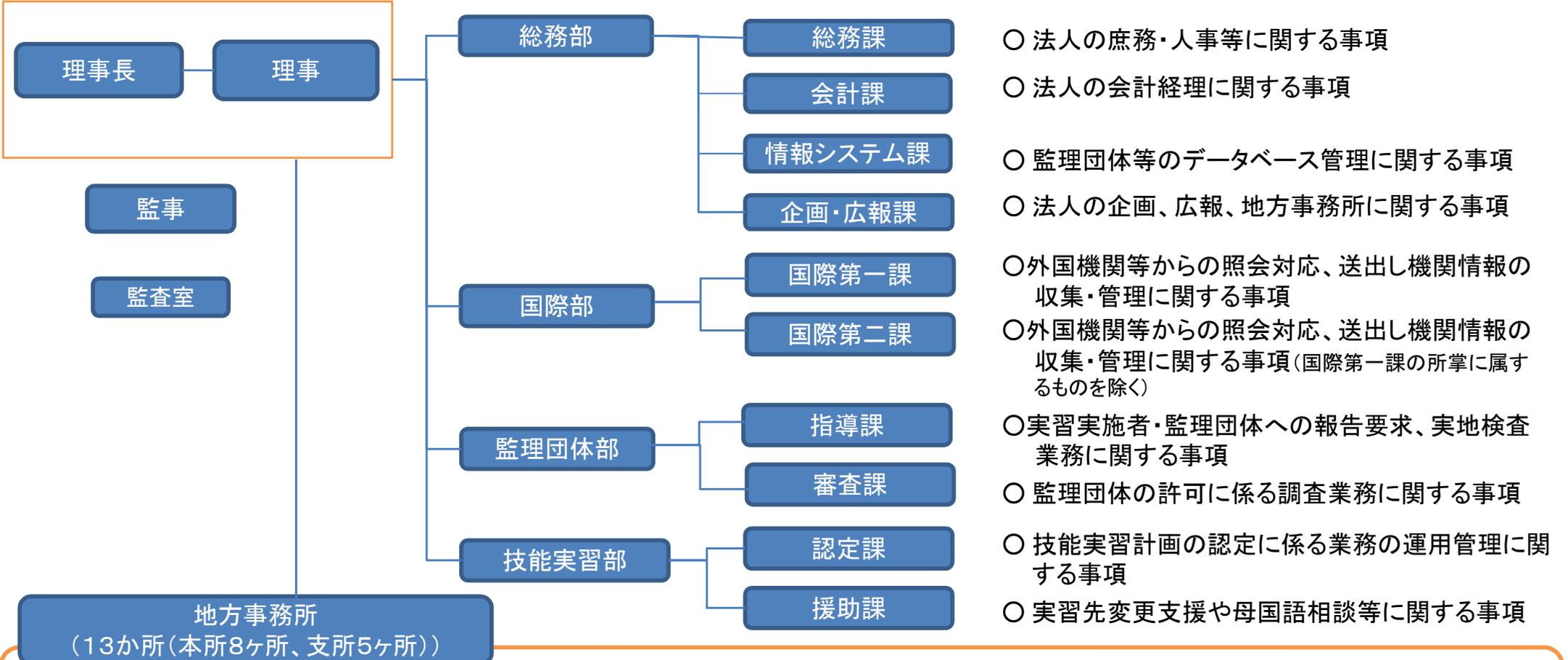
1 . 機構の概要	1
2 . 機構の主な業務	4
3 . 各種統計	11

1. 機構の概要

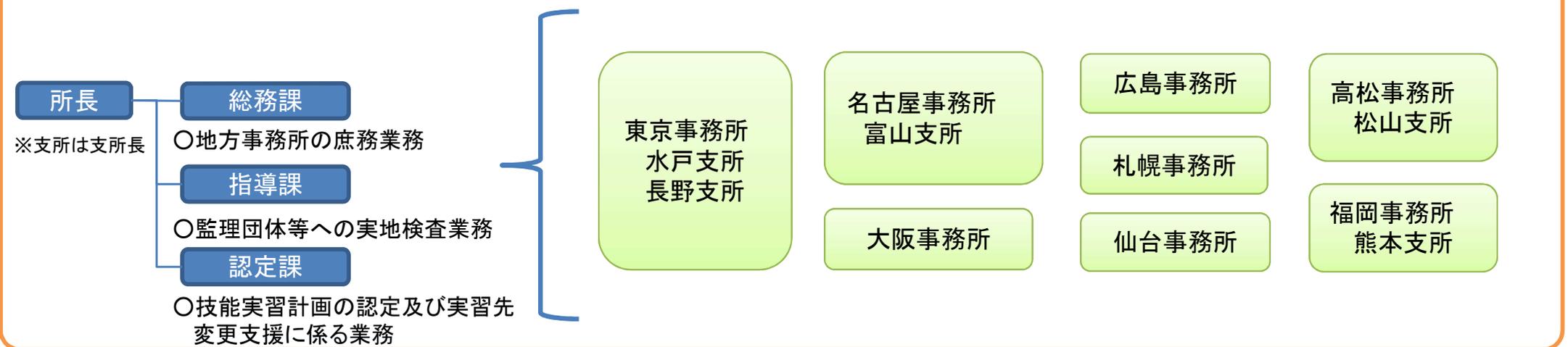
外国人技能実習機構について

- 設置根拠 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 法人形態 認可法人(法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可)
- 目的 外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。
- 設立 平成29年1月25日(設立登記日)
- 役職員 理事長 鈴木 芳夫
理事 川口 達三
小出 賢三
金原 主幸
監事 杉澤 直樹
藤川 裕紀子(非常勤)
- 予算 交付金 62億9,194万円(令和2年度予算)
- 業務内容 1. 技能実習計画の認定
2. 実習実施者や監理団体への実地検査
3. 実習実施者の届出の受理
4. 監理団体の許可に関する調査
5. 技能実習生に対する相談・援助等
- 本部所在地 海岸庁舎(総務部・国際部・監理団体部・技能実習部)
〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階
URL: <https://www.otit.go.jp/>
- 地方事務所・支所 13か所(札幌、仙台、東京、水戸、長野、名古屋、富山、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本)

機構の組織・体制について



- 法人の庶務・人事等に関する事項
- 法人の会計経理に関する事項
- 監理団体等のデータベース管理に関する事項
- 法人の企画、広報、地方事務所に関する事項
- 外国機関等からの照会対応、送出し機関情報の収集・管理に関する事項
- 外国機関等からの照会対応、送出し機関情報の収集・管理に関する事項(国際第一課の所掌に属するものを除く)
- 実習実施者・監理団体への報告要求、実地検査業務に関する事項
- 監理団体の許可に係る調査業務に関する事項
- 技能実習計画の認定に係る業務の運用管理に関する事項
- 実習先変更支援や母国語相談等に関する事項



2. 機構の主な業務

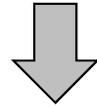
監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

監理団体の許可

技能実習計画の認定等

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

- 許可基準に適合すること
 - ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
 - ・ 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと
 - ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

実習実施者
+ 監理団体

実習実施者

外国人技能
実習機構

技能実習計画の作成

技能実習計画の認定申請

計画の内容や受入体制の適正性等を審査

- 認定基準に適合すること
 - ・ 技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
 - ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと
 - ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

技能実習計画の認定

技能実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等

法務大臣
(地方出入国在留管理局長)

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

技能実習生の受入れ

監理団体の許可申請手続

1 監理団体の許可

技能実習法に基づき、団体監理型で技能実習生を受け入れる（技能実習生と実習実施者の雇用契約の成立のあっせんを行うことを含む。）ためには、まずは、主務大臣から監理団体の許可を受けることが必要。
監理団体の許可のための事務は、外国人技能実習機構（機構）が行う。

2 監理団体の許可の区分

監理団体の許可には、次の二つの事業区分がある。
どの段階までの技能実習の監理事業を行うのかを確認の上、許可申請を行うことが必要。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は5年※
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号	5年又は7年※

※前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

技能実習計画の認定申請手続

1 技能実習計画の認定

技能実習法に基づき、技能実習生を受け入れるためには、技能実習生ごとに「技能実習計画」を作成し、その技能実習計画が適当である旨、外国人技能実習機構（機構）の認定を受けることが必要。

2 技能実習計画の種類

技能実習の受入れ形態は2種類（企業単独型及び団体監理型）あるほか、その形態ごとの第1号、第2号又は第3号の技能実習の区分に応じて、その都度、申請者（技能実習を行わせようとする方）が計画を作成。

- 団体監理型の場合、監理団体（あらかじめ機構に対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要あり）の指導に基づいて計画を作成。
- 機構から技能実習計画の認定を受けた後は、別途、地方出入国在留管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要。

機構の職員が認定された技能実習計画に従って技能実習を実施しているかや監理事業の状況等、技能実習の実施状況について検査を行うもの。

(許可・認定の審査と共に、技能実習制度の適正な運用の確保のための中心的な役割を果たす業務)

【参考】外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(抄)

(機構による事務の実施)

第十四条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第十二条第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、この節の規定を施行するために必要な限度において、次に掲げる事務を機構に行わせることができる。

- 一 実習実施者等若しくは監理団体等又は役職員等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務
- 二 その職員をして、関係者に対して質問させ、又は実地に実習実施者等若しくは監理団体等の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務

2～3 (略)

技能実習生の支援・保護（1）

1. 技能実習生への相談対応

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応を実施（平日 9：00～17：00）。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。電話料金はフリーダイヤルで無料。

対応言語	対応日時
ベトナム語	月、火、水、木、金 11:00～19:00
中国語	月、水、金 11:00～19:00
インドネシア語	火、木 11:00～19:00
フィリピン語	火、土 11:00～19:00
英語	火、土 11:00～19:00
タイ語	木、土 11:00～19:00
カンボジア語	木 11:00～19:00
ミャンマー語	金 11:00～19:00

2. 技能実習法第49条第1項の申告について

技能実習生が母国語で出入国在留管理庁長官と厚生労働大臣に対して申告を行うことを支援。

- ・申告とは、技能実習生自らが、実習実施者又は監理団体等の技能実習法令の違反行為について、出入国在留管理庁長官又は厚生労働大臣に申告することをいう。
- ・実習実施者及び監理団体等は申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされている。

技能実習生の支援・保護（２）

3. 技能実習生の実習先変更支援（実習継続困難時）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先の変更支援に当たっては「**監理団体向け実習先変更支援サイト**」(<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>)を開設するとともに、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供する個別支援を行う。

4. 技能実習生の実習先変更支援（3号移行時）

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった技能実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができる。

こうした技能実習生を支援するため、機構は、3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供する「**実習生向け実習先変更支援サイト**」(<https://www.support.otit.go.jp/jisshu/>)を開設。

5. 技能実習生への一時宿泊先の提供

技能実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合には、機構として、当該実習生に対し、一時宿泊先の提供等の支援を行う。

6. 技能実習生への技能検定等の受検手続支援

機構では、技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

7. 技能実習生手帳の配布

○作成部数 約69万部

○作成言語 9か国語（ベトナム語、中国語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語、カンボジア語、英語）

3. 各種統計

※実績値は速報値に基づくもの。

新たな技能実習制度における件数（１）（関東地区ブロック）

1 監理団体許可件数（令和２年６月８日現在）

	一般監理事業	特定監理事業	合計
茨城県	49件	85件	134件
栃木県	19件	14件	33件
群馬県	24件	40件	64件
埼玉県	37件	56件	93件
千葉県	37件	79件	116件
東京都	176件	121件	297件
神奈川県	25件	33件	58件
新潟県	16件	6件	22件
山梨県	6件	4件	10件
長野県	23件	35件	58件

新たな技能実習制度における件数（2）（関東地区ブロック）

2 技能実習計画認定件数（令和2年3月末現在）

	担当区域	企業単独型	団体監理型	合計
東京事務所	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	7,725件	200,555件	208,280件
水戸支所	茨城県	41件	26,732件	26,773件
長野支所	新潟県 長野県	729件	24,721件	25,450件

3 相談件数（令和2年3月末現在）

母国語相談件数 7,103件（電話4,779件、メール2,289件、手紙35件）

【主な相談内容】

- 技能実習制度に関すること
- 賃金・時間外労働等の労働条件に関すること
- 管理に関すること
- 途中帰国に関すること
- 実習先変更に関すること

新たな技能実習制度における申請等件数（3）

3. 申告・援助・支援件数（令和2年3月末現在）

申告件数	223件
実習先変更支援件数	110件
宿泊援助件数	71件

【主な実習先変更理由】

- 実習実施者と技能実習生との間の諸問題
- 実習実施者の倒産・経営悪化

4. 受検支援件数（令和2年3月末現在）

受検支援 取次人数	606,543件
-----------	----------

機構における新型コロナウイルス感染症に係る対応概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響等の把握及び対応について

外国人技能実習機構においては、地方事務所・支所、母国語相談等により、監理団体、実習実施者及び技能実習生等からの相談を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響や監理団体等からの要望についての把握に努め、主務省庁に報告するとともに、主務省庁が作成したQ&Aや周知用リーフレット等を用いて、技能実習制度その他制度について説明する等、的確に対応している。

新型コロナウイルス感染症の主な対応概要について

○以下の相談について、主務省庁作成のQ&A等を用いて、技能実習計画の申請等技能実習制度に係る手続きを案内するとともに、在留資格の取扱い等その他制度についても説明

- 1 入国が当初の予定より遅れる等、技能実習生の来日が困難になるとの相談
- 2 技能実習を修了したが、飛行機のチケットが手配できない等、技能実習生の帰国が困難になるとの相談
- 3 イベント等の自粛要請により、技能検定が受検できなくなった等、技能実習生が次の段階の技能実習への円滑な移行が困難になるとの相談
- 4 「特定技能1号」への移行の準備に時間を要する等、技能実習生が特定技能への円滑な移行が困難になるとの相談

○以下の技能実習制度の取扱いについて、当面の措置として技能実習計画の認定を行う等、柔軟な対応の実施

- 1 技能実習責任者等の養成講習の受講が困難となった場合の取扱い
- 2 入国後講習の受講に当たり、新型コロナウイルス感染症への感染防止等の観点から、座学による講習の実施が困難となった場合の取扱い
- 3 繊維・衣服関係の職種の実習実施者が、技能実習生をマスク等の医療用資材の製造に従事させる場合の取扱い
- 4 実習実施者に対する監査や訪問指導の現地確認が著しく困難となった場合についての取扱い

※詳細は機構ホームページに掲載されている「新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について(周知)」を参照

別紙 1 (フォローアップ調査)

日本語

English

中文

Tiếng Việt

Tagalog

Bahasa Indonesia

ภาษาไทย

ភាសាខ្មែរ

မြန်မာဘာသာ

தமிழ்நாடு

OTIT 外国人技能実習機構

Organization for Technical Intern Training

技能実習制度による人材育成を通じた
国際協力を推進します

[制度のあらし](#)

[監理団体の皆様へ](#)

[実習実施者の皆様へ](#)

[ぎのうじっしゅうせい
のみなさまへ
技能実習生の皆様へ](#)

[外国人技能実習
機構について](#)

[お問い合わせ先の
ご案内](#)

[HOME](#) > [調査・統計](#) > [調査](#)

調査

調査・統計

調査

[平成30年度技能実習制度に関する調査 \(English\)](#)

別添 1 [帰国後技能実習生フォローアップ調査 \(概要\)](#)

[\(English\)](#) [\(中文\)](#) [\(Tiếng Việt\)](#) [\(Tagalog\)](#) [\(Bahasa Indonesia\)](#) [\(ภาษาไทย\)](#)

統計

別添 2 [帰国後技能実習生に対する支援実態等調査 \(概要\)](#)

[\(English\)](#) [\(中文\)](#) [\(Tiếng Việt\)](#) [\(Tagalog\)](#) [\(Bahasa Indonesia\)](#) [\(ภาษาไทย\)](#)

[帰国後技能実習生のフォローアップ・アフターケア等に関する取組事例](#)

[技能実習期間中の課外活動に関する取組事例](#)

※ 当該資料の著作権は当機構が有しておりますが、利用する際、事前の当機構への許諾は基本的に不要です。

法人番号 5010405015455

認可法人 外国人技能実習機構

本部 〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-x3階

※電話番号については、[所在地・連絡先のページ](#)をご覧ください。

令和元年10月1日

「平成30年度技能実習制度に関する調査」の結果を公表します

外国人技能実習機構では、下記の調査を実施し、結果をとりまとめましたので、公表します。

外国人技能実習機構は、今回の調査結果を踏まえ、今後とも、制度の適正・円滑な運用を図るとともに、広く関係者の皆様に技能実習制度についての理解が深まるよう努めてまいります。

1 帰国後技能実習生フォローアップ調査（技能実習生対象のアンケート調査）

技能実習を修了して帰国した技能実習生に対して、帰国後の就職状況や職位の変化、日本で修得した技術・技能・知識の活用状況などについて調査を実施したものです。平成30年度の調査対象者は、2号の技能実習を修了した技能実習生のうち、平成30年8月から11月までの間に自国（中国、ベトナム、インドネシア、フィリピン及びタイ）に帰国（予定を含む）した19,468人で、うち5,257人の有効回答がありました。

2 帰国後技能実習生に対する支援実態等調査（監理団体等対象のアンケート調査）

技能実習生を受け入れている監理団体及び企業単独型実習実施者（以下「監理団体等」という。）に対して、平成29年度に帰国した技能実習生の就職、技能移転に係る支援のほか、技能実習中の技能実習生の技能等の修得状況などについて調査を実施したものです。監理団体等2,072のうち1,545の有効回答がありました。

【調査結果のポイント】

帰国後技能実習生フォローアップ調査

- ・ 技能実習期間を通じて学んだことが「役に立った」と回答した人は98.2%となっている。
- ・ 役に立った具体的な内容は、「修得した技能」が75.3%と最も高く、「日本での生活経験」が68.5%、「日本語能力の修得」が68.3%と続く。
- ・ 帰国後の就職状況について「雇用されて働いている（22.2%）」、「雇用されて働くことが決まっている（9.1%）」または「起業している（15.0%）」と回答した人

が合計で46.2%となっている。

- ・ 従事する仕事の内容は、「実習と同じ仕事（48.2%）」または「実習と同種の仕事（19.8%）」と回答した人が合計で68.0%となっている。

別添1 帰国後技能実習生のフォローアップ調査（概要）

帰国後技能実習生に対する支援実態等調査

- ・ 帰国後の就職状況について「雇用されて働いている（44.5%）」、「雇用されて働くことが決まっている（5.8%）」または「起業している（5.5%）」と回答した合計が55.9%となっている。
- ・ 従事する仕事の内容は、「実習と同じ仕事（39.6%）」または「実習と同種の仕事（20.4%）」と回答した合計が60.0%となっている。
- ・ 帰国した技能実習生が就職するために「支援を行った」と回答した監理団体等は51.2%となっている。
- ・ 帰国した技能実習生への技能移転を進めるための措置を「執っている」と回答した監理団体等は37.0%となっている。
- ・ 現在、在留する技能実習生の技能実習が「計画どおりに進んでいる」と回答した監理団体等が94.4%となっている。

別添2 帰国後技能実習生に対する支援実態等調査（概要）

【照会先】総務部企画・広報課

担当者：林、山本、立崎

1. 調査趣旨

本調査は、技能実習を修了し帰国した技能実習生について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得した技術・技能・知識の活用状況などを把握することにより、技能実習生の帰国後の実態を明らかにし、技能実習制度の適正・円滑な運用を図るための基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査対象

技能実習2号を修了した技能実習生のうち、平成30年8月から11月までの間に帰国(予定を含む)した19,468人(中国、ベトナム、インドネシア、フィリピン及びタイ)

3. 調査方法

- (1) 調査対象者の所属する監理団体及び企業単独型実習実施者に対し、対象人数分の母国語調査票を送付、本人への配付を依頼
- (2) 調査対象者は帰国後調査票に回答し、母国から郵送にて外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送
- (3) 回答は無記名、多肢選択方式(一部自由記述欄あり)

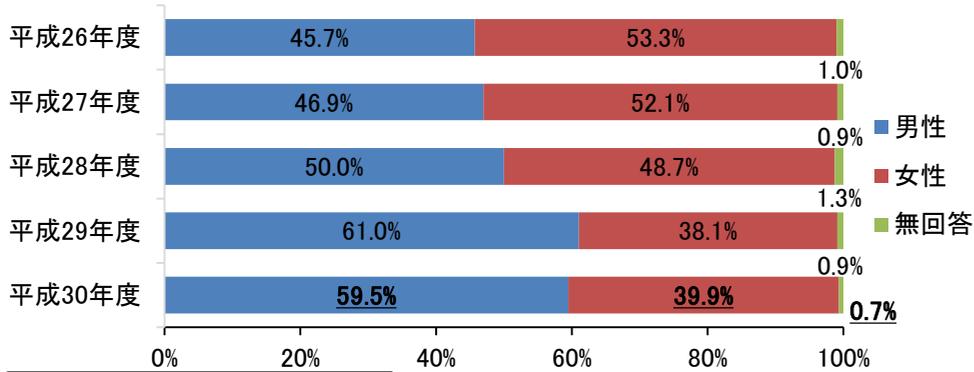
4. 有効回答数・回収率

調査対象数	有効回答数	回収率
19,468	5,257	27.0%

有効回答者の内訳

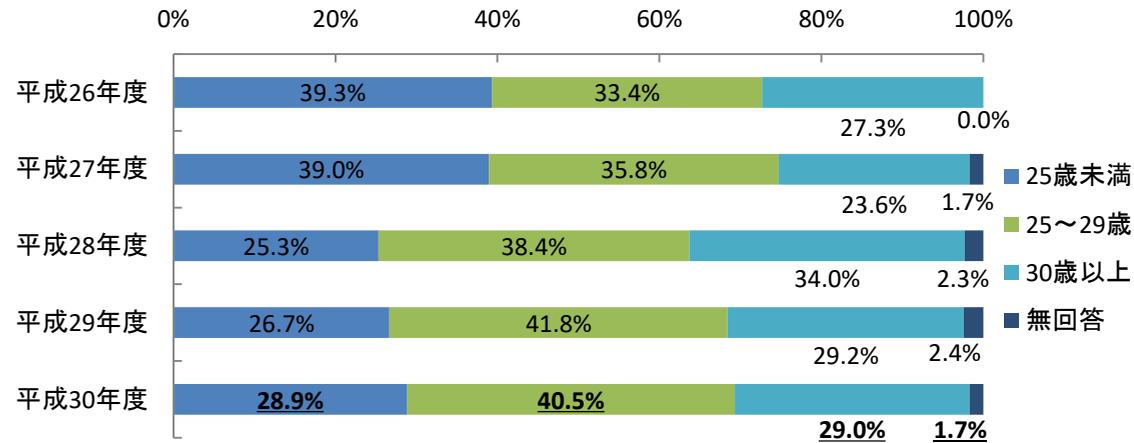
技能実習生の性別

「男性」が59.5%、「女性」が39.9%を占めている。



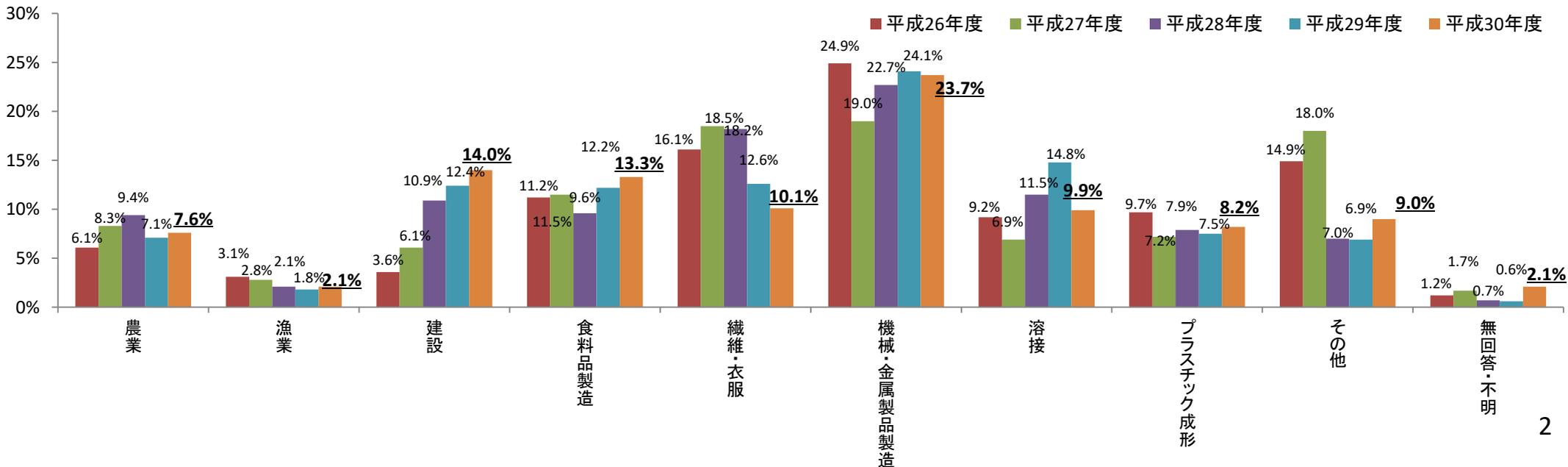
技能実習生の年齢

30歳未満が69.3%を占めている。



技能実習生の職種

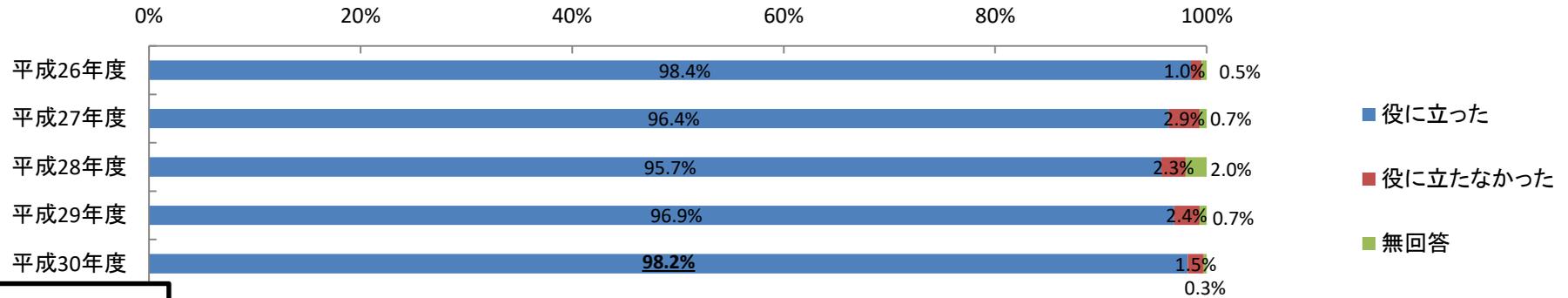
「機械・金属製品製造(23.7%)」、「建設(14.0%)」、「食料品製造(13.3%)」の順で多くなっている。



技能実習の効果

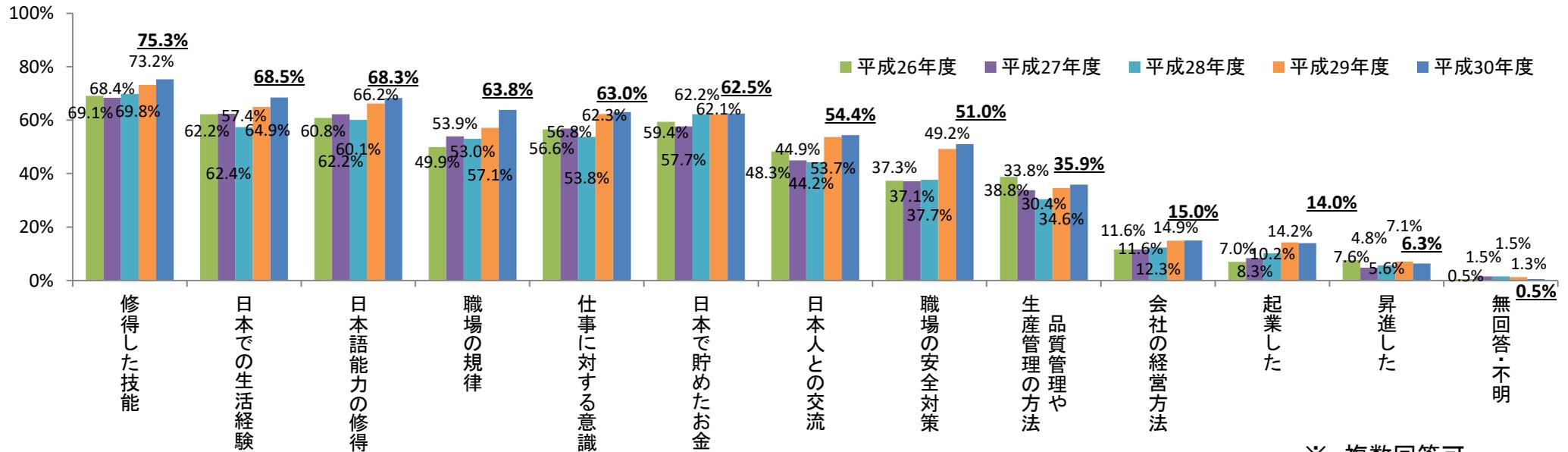
技能実習の効果

技能実習期間を通じて学んだことが「役に立った」と回答した人は98.2%となっている。



役に立った内容

役に立った具体的な内容は、「修得した技能」が75.3%と最も高く、「日本での生活経験」が68.5%、「日本語能力の修得」が68.3%と続く。



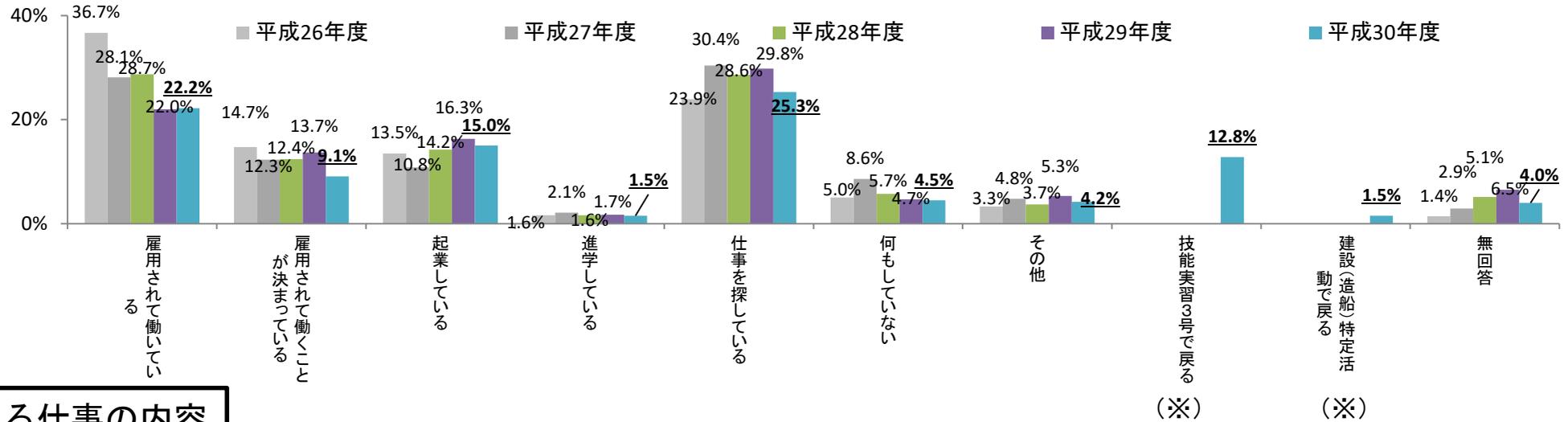
※ 複数回答可

帰国後の就職状況

帰国後の就職状況

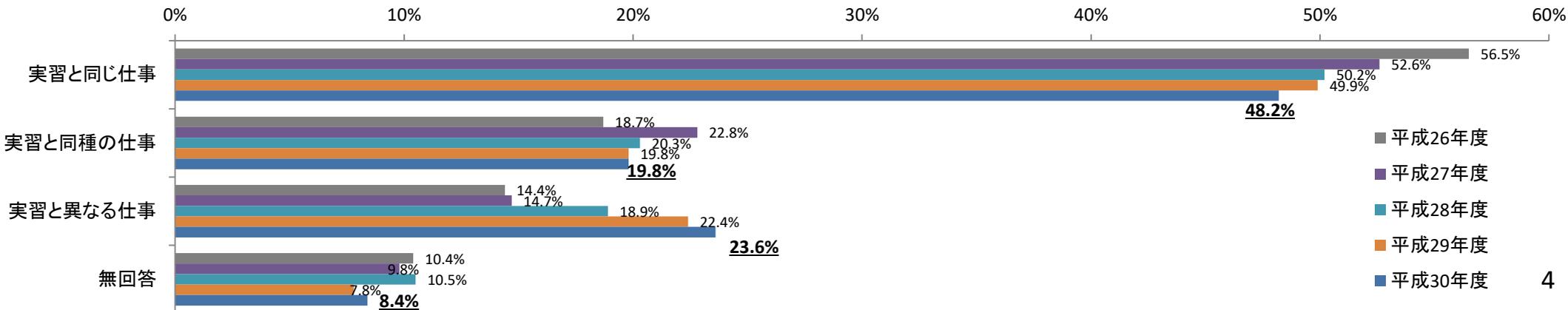
※「技能実習3号で戻る」及び「建設（造船）特定活動で戻る」は平成30年度から選択肢に追加。
建設（造船）特定活動とは、建設（造船）分野の外国人材受入れのための緊急かつ時限的措置に係る在留資格。

帰国後の就職状況について「雇用されて働いている(22.2%)」、「雇用されて働くことが決まっている(9.1%)」または「起業している(15.0%)」と回答した人は46.2%となっている。また、帰国後「仕事を探している」と回答した人は25.3%となっている。なお、職種別の状況はP9のとおりである。



従事する仕事の内容

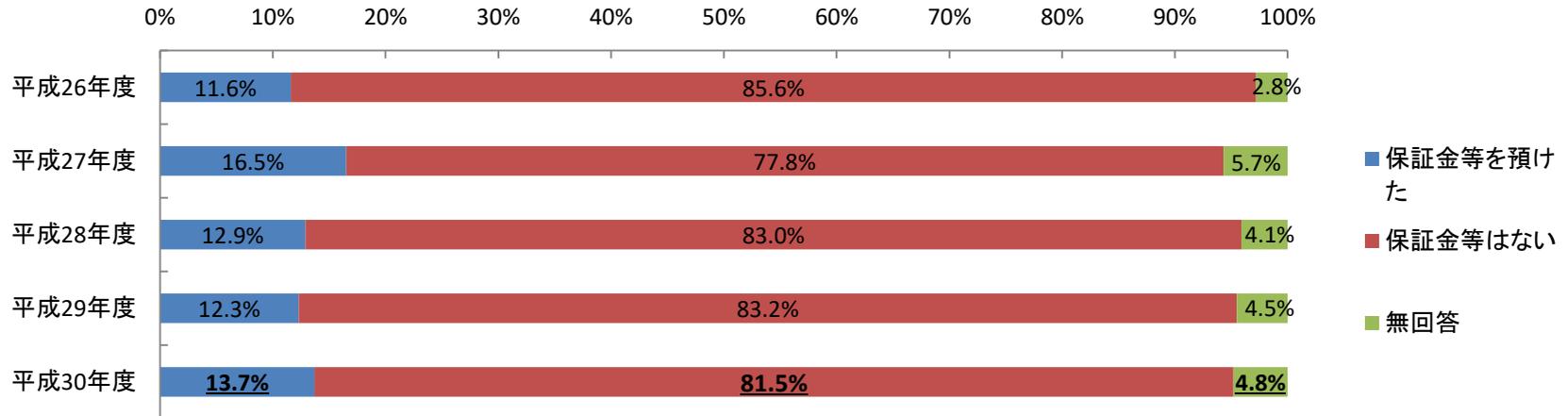
「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(48.2%)」または「実習と同種の仕事(19.8%)」と回答した人は68.0%となっている。



保証金の有無等

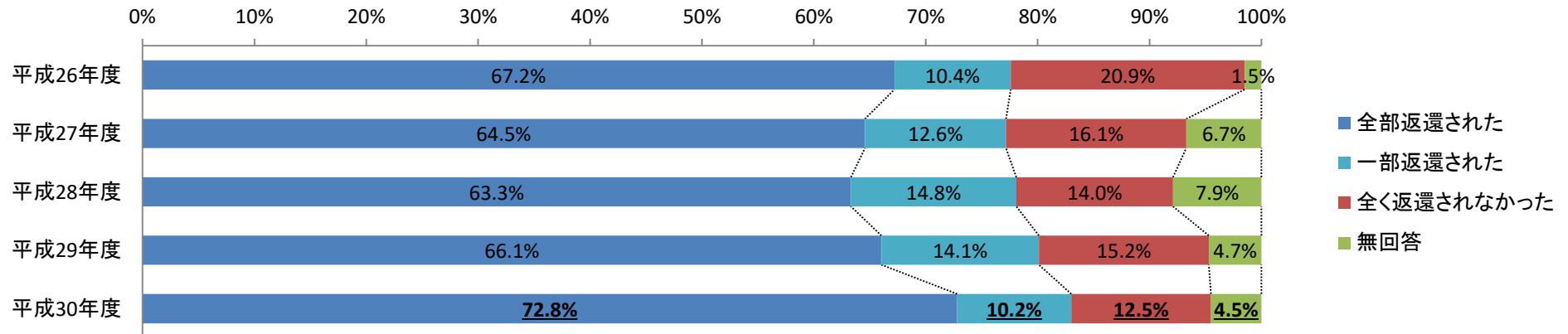
保証金等の有無

「保証金等はない」と回答した人は81.5%となっている。



保証金等の返還の有無

「保証金等を預けた」回答者に対し、返還状況について尋ねたところ、「全部返還された」と回答した人は72.8%となっている。

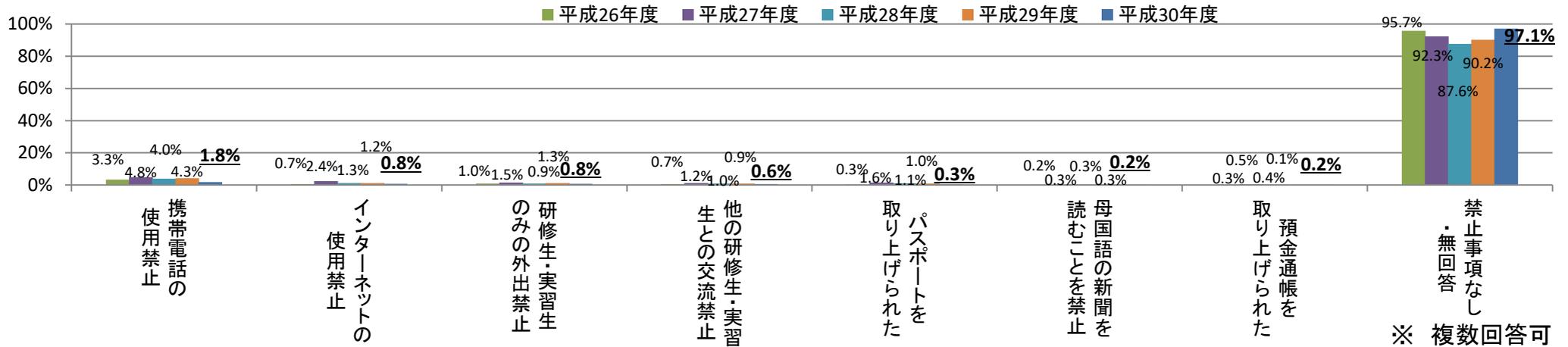


※保証金等とは、技能実習生本人または親族などから送出機関や監理団体に預ける金品、不動産などを指し、実習生本人が失踪した場合等にそれら機関に対する保障に充てられるもの。なお、日本への渡航費用などの工面のために行う借金のことではない。

在留中の問題の有無

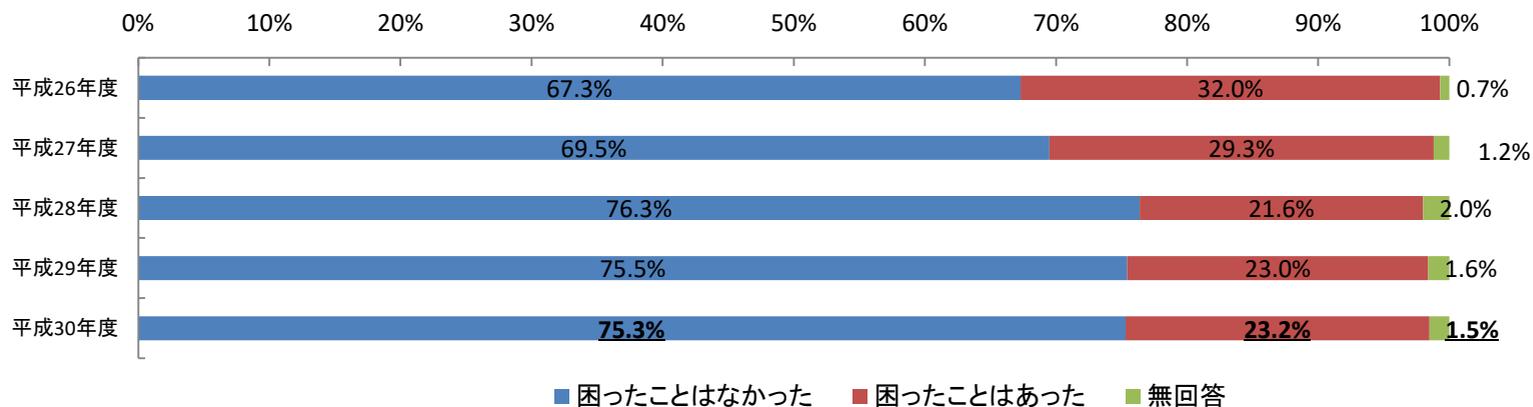
実習期間（在留）中の禁止事項

「禁止事項がなかった」との回答（無回答を含む）は97.1%となっている。禁止事項の内容は、「携帯電話の使用禁止」が1.8%で最も多い。

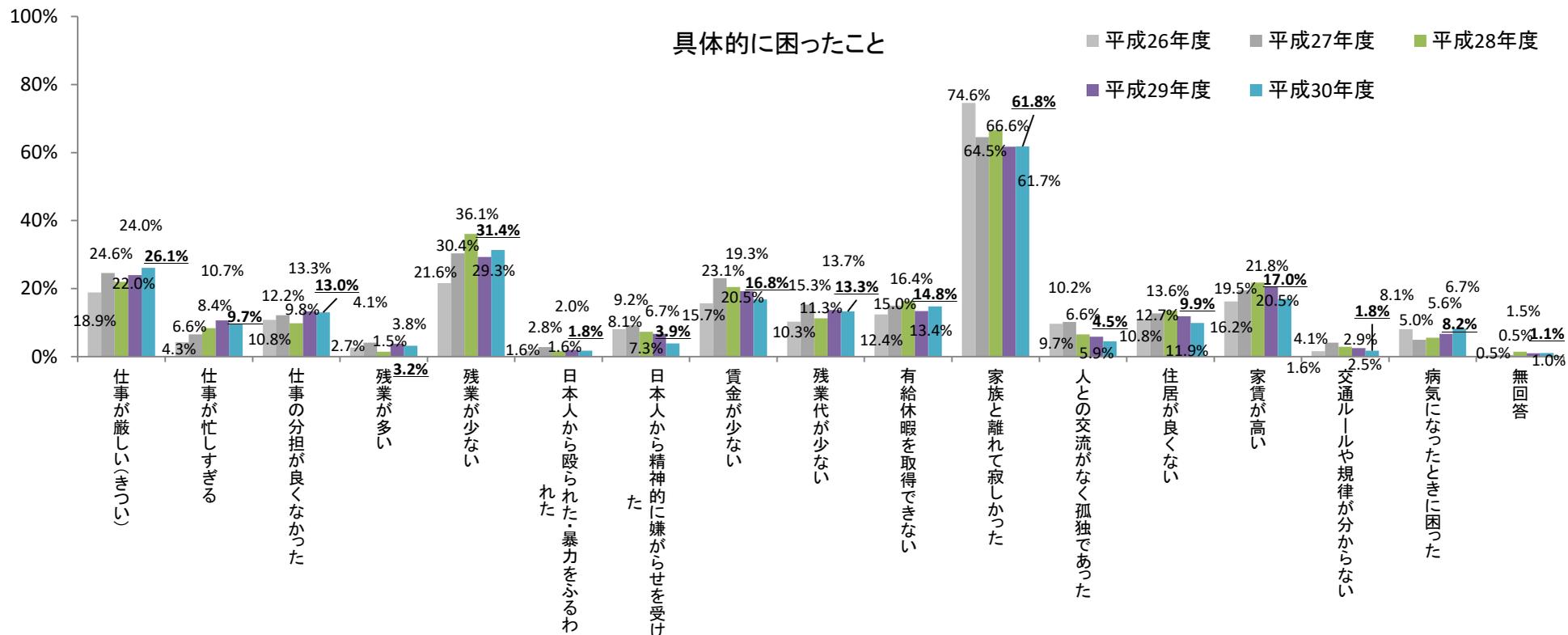


実習期間（在留）中に困ったこと

日本在留中にコミュニケーション以外で困ったことがあったかどうかを尋ねたところ、「困ったことはなかった」と回答した人は75.3%となっている。「困ったことはあった」と回答した人の具体的な内容は、「家族と離れて寂しかった」が61.8%で最も多い。



在留中の問題



※ 複数回答可

自由記述欄(その他の意見)

有効回答した5,257人のうち、783人から意見があった。上記以外の意見の例は以下のとおり。

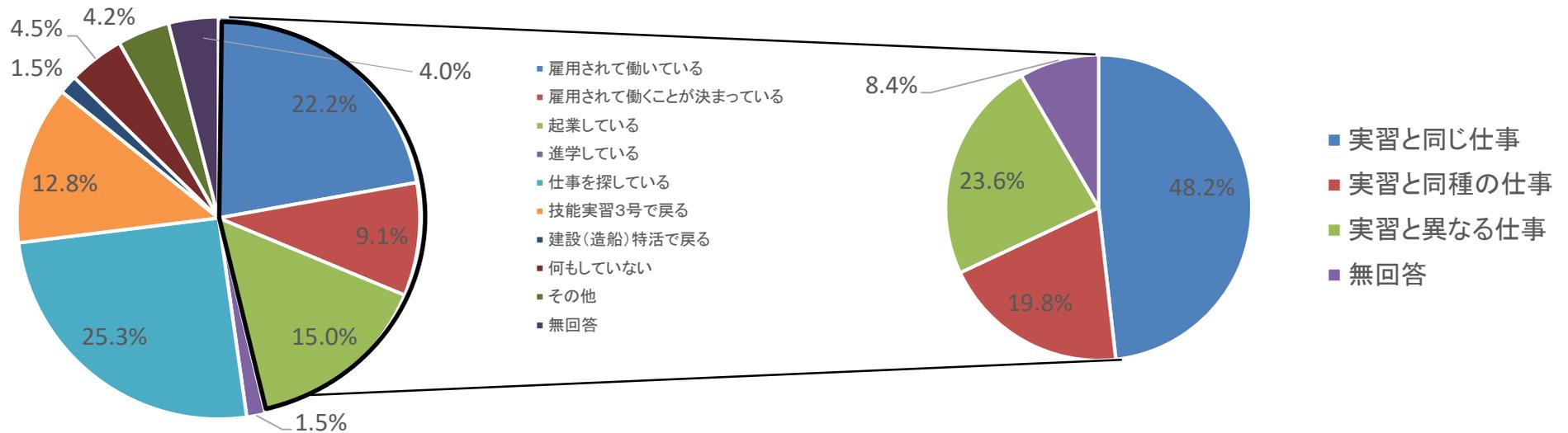
- ・技能実習の機会にとっても感謝している。
- ・また日本で働きたい。
- ・日本は非常に規律正しく快適な国だが、就業中の礼拝への寛容さを得ることが難しい。
- ・技能実習生が日本語習得にもっと力を入れられるようにしてほしい。
- ・日本での生活についての説明がもっと頻繁にあるべき。
- ・実習生のイベントをもっと多く実施してほしい。
- ・日本に到着して間もない時期には、電話、インターネット等に関するサポートがあったほうが良い。
- ・今後、母国の企業でも労働安全面が日本の企業と同等の水準になることを期待する。
- ・社会保険料等の出費が多すぎる。

帰国後の就職状況(全体)

帰国後の就職状況

帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(22.2%)」「雇用されて働くことが決まっている(9.1%)」または「起業している(15.0%)」と回答した人は、46.2%となっている。

また、「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(48.2%)」または「実習と同種の仕事(19.8%)」と回答した人が68.0%となっている。



	平成30年度	(平成29年度)
雇用されて働いている	22.2%	(22.0%)
雇用されて働くことが決まっている	9.1%	(13.7%)
起業している	15.0%	(16.3%)
上記3つの合計(※1)	46.2%	(52.0%)
進学している	1.5%	(1.7%)
仕事を探している	25.3%	(29.8%)
技能実習3号で戻る(※2)	12.8%	(—)
建設(造船)特定活動で戻る(※2)	1.5%	(—)
何もしていない	4.5%	(4.7%)
その他	4.2%	(5.3%)
無回答	4.0%	(6.5%)

	平成30年度	(平成29年度)
実習と同じ仕事	48.2%	(49.9%)
実習と同種の仕事	19.8%	(19.8%)
上記2つの合計(※1)	68.0%	(69.7%)
実習と異なる仕事	23.6%	(22.4%)
無回答	8.4%	(7.8%)

(※1) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

(※2) 「技能実習3号で戻る」及び「建設(造船)特定活動で戻る」は平成30年度から選択肢に追加。

建設(造船)特定活動とは、建設(造船)分野の外国人材受入れのための緊急かつ時限的措置に係る在留資格。

帰国後の就職状況(職種別)

	農業	漁業	建設	食料品製造	繊維・衣服 (縫製)	機械・ 金属製品製造	溶接	プラスチック 成形(強化プラス チック成形含む)	その他	
	平成30年度 (平成29年度)	平成30年度 (平成29年度)	平成30年度 (平成29年度)	平成30年度 (平成29年度)	平成30年度 (平成29年度)	平成30年度 (平成29年度)	平成30年度 (平成29年度)	平成30年度 (平成29年度)	平成30年度 (平成29年度)	
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	22.5% (18.8%)	27.3% (22.1%)	13.0% (13.9%)	23.7% (28.9%)	38.7% (38.7%)	20.2% (18.0%)	19.2% (14.9%)	27.7% (29.4%)	19.5% (19.7%)
	雇用されて働くことが 決まっている	7.8% (9.7%)	6.4% (7.4%)	6.9% (12.2%)	7.6% (10.4%)	13.7% (16.0%)	9.6% (15.8%)	10.2% (14.4%)	7.4% (15.5%)	9.7% (12.1%)
	起業している	18.3% (21.1%)	13.6% (14.7%)	17.4% (23.7%)	12.4% (18.6%)	13.0% (10.2%)	14.6% (14.6%)	16.3% (17.8%)	12.3% (11.7%)	15.6% (14.0%)
	上記3つの合計(※1)	48.5% (49.6%)	47.3% (44.2%)	37.4% (49.8%)	43.8% (57.9%)	65.4% (64.9%)	44.4% (48.4%)	45.7% (47.0%)	47.4% (56.6%)	44.8% (45.8%)
	進学している	1.8% (0.8%)	2.7% (1.1%)	1.2% (2.1%)	1.7% (1.4%)	0.6% (0.6%)	1.7% (2.2%)	1.2% (2.0%)	1.4% (0.7%)	1.7% (2.7%)
	仕事を探している	24.5% (31.1%)	20.0% (32.6%)	22.6% (29.8%)	23.2% (27.3%)	15.2% (21.3%)	30.2% (31.8%)	26.5% (31.9%)	27.9% (29.4%)	28.5% (36.9%)
	技能実習3号で戻る(※2)	9.3% (—)	18.2% (—)	18.8% (—)	12.7% (—)	10.9% (—)	12.7% (—)	11.9% (—)	12.6% (—)	9.5% (—)
	建設(造船)特定活動 で戻る(※2)	0.3% (—)	0.9% (—)	6.8% (—)	0.0% (—)	0.0% (—)	0.3% (—)	4.0% (—)	0.0% (—)	0.2% (—)
	何もしていない	8.0% (5.7%)	4.5% (13.7%)	3.5% (3.5%)	5.6% (3.5%)	4.3% (7.3%)	4.1% (5.3%)	2.9% (2.8%)	4.4% (3.0%)	5.3% (5.1%)
	その他	5.5% (8.1%)	1.8% (4.2%)	5.4% (7.9%)	4.1% (5.0%)	2.6% (3.1%)	4.3% (5.6%)	3.5% (5.0%)	3.7% (3.0%)	5.3% (4.9%)
無回答	2.3% (4.7%)	4.5% (4.2%)	4.3% (6.9%)	8.9% (4.9%)	0.9% (2.8%)	2.3% (6.7%)	4.4% (11.2%)	2.6% (7.2%)	4.7% (4.6%)	
仕事の内容	実習と同じ仕事	47.4% (42.1%)	42.3% (38.1%)	37.5% (40.3%)	41.5% (42.2%)	65.8% (72.6%)	48.4% (45.8%)	50.0% (46.4%)	51.5% (55.5%)	41.5% (55.9%)
	実習と同種の仕事	21.6% (19.5%)	34.6% (33.3%)	17.8% (19.4%)	25.5% (28.8%)	20.4% (11.2%)	16.1% (21.6%)	23.1% (20.4%)	13.2% (16.7%)	18.9% (14.7%)
	上記2つの合計(※1)	69.1% (61.6%)	76.9% (71.4%)	55.3% (59.7%)	67.0% (71.0%)	86.2% (83.8%)	64.4% (67.4%)	73.1% (66.8%)	64.7% (72.2%)	60.4% (70.6%)
	実習と異なる仕事	24.7% (32.1%)	17.3% (21.4%)	33.8% (29.1%)	25.2% (23.0%)	8.6% (9.8%)	25.8% (24.2%)	21.8% (24.4%)	27.9% (21.6%)	25.9% (21.2%)
	無回答	6.2% (6.3%)	5.8% (7.1%)	10.9% (11.2%)	7.8% (6.1%)	5.2% (6.4%)	9.7% (8.5%)	5.0% (8.8%)	7.4% (6.2%)	13.7% (8.2%)

(※1) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。 (※2) 「技能実習3号で戻る」及び「建設(造船)特定活動で戻る」は平成30年度から選択肢に追加。建設(造船)特定活動とは、建設(造船)分野の外国人材受入れのための緊急かつ時限的措置に係る在留資格。

1. 調査趣旨

本調査は、技能実習生を受け入れている監理団体及び企業単独型実習実施者(以下「監理団体等」という。)について、平成29年度に帰国した技能実習生(以下「元実習生」という。)への帰国後の就職状況、就職支援・技能移転に係る支援の実態や技能実習期間中の技能等の修得等の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査対象

元実習生を受け入れていた監理団体等

3. 調査方法

- (1) 技能実習生を受け入れている監理団体等に対し、調査票を送付
- (2) 調査対象者は調査票に回答し、外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送
- (3) 多肢選択方式及び自由記載

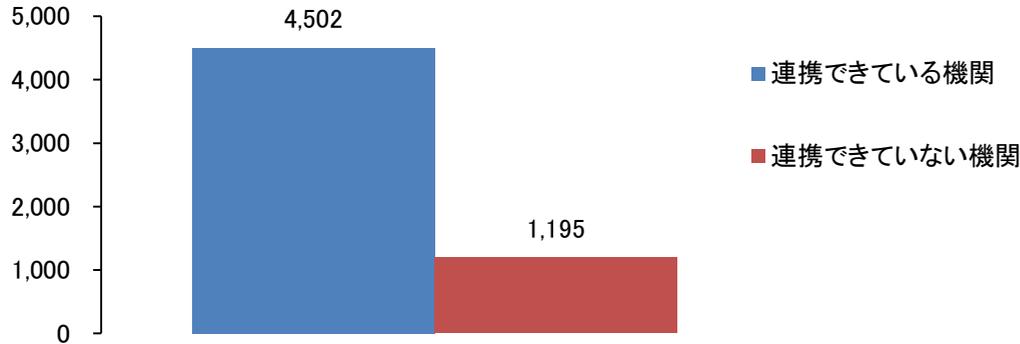
4. 有効回答数・回収率

調査対象数	有効回答数	回収率
2,072	1,545	74.6%

元実習生の帰国後の送出国との連携状況

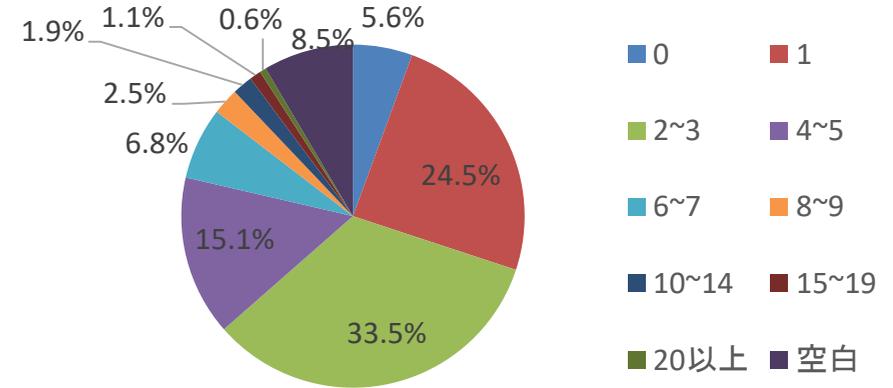
送出国との連携状況

元実習生の帰国後の状況の把握等について、監理団体が送出国と「連携できている機関数」は4,502機関となっている。



連携できている送出国の状況

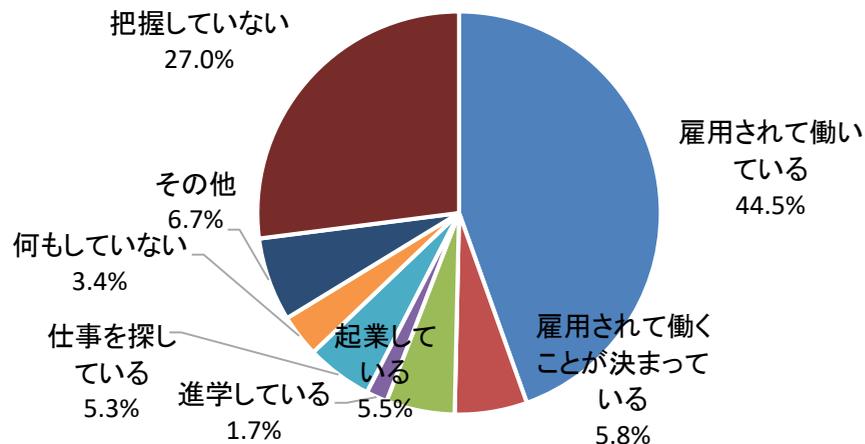
監理団体が連携できている送出国の数について、2～3の機関と回答した監理団体が最も多く33.5%となっている。



元実習生の帰国後の就職状況

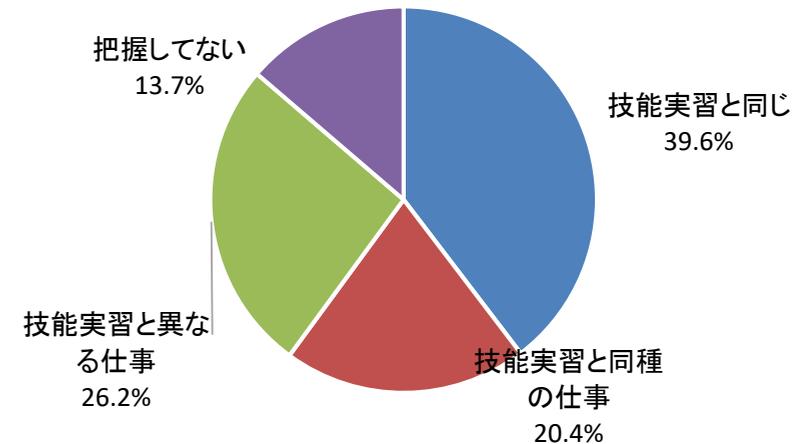
元実習生の帰国後の就職状況

元実習生の帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(44.5%)」、「雇用されて働くことが決まっている(5.8%)」または「起業している(5.5%)」と回答した合計が55.9%となっている。



帰国後の仕事内容

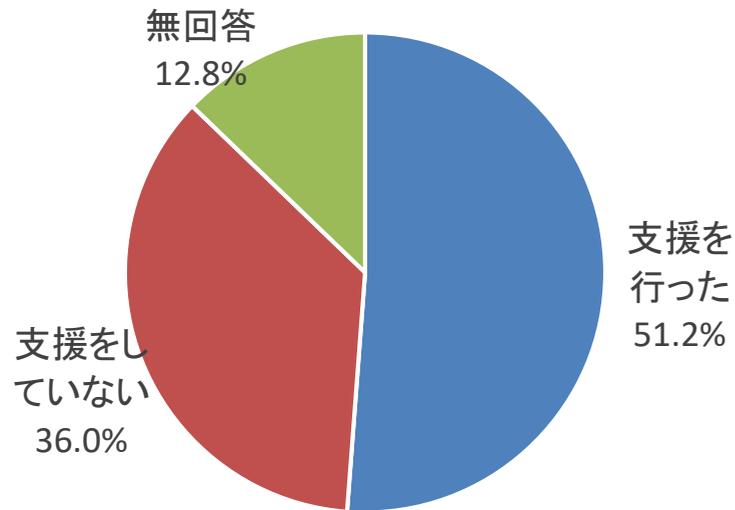
元実習生の従事する仕事の内容が、「技能実習と同じ仕事(39.6%)」または「技能実習と同種の仕事(20.4%)」と回答した合計は60.0%となっている。



元実習生への帰国後の支援状況

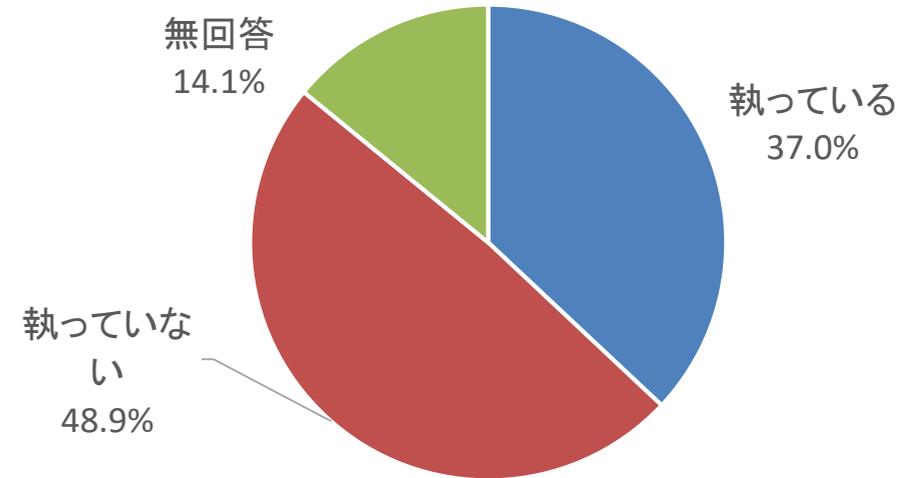
元実習生への就職のための支援状況

元実習生が就職するために「支援を行った」と回答した監理団体等が51.2%となっている。



元実習生への技能移転を進めるための措置状況

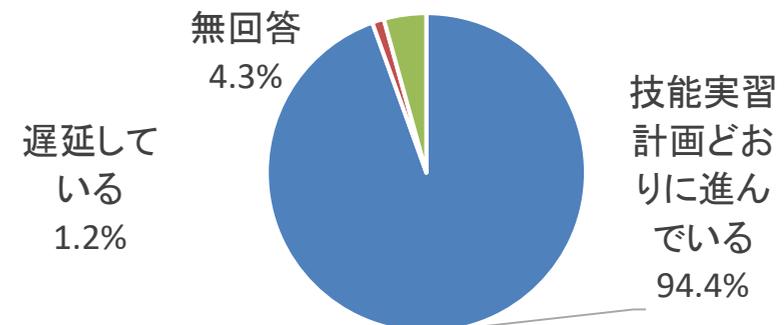
元実習生への技能移転を進めるための措置を「執っている」と回答した監理団体等が37.0%となっている。



実習中の技能実習の進捗状況

実習生の技能実習の進捗状況について

現在、在留する実習生について、「技能実習計画どおりに進んでいる」と回答した監理団体等が94.4%となっている。



帰国後技能実習生のフォローアップ・アフターケア等に関する取組事例 ① 平成30年度調査結果

外国人技能実習機構

岐阜県 C 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数：ベトナム58名、中国16名

実習生の職種：機械・金属製品製造、食料品製造、繊維・衣服、農業、塗装、介護

- 【ポイント】
- ✓ 修得した技能等を活用し、本国で起業
 - ✓ 海外進出の際、技能や経験を身につけた元実習生を幹部登用



写真①

M社ベトナム工場



写真②

マネージャーとして活躍する元実習生(手前左)

帰国後の起業につながった事例

平成20年に傘下実習実施者のS社で受け入れた中国人元実習生は、技能実習を通じて機械加工の技能を修得し、帰国後は、同業種の企業に就職した。就職先において、日本での経験や修得した技能を基に、機械部品や金型部品の研究に勤しんだ。

その結果、平成28年に中国で工業関係の会社を設立するに至り、加工機、マシニングセンター、NC旋盤の最新設備を日系企業等に提供する業務を行っており、S社とも取引を行ったこともある。調査時(平成30年)では、35名の社員を雇用するまでに成長している。

S社においては、企業の基本方針として「人づくり」の重要性を掲げており、さらに企業理念では、「モノ(製品)を作るのは人であり、人の向上こそがモノ(製品)の向上、さらには社員の生活向上、社会の発展貢献へと繋がる」と謳っている。この事例においては、中国人元実習生が、実習先で修得した個々の技能を活用したのみならず、同社が日本で実践してきた「人づくり」の精神を母国で活かし、企業経営に成功したものといえる。

海外進出時における幹部人材への登用となった事例

傘下実習実施者のM社では、ベトナム人実習生を受け入れ、塗装職種の実習を行っており、実習生たちは、塗装の実習を通じ、環境保全・品質確保を目指したマネジメントプログラムの業務経験も積み重ねている。

同社が平成30年にベトナムに工場を開設した際、帰国した元実習生を幹部人材として採用し、彼らは工場立ち上げに尽力した。その後、工場が本稼働し、元実習生は現地採用職員の指導的役割を担っている(写真①、②)。

元実習生のうち1名は、日本に戻り、3号実習生としてM社で実習を行っており、さらなる技能の熟達に励んでいる。

帰国後技能実習生のフォローアップ・アフターケア等に関する取組事例 ② 平成30年度調査結果

外国人技能実習機構

三重県 A 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数：ベトナム60名、中国24名、インドネシア3名、タイ10名、
モンゴル45名

実習生の職種：農業、機械・金属製品製造、ビルクリーニング

モンゴル人元技能実習生（農業）の事例

- 【ポイント】 ✓ 修得技能等を活かして母国で活躍
- ✓ 帰国後の継続的な交流、送出サポート

モンゴルの
キャベツ畑



写真①

日本で修得した技能を活用して野菜栽培



写真②

モンゴルの
ジャガイモ畑

修得した技能を活かした帰国後の開拓と営農

モンゴルでは肉食主体のため、政府が菜食を推奨しているが、野菜のほとんどを中国、韓国、ロシアから輸入しているため、高価なものとなっている。そのため、政府は自国で野菜栽培を行うことを奨励している。

傘下の実習実施者で受け入れた実習生は、モンゴルでも栽培が可能なキャベツ、ジャガイモ等の露地野菜の栽培技能を修得し、帰国後は、5ヘクタールの土地を所有し、キャベツとジャガイモの栽培を行っている(写真①、②)。

モンゴルでは、冬期は寒さが厳しく野菜が育たないため、夏期のみでの栽培に限られるが、2、3年ほどかけて土地を開拓し、現在は安定的な収穫を得ている。

SNSを通じた実習後の交流

モンゴルへの帰国前に、監理団体職員と実習生の間でSNSのアドレスを交換し、連絡を取り合っている。元実習生から監理団体担当者に「実習場所(畑)の現在の様子を見せて。」といったリクエストがあったり、帰国後の連絡では聞き足りなかった技術を学ぶために、短期間、再来日する元実習生もいる。

日本とモンゴルの架け橋となるために

元実習生は、冬期の間は技能実習の送出機関の事務所で働いており、技能実習を通じ日本とモンゴルの架け橋的な存在になりたいという思いで、実習生送り出しのサポートを行ったり、技能実習希望者の相談に乗っている。

帰国後技能実習生のフォローアップ・アフターケア等に関する取組事例 ③ 平成30年度調査結果

外国人技能実習機構

大阪府 B 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数：ベトナム10名、中国33名
実習生の職種：機械・金属製品製造、建設、溶接

【ポイント】
✓ 帰国後もSNSで交流を重ね、技能実習3号としての再来日を橋渡し
✓ 修得した溶接の技能を活かし、本国で起業

SNSでの継続的交流を通じ、3号で再来日した事例

監理団体では、帰国後の元実習生がSNSに投稿した近況などにコメントをする、SNSを通じて連絡があった場合はすぐに回答するなどして交流を重ねている。元実習生からの連絡で多いのは、「技能実習3号で日本に戻りたいという」要望で、監理団体では、このような要望を受けた場合、元実習先や送出機関と連絡調整しながら、受入れ手続きに尽力している。これまでに3名の元実習生が3号で再来日し、元の実習実施者で実習を行っている。3号実習生は実習先で1号、2号実習生の良き手本として、技能や日本語の指導をしている。

帰国後の起業、さらなる技能修得のため3号で再来日を予定

傘下実習実施者のI社で受け入れたベトナム人実習生は、3年間の実習で溶接の技能を修得し、平成30年に帰国した。帰国後、再就職を検討していたが、日本で修得した溶接の技能を活かして起業をしたいと考え、翌年にハノイ周辺で自宅を改装し会社を立ち上げた。現在では、近隣の機械メーカーから依頼された溶接作業を行っている(写真①、②、③)。

今後立ち上げた会社の事業展開のため、さらなる技能修得を目指して3号での再入国を希望しており、監理団体としては、以前の実習実施者に連絡を取り、橋渡しをする予定である。



写真①

修得した溶接の技能を活かし、本国で起業



写真②



写真③

技能実習期間中の課外活動に関する取組事例 ①

平成30年度
調査結果

外国人技能実習機構

東京都 A 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数：ベトナム4名、モンゴル6名、ミャンマー10名
実習生の職種：建設、繊維・衣服、溶接

【ポイント】

- ✓ 地元のマラソン大会へボランティアとして参加することにより、地域に貢献するとともに、地域の一員として活動できたことで、日々の実習にも意欲が高まった
- ✓ 地元の様々な文化体験を通じ、方言を話すようになるなど地元馴染みとなり、実習実施者の社員とも良好な信頼関係が築けた

地元のマラソン大会へボランティアスタッフとして参加し、地域へ貢献

給水スタッフとして参加



写真①

「なまはげ変身」体験



写真②

竿燈祭り参加



写真③

傘下実習実施者のS社は地域への貢献を大切にしており、毎年、地元のマラソン大会に、社員有志がボランティアスタッフとして参加している。ベトナム人実習生も大会サポートユニフォームを着用し、給水スタッフとして大会運営をサポートした(写真①)。実習生からは、「雨の降る中でのボランティア活動だったが、楽しかった。次回からはランナーとして参加したい。」との前向きな発言もあった。実習生たちは、自分たちの実習実施者が地域に根ざした企業であることを理解し、自分たちも地域の一員として活動できたことで、日々の実習への意欲も高まった。

実習実施者の社員とともに地元の様々な文化イベントをすることにより、良好な関係を構築

寿司作り体験

秋田県の傘下実習実施者のF社は地元の様々な文化イベントを行っている。

平成29年3月入国のベトナム人実習生3名は当該企業に配属になった後、社員2、3名と共に、地元の文化紹介施設での「なまはげ変身」体験をしたり、竿燈祭りや地域の町内会主催の寿司作り体験に参加した(写真②③④)。

これらの体験等を通じ、実習生たちは地元の男鹿方言を話すようになるなど地元馴染みとなり、また、こうした取組により、社員と実習生の関係がとても良くなり職場での信頼関係も構築された。



写真④

富山県 H 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数：ベトナム35名、中国30名

実習生の職種：食料品製造

- 【ポイント】
- ✓ 地元の祭りへの参加を通じて、市民と交流することで、お互いを知る機会となっているほか、実習生の自発的活動の場にもなっている。
 - ✓ 入国後講習で仲良くなった実習生が実習期間中のバス旅行で再会し、旧交を温めるとともに、今後の実習への活力となっている。

実習生の屋台と調理した春巻



写真①



写真②

観光協会主催の祭りへの出店を通じ、地域交流をするとともに、達成感を得られた

富山県滑川市観光協会主催の「ベトナム・ランタンまつりinなめりかわ」は、ベトナムの古都ホイアンで行われるランタン祭りを参考にしたイベントで、毎年夏に開催されている。祭りには地元のグルメやベトナム料理の屋台などが並び、ベトナム民族音楽のコンサート、民族衣装の試着体験なども行われている。平成29年から、ベトナム人実習生の希望で祭りに参加することになった。祭りにはベトナム春巻き屋台を出店することになったが、監理団体のスタッフ、傘下企業のサポートのもと、実習生が主体となって計画を立て、メニューや仕入れの量などを決めた（写真①、②）。平成29年、30年は、各年10名の実習生が屋台の運営に参加したが、参加希望者が多く順番待ちとなっている。実習生が祭りに参加することによって、地域住民はベトナム料理を楽しめるだけでなく、実習生との交流も生まれるなど、実習生のことを知るよい機会となっている。また、実習生も地元に対する愛着心が生まれる上、自分たちで屋台を運営したという自信や達成感により、技能実習の意欲向上にもつながっている。

日帰りバス旅行での再会、実習意欲向上へ

実習期間中に1回、観光バスをチャーターして日帰り旅行を実施している。参加費は、監理団体と傘下企業の共済金により賄っている。入国後の講習期間中に仲良くなった実習生たちは、バス旅行で久しぶりに再会し、旧交を温めるとともに、お互い、今後の実習を頑張っていこうという意識を共有する機会となっている。

技能実習期間中の課外活動に関する取組事例 ③

平成30年度
調査結果

外国人技能実習機構

愛媛県 C 監理団体

【監理団体概要】

実習生の国籍・人数：ベトナム110名、中国92名、タイ3名、ミャンマー15名
実習生の職種：食料品製造、農業

【ポイント】

- ✓ 実習生が来日して最初に取り組むべきことを「日本語の習得」とし、実習生自らが日本語学習に取り組めるよう、積極的にサポート
- ✓ 実習生と実習実施者との交流会を開催することにより、職場ではなかなか話せない家族の話などもでき、お互いの距離が縮まり信頼感が増した

1. 辞書で調べよう	辞書で調べて	辞書で調べて	辞書で調べて
2. 辞書で調べよう	辞書で調べて	辞書で調べて	辞書で調べて
3. 辞書で調べよう	辞書で調べて	辞書で調べて	辞書で調べて
4. トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて
5. トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて
6. トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて
7. トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて
8. トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて
9. トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて
10. トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて
11. トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて
12. トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて
13. トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて
14. トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて
15. トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて
16. トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて
17. トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて	トレーニングを受けて

写真①

母国語訳のみならず、地元の方言による言い回しも併記した単語帳



写真②

交流会で実習指導員とも打ち解けられ、実習でも良い効果が。

日本語能力検定受検の奨励、実習で使う日本語文例集の配布などにより日本語学習をサポート

年2回の受検に向けて、監理団体から実習生に対し母国語で案内文を送付し、受検申込のサポートをしている。また、監理団体で検定の問題集を購入して配布するほか、プラスアルファの教材として、実習生の母国の日本語教材を購入し、本人のレベルに合わせて配布している。さらに、実習で使う日本語は実習実施者によって異なるため、監理団体が実習実施者ごとに文例集を作り、それには母国語の翻訳のみならず、地元の方言の言い回しも載せ、実習生に配布し、スムーズに実習が行えるようサポートしている(写真①)。

実習生の発案による交流会の開催で親睦を深めることにより、職場においてもお互いの信頼が増す

料理を前に挨拶

ベトナム人実習生が、実習実施者に対する日頃の感謝を込めて、母国の料理を作り交流会を開催したいと発案し、監理団体職員も準備や通訳などでサポートし実施にこぎつけた。

実習実施者の専務が料理の味を褒めると、実習生はとても喜び、母国の文化に誇りを持つことができた(写真③)。

また、交流会に参加した実習生からは、実習指導員との親睦を深めることができ信頼感が増した、互いの文化を知る良い機会となったなどの感想があった(写真②)。

このように交流会の開催により、社員と実習生の親睦を図ることができ、互いの文化を知る機会にもなっている上、職場での雰囲気良くなるなどの効果も出ていることから、平成30年に始まった交流会を今後も続けていこうと考えている。



写真③

別紙 2 (業務統計)

日本語

English

中文

Tiếng Việt

Tagalog

Bahasa Indonesia

ภาษาไทย

ភាសាខ្មែរ

မြန်မာဘာသာ

Монголхэл

OTIT 外国人技能実習機構

Organization for Technical Intern Training

技能実習制度による人材育成を通じた
国際協力を推進します

[制度のあらまし](#)

[監理団体の皆様へ](#)

[実習実施者の皆様へ](#)

[ぎのうじっしゅうせい
のみなさまへ
技能実習生の皆様へ](#)

[外国人技能実習
機構について](#)

[お問い合わせ先の
ご案内](#)

[HOME](#) > [調査・統計](#) > [統計](#) > H29・30

H29・30

[調査・統計](#)

[統計](#)

H29・30

[概要](#)

[平成29年度業務統計](#)

[平成30年度業務統計](#)

[Summary](#)

[FY2017 Statistics](#)

[FY2018 Statistics](#)

法人番号 5010405015455

認可法人 外国人技能実習機構

本部 〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-x3階

※電話番号については、[所在地・連絡先のページ](#)をご覧ください。

平成 29 年度・平成 30 年度外国人技能実習機構業務統計 概要

【業務統計表作成に当たって】

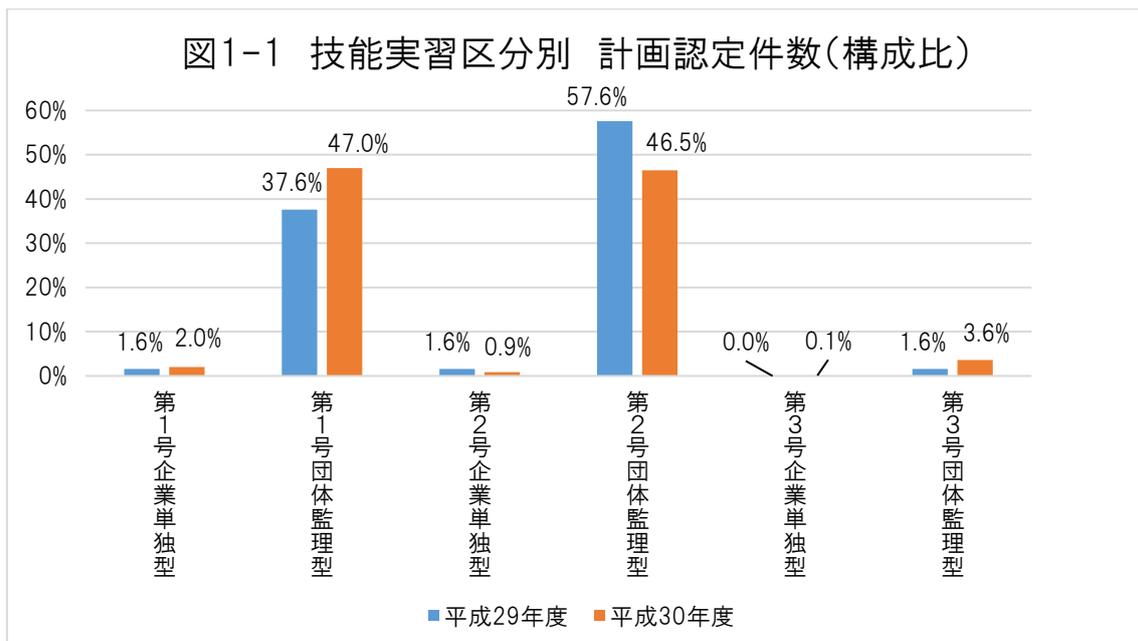
- ・ 本業務統計は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）が施行された日（平成 29 年 11 月 1 日）から平成 31 年 3 月 31 日までの外国人技能実習機構の業務の状況を年度別に集計したものである。
- ・ 本概要においては、平成 30 年度業務統計を中心に記載しているが、適宜、平成 29 年度業務統計についても記載している。なお、平成 29 年度業務統計は 5 か月間の集計であることに留意が必要である。
- ・ （1-1）等の表記は関連する別添の業務統計個表の番号を指し、【図 1-1】【表-1】等は本概要に掲載している図又は表の番号を指している。

第 1 技能実習計画の認定

1 技能実習区分別技能実習計画認定件数（1-1）【図 1-1】

平成 30 年度に認定を受けた技能実習計画件数は 389,321 件(平成 29 年度：63,627 件。以下、平成 29 年度の数値を（ ）内に記載。)であった。

技能実習区分別にその構成をみると、最も多いのが第 1 号団体監理型技能実習で 47.0%（37.6%）、次いで第 2 号団体監理型技能実習で 46.5%（57.6%）となっている。

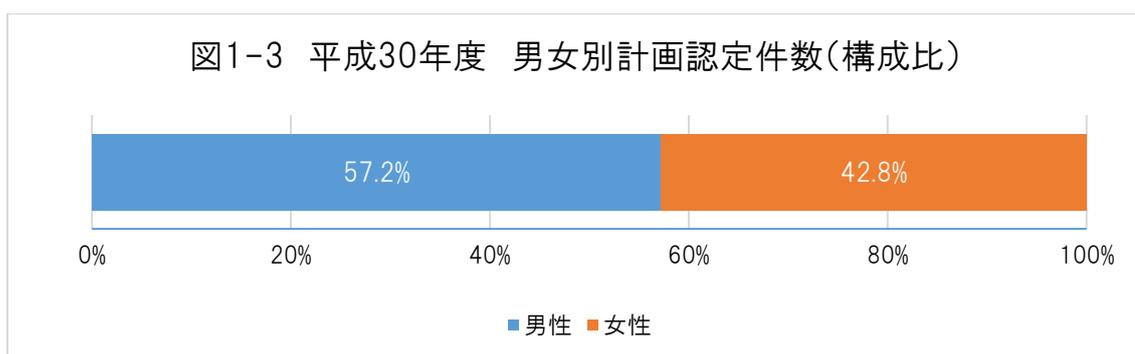
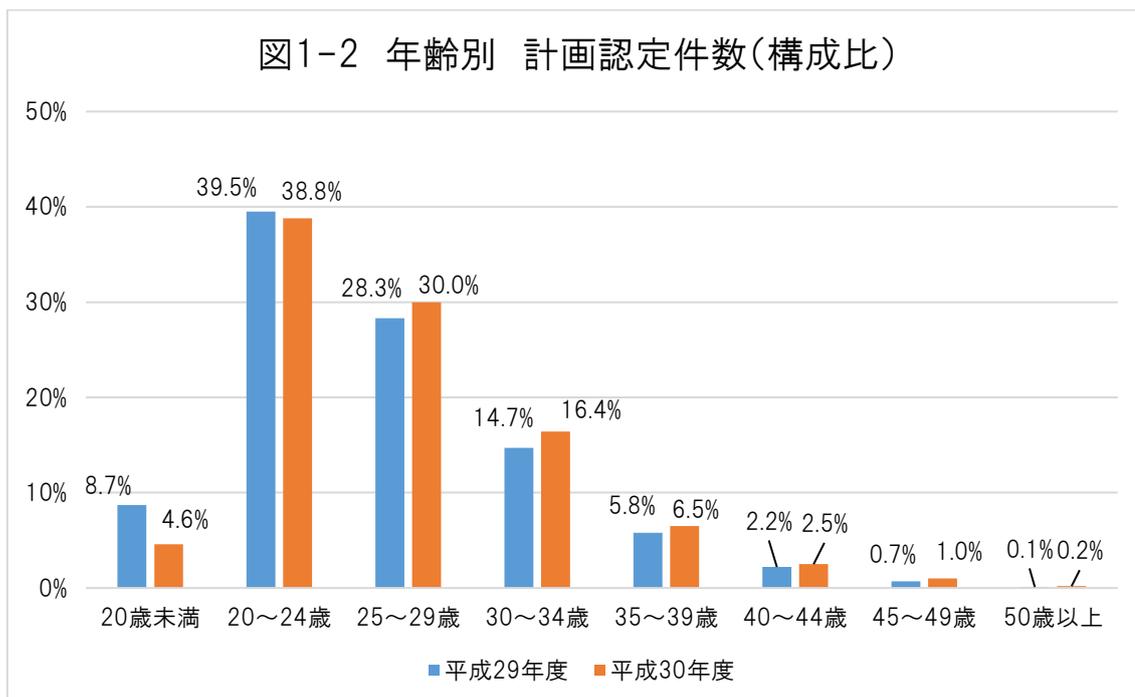


(参考) 令和元年 7 月末までに認定を受けた技能実習計画の総数は 568,845 件である。

2 年齢・男女別技能実習計画認定件数（1-2）【図 1-2】【図 1-3】

技能実習生の年齢別（男女計）に構成をみると、20～24 歳の範囲が最も多く 38.8%（39.5%）、次いで 25～29 歳が 30.0%（28.3%）、30～34 歳が 16.4%（14.7%）となっている。

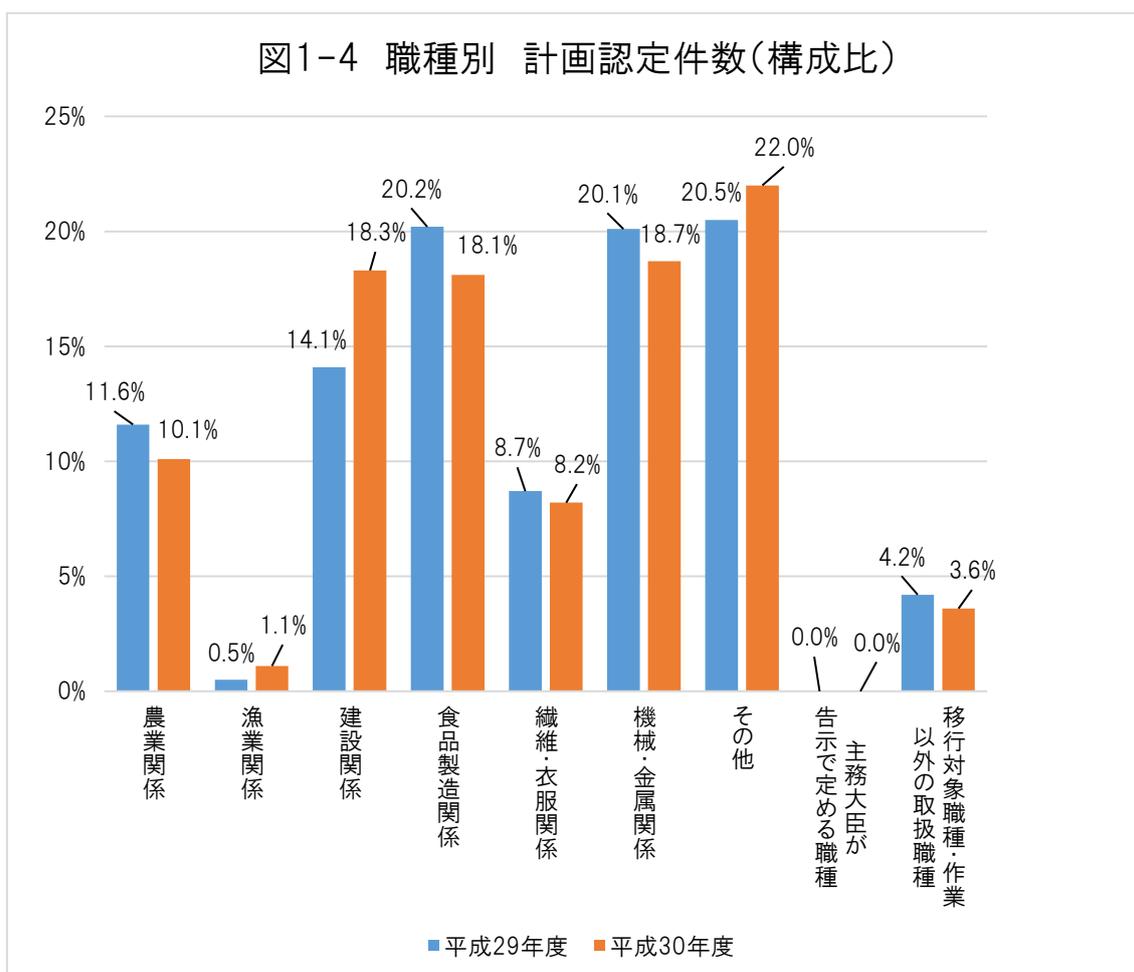
また、男女別では、男性が 57.2%、女性が 42.8%となっている。



3 職種別技能実習計画認定件数（1-4）【図 1-4】

職種別にみると、移行対象職種・作業（第2号技能実習又は第3号技能実習の実施が可能な職種・作業をいう。以下同じ。）別の構成では、職種全体のうち、その他（※1）が最も多く22.0%（20.5%）、次いで機械・金属関係の職種が18.7%（20.1%）、建設関係の職種が18.3%（14.1%）、食品製造関係の職種が18.1%（20.2%）となっている。

また、移行対象職種・作業以外の取扱職種による技能実習計画の認定を受けた件数の割合は、全体の3.6%（4.2%）となっている。



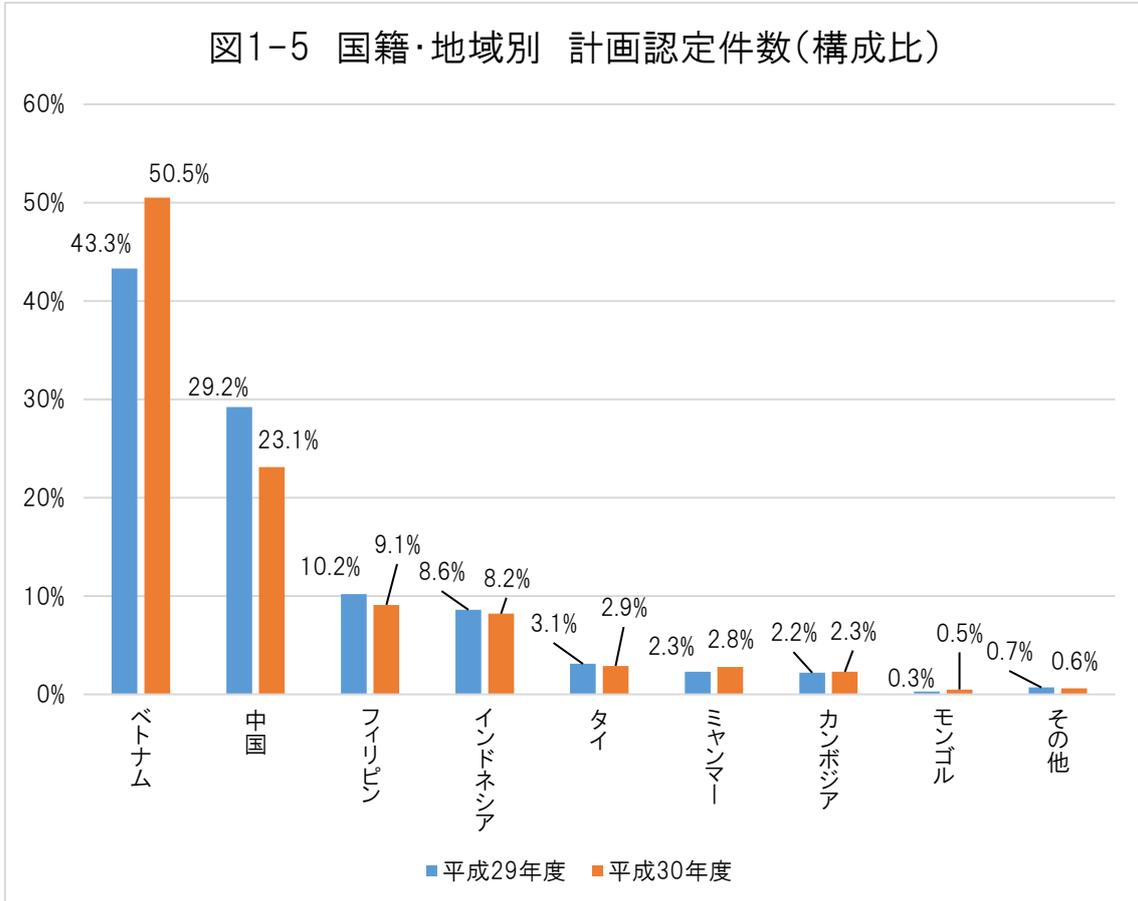
※1 その他の職種は、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライである。以下同じ。

※2 主務大臣が告示で定める職種は、空港グランドハンドリングである。以下同じ。

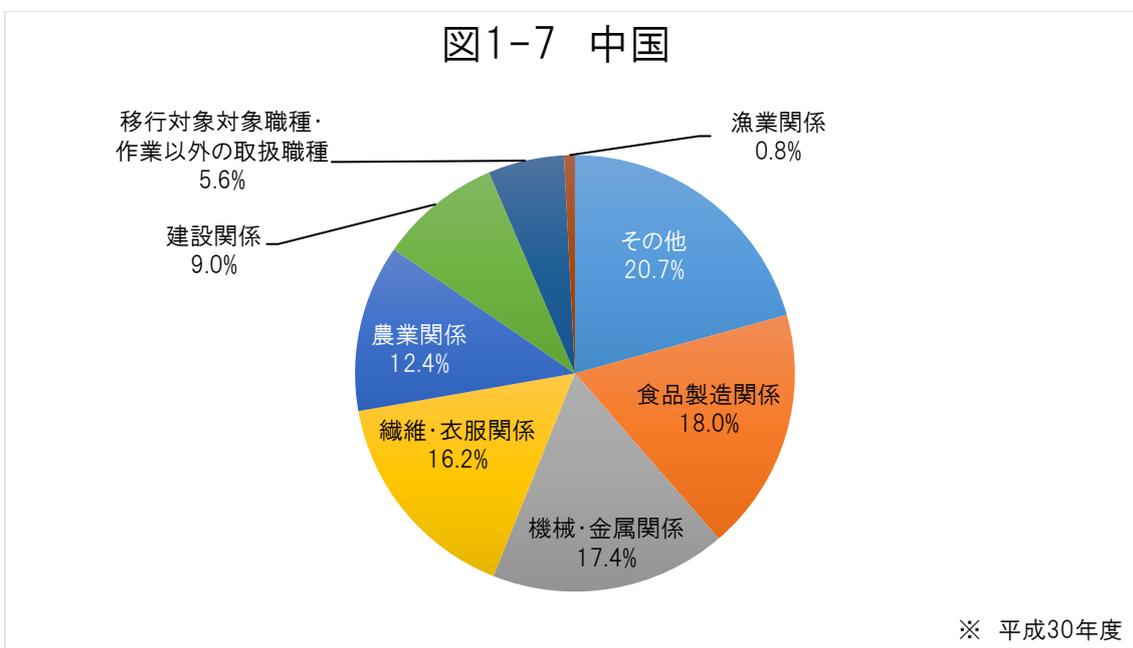
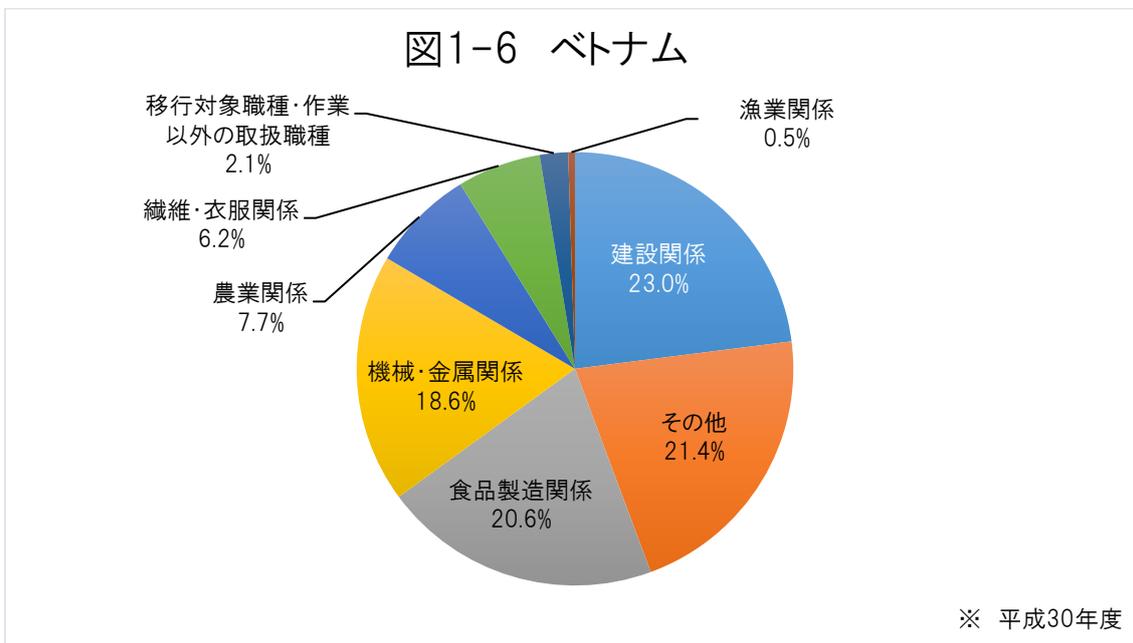
※3 移行対象職種・作業以外の取扱職種は、第2号技能実習又は第3号技能実習を実施できない職種である。以下同じ。

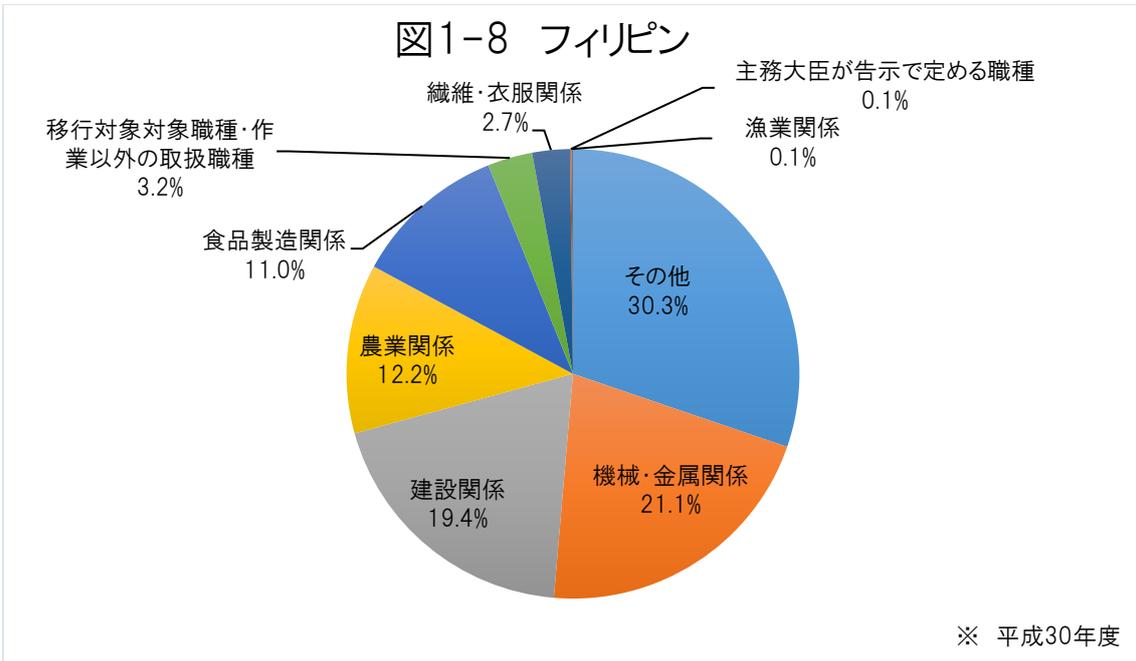
4 国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-5）（1-6）【図 1-5】～【図 1-11】

技能実習生の国籍・地域別に構成をみると、ベトナムが 196,732 件（27,528 件）で 50.5%（43.3%）と全体の約半分を占め、次いで中国の 89,918 件（18,581 件）で 23.1%（29.2%）、フィリピンの 35,515 件（6,503 件）で 9.1%（10.2%）となっている。



技能実習計画認定件数の多い上位3か国について、職種別の構成をみると、以下のような結果となっている。





技能実習計画認定件数の多い上位3職種について、国籍・地域別の構成をみると、以下のような結果となっている。

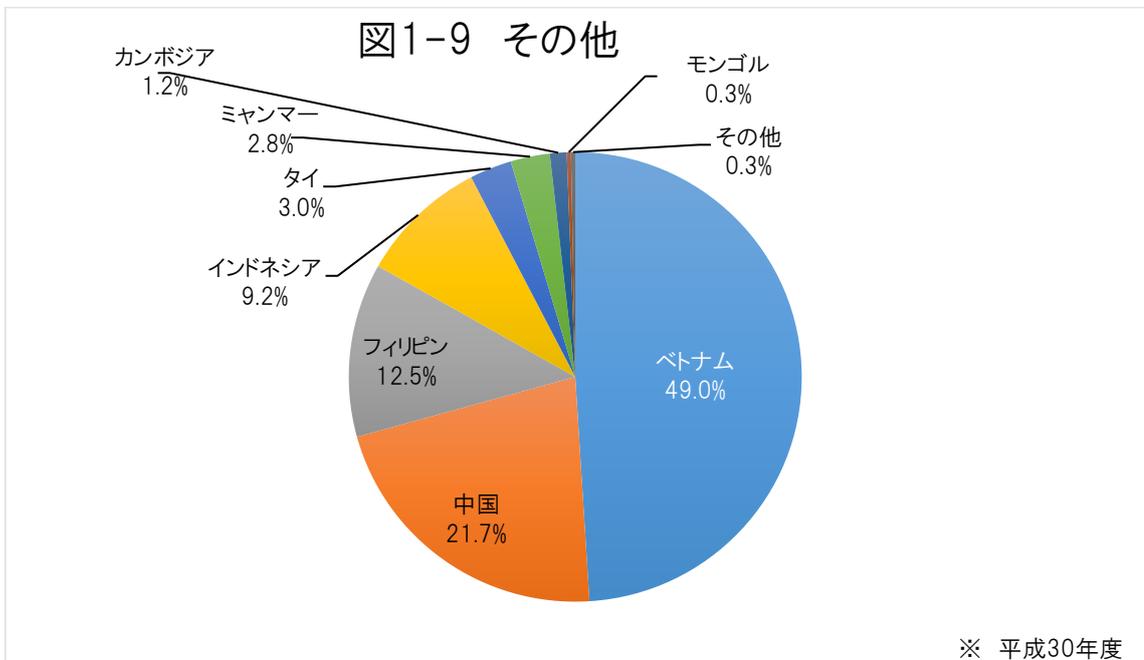
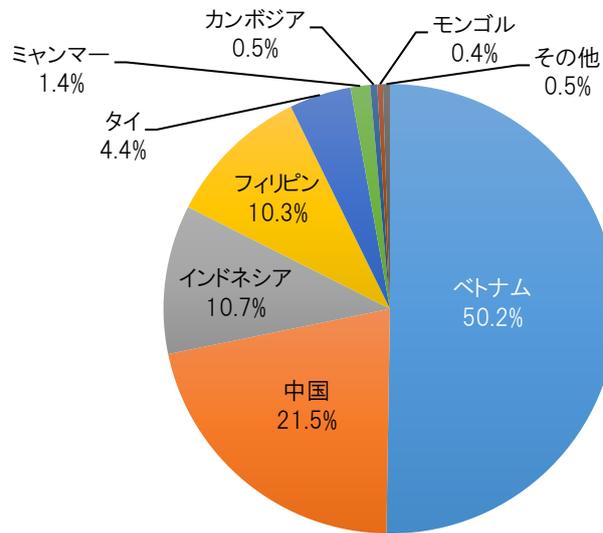
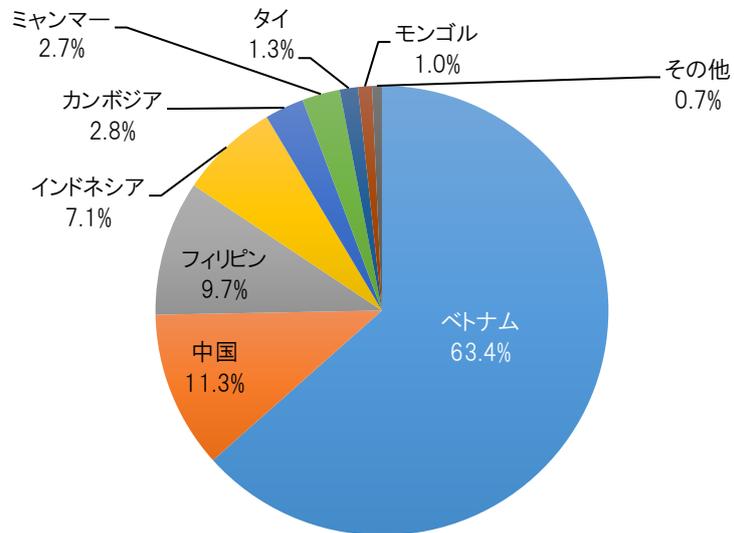


図1-10 機械・金属関係



※ 平成30年度

図1-11 建設関係



※ 平成30年度

5 都道府県別技能実習計画認定件数（1-7）【表 1-1】

認定を受けた技能実習計画を、技能実習が実施されている事業所の所在する都道府県別の構成で見ると、愛知県が最も多く全体の 10.2%を占めている。

※ 技能実習を行わせる事業所が複数の都道府県にまたがる場合は、主な事業所の所在地で集計している。

表 1-1 平成 30 年度 都道府県別計画認定件数（構成比）

都道府県	構成比	都道府県	構成比	都道府県	構成比
北海道	3.7%	石川県	1.6%	岡山県	2.6%
青森県	0.6%	福井県	1.3%	広島県	4.5%
岩手県	0.9%	山梨県	0.5%	山口県	1.4%
宮城県	1.2%	長野県	2.1%	徳島県	0.8%
秋田県	0.3%	岐阜県	3.9%	香川県	1.7%
山形県	0.6%	静岡県	4.0%	愛媛県	1.8%
福島県	1.2%	愛知県	10.2%	高知県	0.5%
茨城県	4.4%	三重県	3.0%	福岡県	3.4%
栃木県	2.0%	滋賀県	1.5%	佐賀県	0.8%
群馬県	2.9%	京都府	1.2%	長崎県	0.8%
埼玉県	4.7%	大阪府	4.3%	熊本県	2.1%
千葉県	4.4%	兵庫県	3.3%	大分県	1.1%
東京都	3.2%	奈良県	0.7%	宮崎県	0.9%
神奈川県	3.2%	和歌山県	0.3%	鹿児島県	1.5%
新潟県	1.1%	鳥取県	0.5%	沖縄県	0.7%
富山県	1.8%	島根県	0.6%		

6 都道府県別、職種別技能実習計画認定件数（1-8）【表 1-2】

職種別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下の
ような結果となっている。

表 1-2 平成 30 年度 都道府県別職種別計画認定件数（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
1 農業関係	茨城県 18.9%	熊本県 9.6%	北海道 9.2%	千葉県 6.4%	長野県 5.2%
2 漁業関係	広島県 28.4%	北海道 13.4%	岡山県 6.6%	宮崎県 6.3%	石川県 5.4%
3 建設関係	東京都 10.0%	埼玉県 10.0%	愛知県 8.6%	神奈川県 7.8%	千葉県 6.8%
4 食品製造関係	北海道 9.6%	千葉県 6.4%	愛知県 6.2%	埼玉県 4.5%	静岡県 4.5%
5 繊維・衣服関係	岐阜県 12.2%	岡山県 7.3%	愛知県 6.5%	愛媛県 5.5%	福井県 5.1%
6 機械・金属関係	愛知県 15.9%	兵庫県 6.0%	大阪府 5.9%	静岡県 5.8%	三重県 5.6%
7 その他	愛知県 14.4%	広島県 6.9%	大阪府 5.2%	岐阜県 4.8%	静岡県 4.7%
8 主務大臣が告示で定める職種	千葉県 55.6%	東京都 22.2%	大阪府 22.2%	—	—
9 移行対象職種・作業以外の取扱職種	愛知県 8.3%	長野県 7.4%	群馬県 6.5%	静岡県 6.0%	神奈川県 5.5%

7 都道府県別、国籍・地域別技能実習計画認定件数（1-9）【表 1-3】

技能実習生の国籍・地域別に、技能実習が実施されている事業所の多い都道府県（上位5都道府県）は、以下のような結果となっている。

表 1-3 平成30年度 都道府県別、国籍・地域別計画認定件数（構成比）

	1位	2位	3位	4位	5位
ベトナム	愛知県 9.4%	大阪府 5.2%	埼玉県 4.9%	広島県 4.5%	千葉県 4.2%
中国	愛知県 11.8%	岐阜県 6.8%	茨城県 5.4%	千葉県 4.7%	北海道 4.6%
フィリピン	愛知県 10.9%	広島県 6.8%	静岡県 6.6%	埼玉県 5.1%	茨城県 4.4%
インドネシア	愛知県 9.1%	茨城県 8.7%	静岡県 6.4%	埼玉県 5.7%	群馬県 4.2%
タイ	愛知県 14.1%	千葉県 8.5%	茨城県 6.6%	広島県 6.6%	三重県 6.5%
ミャンマー	愛知県 6.4%	北海道 5.2%	福岡県 5.1%	埼玉県 4.6%	大阪府 4.6%
カンボジア	愛知県 9.6%	茨城県 7.3%	岐阜県 6.6%	熊本県 4.6%	岡山県 3.5%
モンゴル	神奈川県 13.0%	千葉県 12.1%	埼玉県 11.2%	愛知県 9.9%	三重県 9.1%
その他	茨城県 15.2%	愛知県 14.6%	群馬県 6.8%	埼玉県 6.4%	香川県 6.1%

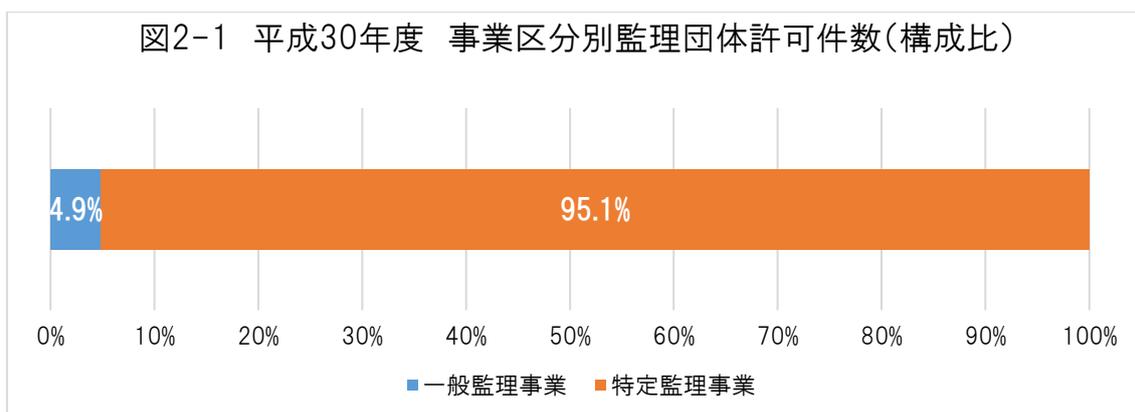
第2 監理団体の許可

1 事業区分別監理団体許可件数（2-1）【図 2-1】

平成 30 年度に許可を受けた監理団体は 486 件（2,034 件）で、事業区分別にみると、一般監理事業は 24 件（743 件）で 4.9%、特定監理事業は 462 件（1,291 件）で 95.1%となっている。

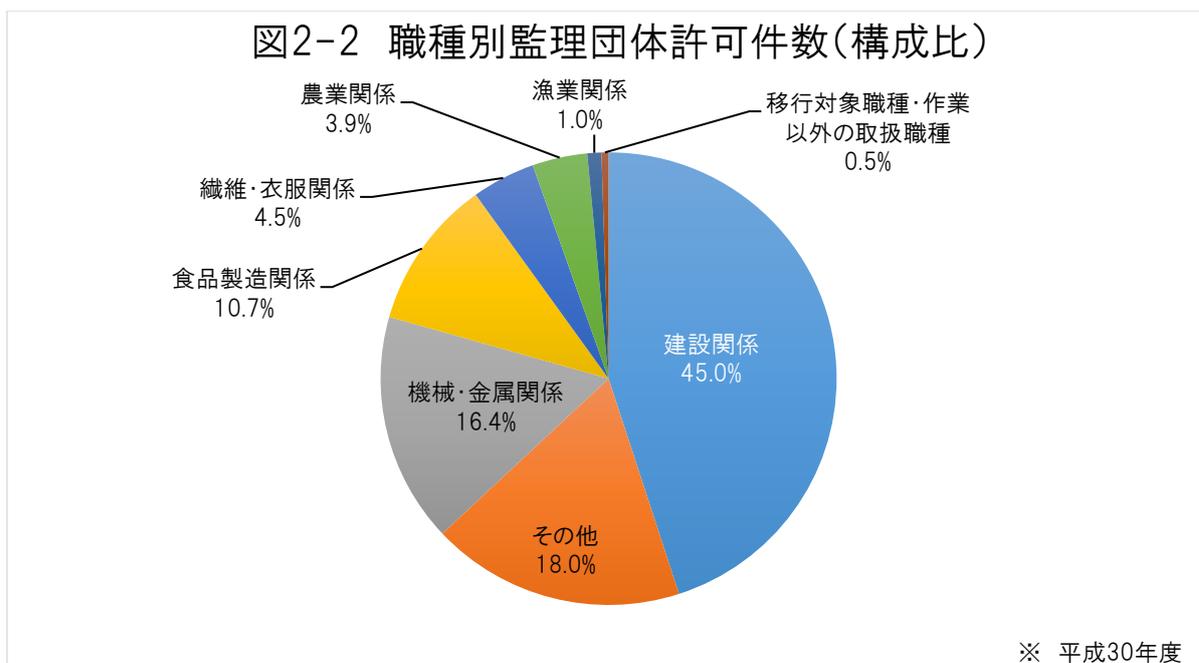
※ 監理団体の許可には、一般監理事業と特定監理事業の許可の 2 つの区分があり、一般監理事業の許可を受ければ第 1 号団体監理型技能実習から第 3 号団体監理型技能実習までのすべての技能実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業の許可を受ければ第 1 号団体監理型技能実習及び第 2 号団体監理型技能実習の技能実習に係る監理事業を行うことができる。

（参考）令和元年 8 月末現在の許可を受けた監理団体数（廃止・取消しした監理団体を除く）は 2,654 件である。



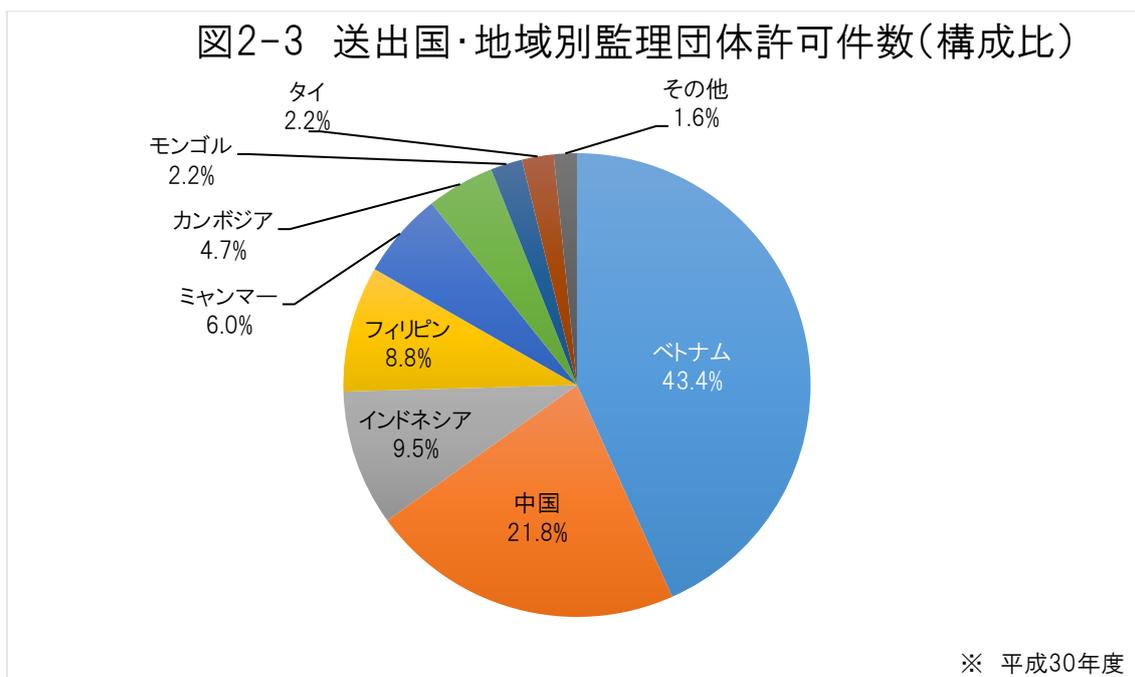
2 職種別監理団体許可件数（2-3）【図 2-2】

監理団体が許可を受ける際に申請する監理事業対象職種をみると、建設関係が 1,088 件（10,381 件）で 45.0%と最も多く、次いでその他が 436 件（7,064 件）で 18.0%、機械・金属関係が 397 件（7,324 件）で 16.4%となっている。



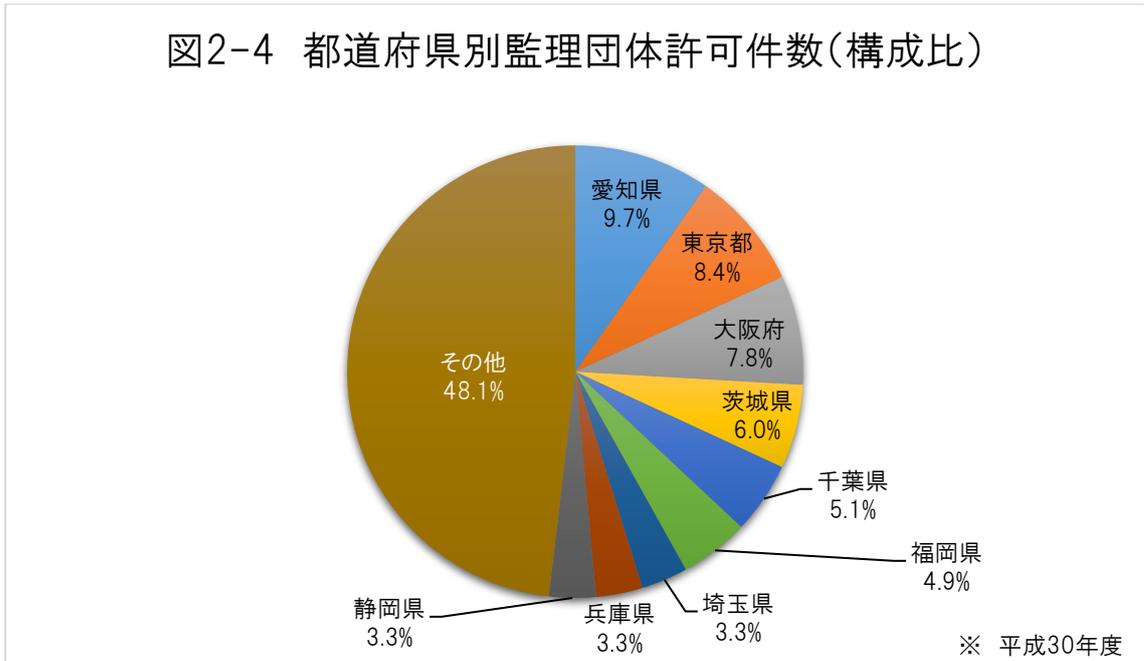
3 送出国・地域別監理団体許可件数（2-4）【図 2-3】

監理団体が許可を受ける際に申請する外国の送出国・地域別にみると、ベトナムの297件（1,473件）が43.4%と最も多く、次いで中国が149件（1,375件）で21.8%、インドネシアが65件（343件）で9.5%となっている。



4 都道府県別監理団体許可件数（2-5）【図 2-4】

監理団体許可件数を法人の所在地の都道府県別にみると、愛知県が 47 件（179 件）で 9.7%と最も多く、次いで東京都が 41 件（213 件）で 8.4%、大阪府が 38 件（99 件）で 7.8%となっている。

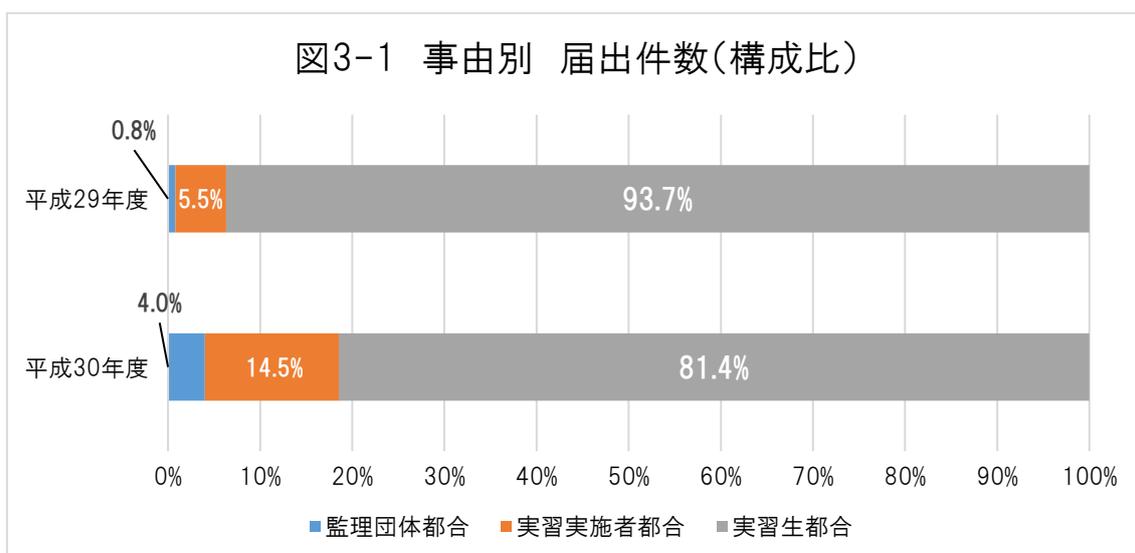


第3 技能実習実施困難時届出

1 事由別技能実習実施困難時届出件数(3-1)【図3-1】

平成30年度に、認定を受けた技能実習計画どおりに技能実習を行うことができず、技能実習実施困難時届出があったのは22,664件(238件)である。

届出の事由別にみると、実習生都合81.4%、実習実施者都合14.5%、監理団体都合4.0%となっている。



第4 相談・援助

1 言語別、内容別母国語相談件数（4-1）【図4-1】～【図4-3】

平成30年度に母国語相談（技能実習生からの実習や生活上の相談を母国語で受け付けるもの）に寄せられた相談の件数は2,695件（854件）であった。

言語別にみると、ベトナム語が最も多く1,537件（572件）で57.0%、次いで中国語の455件（214件）で16.9%となっている。

内容は、「賃金・時間外労働等の労働条件に関すること」が541件（143件）、「管理に関すること」が445件（56件）となっている。

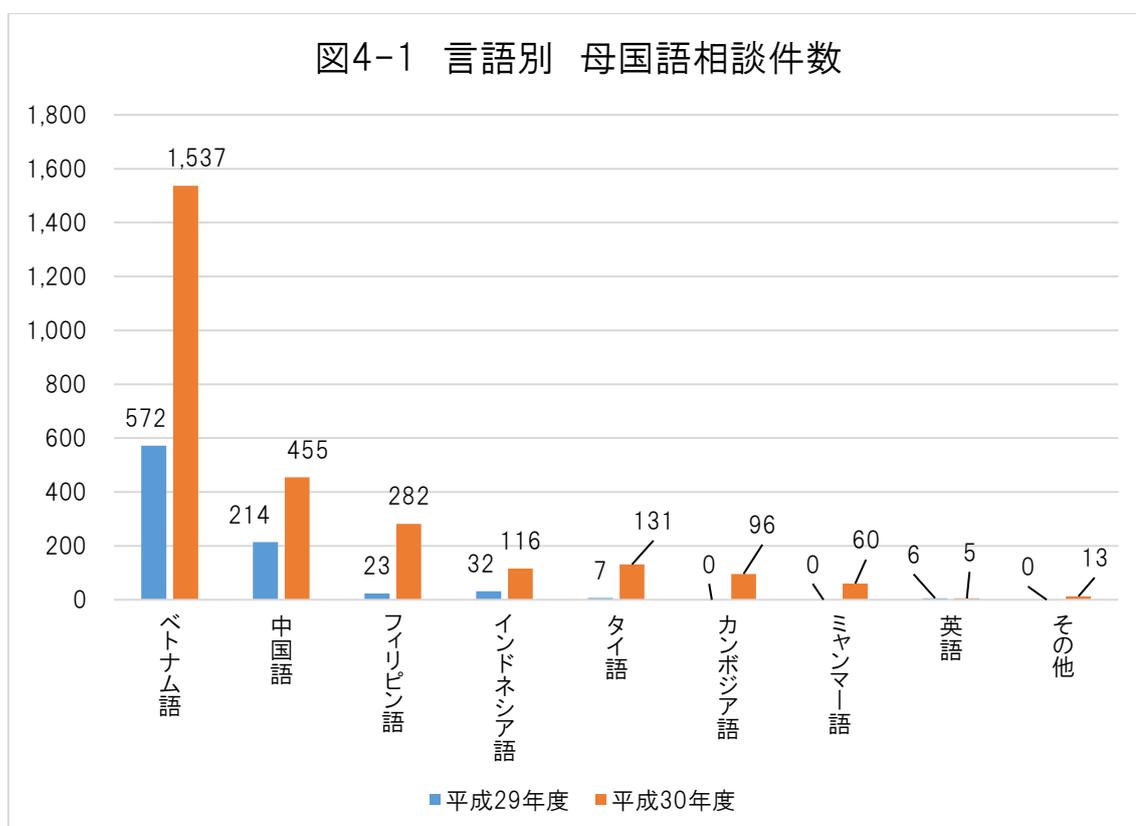
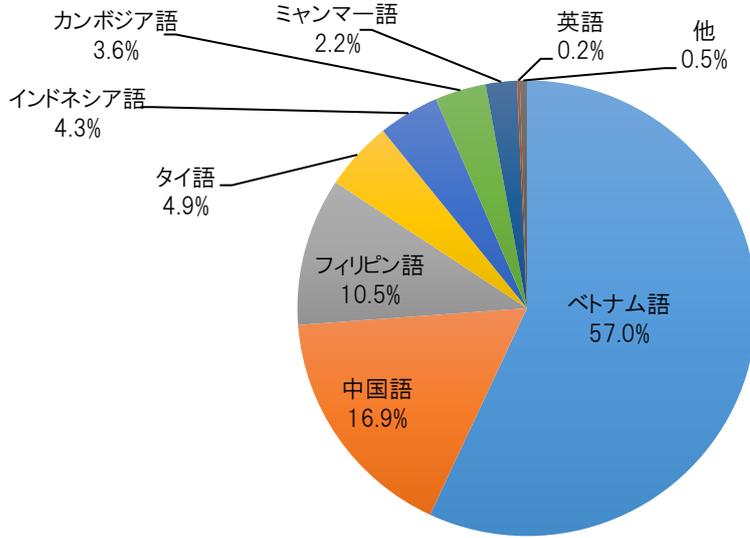
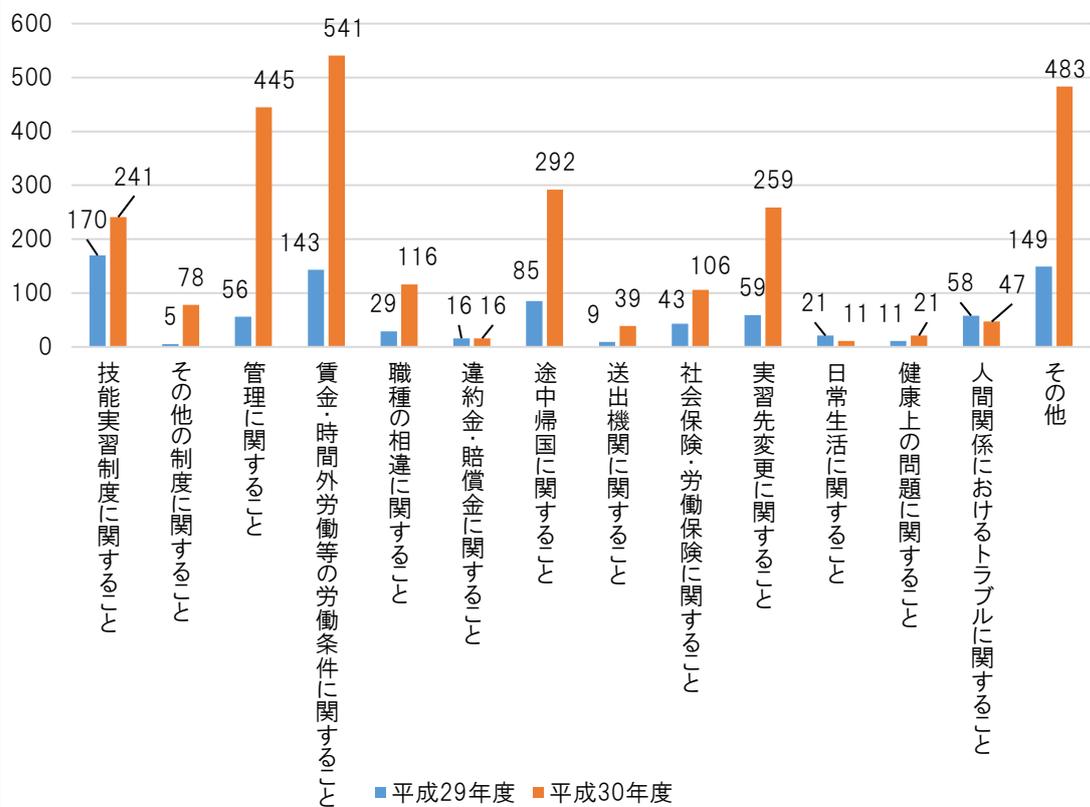


図4-2 言語別 母国語相談件数(構成比)



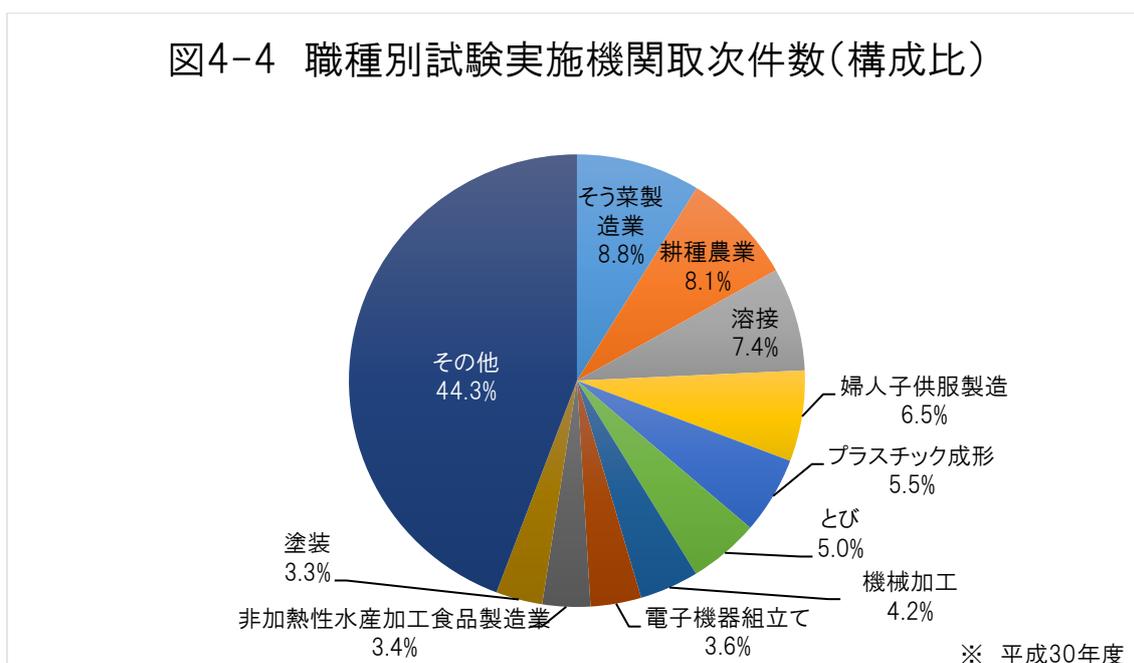
※ 平成30年度

図4-3 内容別 母国語相談件数



2 職種別受検手続支援件数（延べ人数）（4-3）【図 4-4】

技能実習生の受検手続支援（実習生が、技能検定等を適切に受検し、次の段階の技能実習に移行できるよう、試験機関等への申請の取次等を行うもの）について、職種別にみると、そう菜製造業が最も多く8.8%、次いで耕種農業が8.1%、溶接が7.4%となっている。



第5 国際関係 (5-1)

1 二国間取決め締結状況と送出機関の認定状況

技能実習生の送出しについては、送出国政府の推薦を受けた送出機関から受け入れることとされている。この点、送出国政府との間において二国間取決めがされている場合には、送出国政府が送出機関の認定を行っている。

同取決め締結国は平成 31 年 3 月末時点で 13 か国となっている。また、送出機関数については同時点で 957 機関となっている。

(参考) 同取決め締結国は令和元年 8 月末現在、14 か国、送出機関数は同時点で 1,232 機関である。

第6 実地検査 (6-1) (6-2) (6-3) 【図 6-1】～【図 6-2】

外国人技能実習機構が、平成 29 年 11 月から平成 31 年 3 月までの間に実地検査を行った実習実施者及び監理団体の数は 10,375 である。

このうち、技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数は 4,169 (違反割合 40.2%) であり、違反件数は 8,513 件である。

主な違反の内容は、

- ・ 実習実施者については、「帳簿書類の作成・備付けの不備」(1,904 件)、「宿泊施設等の不備」(764 件)
- ・ 監理団体については、「帳簿書類の作成・備付け、届出等が不適切」(2,115 件)、「監理団体の運営体制の不備」(1,107 件)

である。

※ 図 6-1～図 6-2 は平成 29 年度分と平成 30 年度分の合計である。

実地検査で技能実習法違反が認められたものについては、改善に向けた指導を行うとともに、改善状況を確認している。

また、特に悪質な事案については、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣による行政処分等(実習実施者については改善命令や計画認定取消、監理団体については改善命令や許可取消等)の対象となる。

実地検査を実施した実習実施者及び監理団体の数

実習実施者	7,891
監理団体	2,484
計	10,375

技能実習法違反が認められた実習実施者及び監理団体の数

実習実施者	2,752 (違反割合 34.9%)
監理団体	1,417 (違反割合 57.0%)
計	4,169 (違反割合 40.2%)

実習実施者及び監理団体において確認された違反の件数 (違反条文数)

実習実施者	4,707
監理団体	3,806
計	8,513

(注) 一つの実習実施者又は監理団体について複数の違反が確認される場合があることから、違反が確認された実習実施者又は監理団体の数と違反件数は一致しない。

【参考：平成 30 年度末までに実施した行政処分等の状況】

- ◎実習実施者：認定計画取消し 8 者 151 件、改善命令 1 者 1 件
- ◎監理団体：許可取消し 1 団体、改善命令 0

図6-1 違反状況(実習実施者)

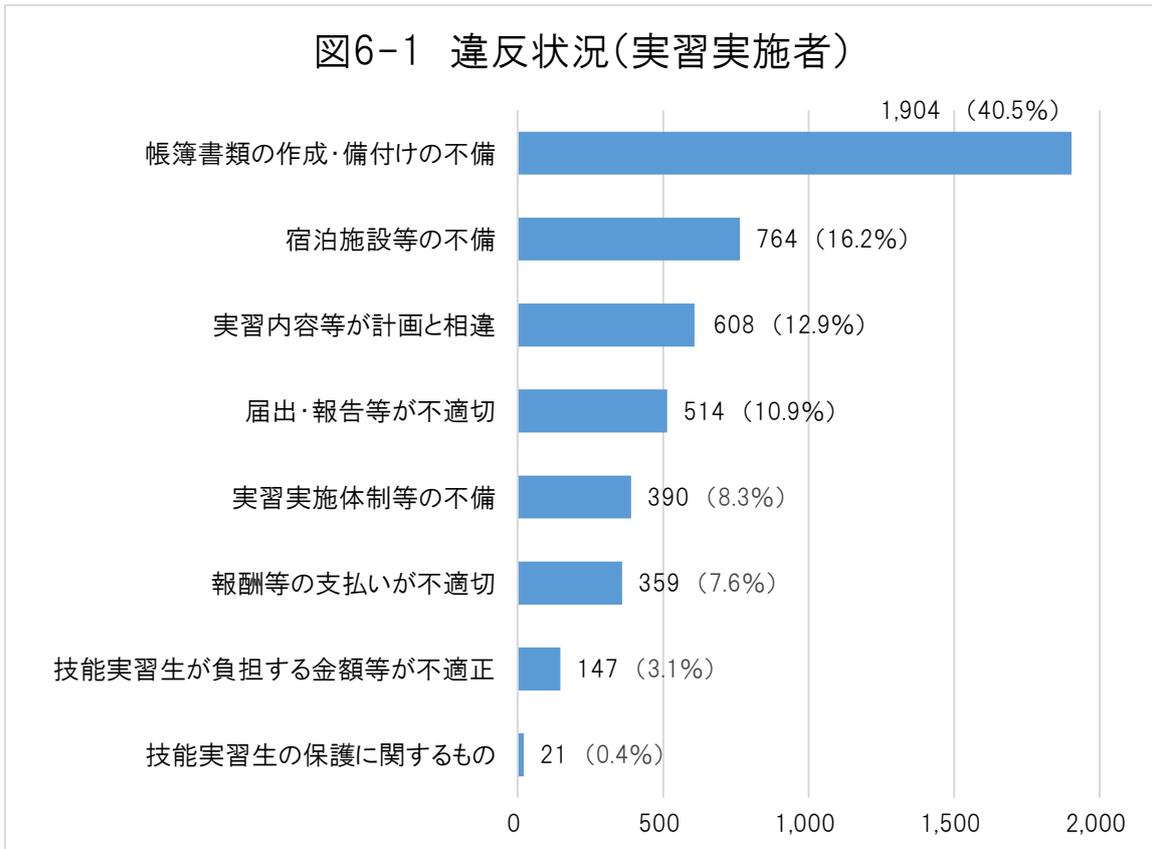
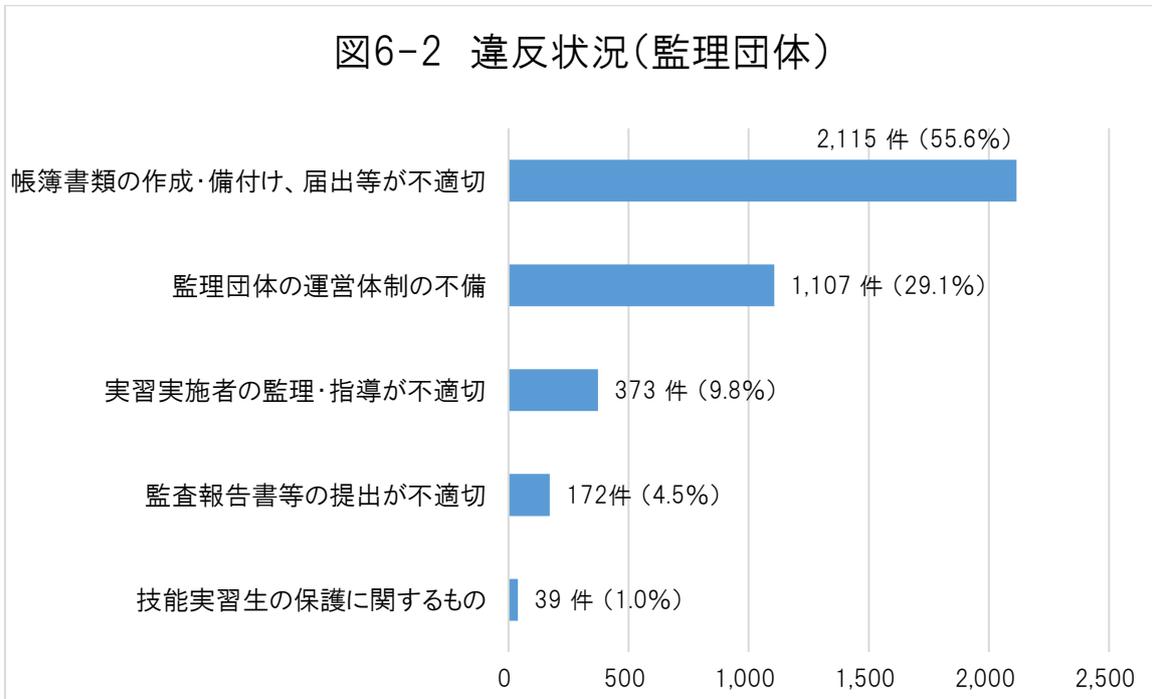


図6-2 違反状況(監理団体)



※ 図6-1、図6-2の()内は、違反件数全体に占める割合である。

別紙 3 (日本語教育教材)

日本語

English

中文

Tiếng Việt

Tagalog

Bahasa Indonesia

ภาษาไทย

ភាសាខ្មែរ

OTIT 外国人技能実習機構

Organization for Technical Intern Training

技能実習制度による人材育成を通じた
国際協力を推進します

[制度のあらまし](#)

[監理団体の皆様へ](#)

[実習実施者の皆様へ](#)

[ぎのうじっしゅうせい
のみなさまへ
技能実習生の皆様へ](#)

[外国人技能実習
機構について](#)

[お問い合わせ先
のご案内](#)

[HOME](#) > [日本語教育教材](#)

日本語教育教材

[機械・金属関係職種
\(げんぼのことば\)](#)

[機械・金属関係職種
\(げんぼのかいわ\)](#)

[食品製造関係職種
\(げんぼのことば\)](#)

[食品製造関係職種
\(げんぼのかいわ\)](#)

にほんごきょういくきょうざい

日本語教育教材

がいこくじんぎのうじっしゅうせい にゅうこくまえこうしゅう にゅうこくごこうしゅう
外国人技能実習生が入国前講習、入国後講習、
じっしゅうきかんちゅうなど おこな にほんごがくしゅう きょうざい きかい
実習期間中等に行う日本語学習のための教材（機械・
きんぞくかんけいしよくしゅ しよくひんせいぞうかんけいしよくしゅむ かいほつ れいわ
金属関係職種と食品製造関係職種向け）を開発しました。令和2
ねんどいこう にほんごきょういくきょうざい はいしんよてい
年度以降に日本語教育教材アプリを配信予定です。

はいしん さきだ きょうざい こうかい
アプリ配信に先立ち、教材イメージを公開します。

きかい きんぞくかんけいしよくしゅ
● 機械・金属関係職種 ([げんぼのことば](#)) ([げんぼのかいわ](#))

しよくひんせいぞうかんけいしよくしゅ
● 食品製造関係職種 ([げんぼのことば](#)) ([げんぼのかいわ](#))

法人番号 5010405015455

認可法人 外国人技能実習機構

本部 〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-x3階

※電話番号については、[所在地・連絡先のページ](#)をご覧ください。

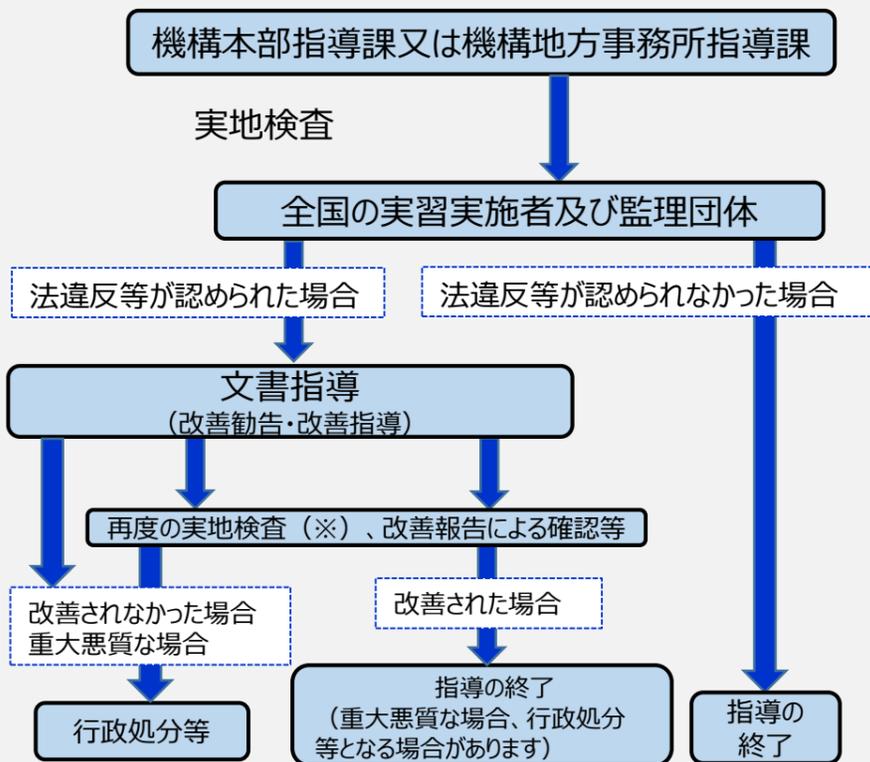
3 実地検査と行政処分等について

実地検査の結果、認定計画に従って技能実習を実施していなかったことや技能実習法に違反していたこと等が判明したときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が改善命令または認定の取消しを行う場合があります。

認定を取り消された場合、新たな技能実習は5年間でできなくなります。

常日頃から関係法令を遵守することはもとより、機構からの実地検査時の指摘等については、迅速に改善を図るようにして下さい。

【実地検査の一般的な流れについて】



※再度の実地検査を実施せず、行政処分等となる場合があります

【行政処分等の種類について】

○改善命令 (技能実習法第15条)

認定計画に従って技能実習を行わせない場合や技能実習法令、出入国・労働関係法令に違反した場合に、必要な措置を期限を定めて命令

○認定の取消し (技能実習法第16条)

- ・認定計画に従って技能実習を行わせない場合
 - ・欠格事由に該当した場合
 - ・実地検査に際して虚偽の報告等をした場合
 - ・改善命令に違反した場合
- など。

4 関係法令

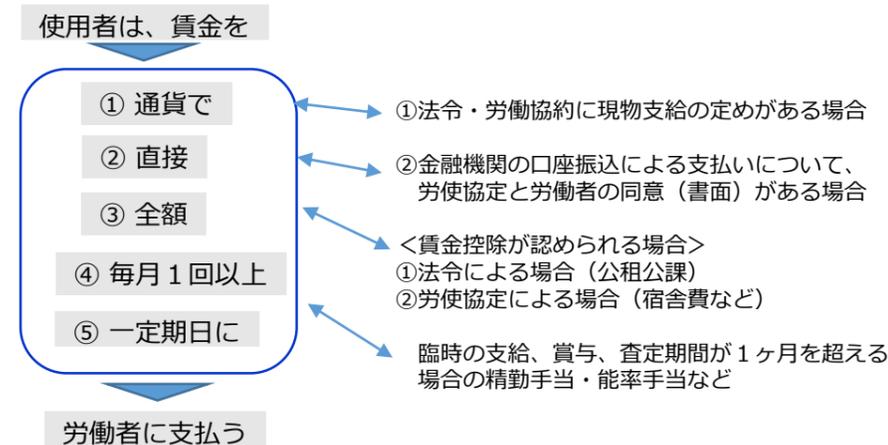
【技能実習法】

- 技能実習計画の認定制 (第8条)
実習実施者は技能実習計画を作成し、認定を受ける必要があります。
- 技能実習計画の認定基準 (第9条)
技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられています。
- 認定の欠格事由 (第10条)
出入国・労働に関する法令違反で罰金刑に処されて5年経過しない場合や、暴力団員に該当する場合などには認定を受けることができません。
- 実地検査 (第14条)
機構は、技能実習計画の認定や技能実習生の保護を行うため、必要な限度で実習実施者や監理団体等に対して、
①報告・帳簿書類の提出・提示を求める事務
②質問、設備・帳簿書類その他の物件を検査する事務
ができます。
- 改善命令等 (第15条)
出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、認定計画に従って技能実習を行わせない場合や技能実習法令、出入国・労働関係法令に違反した場合に、適正な技能実習の実施を確保するため、改善に必要な措置を期限を定めて命令できます。
- 認定の取消等 (第16条)
出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、
①認定計画に従って技能実習を行わせない場合
②認定計画が認定基準に該当しなくなった場合
③欠格事由に該当した場合
④主務大臣の報告徴収に対する虚偽報告・答弁等
⑤機構の実地検査に対する虚偽報告・答弁等
⑥改善命令に違反した場合
⑦出入国又は労働に関する法令に関し不正または著しく不正な行為をした場合
に該当するときは、実習認定を取り消すことができます。
- 実習実施者の届出制 (第17条及び18条)
実習実施者について、届出制としています。
- 禁止行為 (第48条)
旅券の保管や私生活の不当な制限等の技能実習生に対する人権侵害行為等は禁止されています。

【労働基準法】

- 賃金の支払い (第24条)
賃金は、通貨で、全額を毎月1回以上、一定の期日を定めて労働者に直接支払わなければなりません。
また、法令で定められているもの以外を控除する場合には、労働者の過半数を代表する者との書面による労使協定等の一定の手続きが必要です。

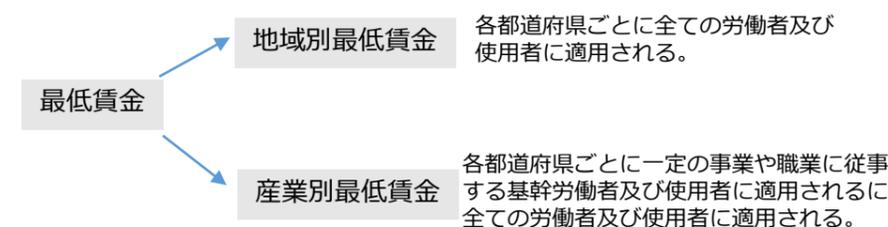
☆賃金の支払いの5原則とその例外



- 休業手当の支払い (第26条)
会社側の都合により労働者を休業させた場合には、休業させた所定労働日について、平均賃金の6割以上の手当を支払わなければなりません。
- 労働時間 (第32条、第36条)
休憩時間を除いて、1週間に40時間、1日に8時間を超えて労働させてはなりません。時間外・休日労働をさせるためには労使協定等の一定の手続きが必要です。
- 時間外、休日及び深夜の割増賃金 (第37条)
時間外、深夜に労働させた場合にはそれぞれ2割5分以上、法定休日に労働させた場合には3割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。

【最低賃金法】

- 最低賃金 (第4条)
最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。



外国人技能実習機構について ～機構の現地検査にご協力をお願いします～

1 外国人技能実習機構とは

外国人技能実習機構（Organization for Technical Intern Training(OTIT)）(以下「機構」という。)は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）」に基づき法務省及び厚生労働省が所管する認可法人です。

外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的として平成29年1月25日に設立されました。

機構の主な業務は、技能実習計画の認定、実習実施者・監理団体に対する現地検査、各種届出の受理、相談・援助業務等があります。

2 外国人技能実習機構が行う現地検査

◆機構の職員は、主務大臣からの委任を受けて、実習実施者に対して現地検査を行うことが技能実習法に定められています（技能実習法第14条）。

◆現地検査には、関係者から相談、申告、情報提供があった場合等に直ちに行う臨時検査、原則、監理団体に1年に1度、実習実施者に3年に1度実施する定期検査があります。

◆現地検査において、認定計画に従って技能実習が適正に行われているか確認するため、実習実施者に報告を求め、必要な帳簿書類等を確認します。
技能実習法違反の場合や出入国・労働関係法令違反が疑われる場合などには、改善勧告・改善指導を行います。

◆改善勧告・改善指導に対して書面で改善報告を求めるほか、再度訪問して実地に改善状況を確認する場合があります。

◆実習実施者は、機構の現地検査に際して、虚偽の報告や虚偽の必要書類の提出等をした場合には、認定計画の認定が取消される場合がありますのでご注意ください。

6 本部・事務所一覧

札幌事務所(北海道)
〒060-0034 北海道札幌市中央区北4条東2-8-2
マルイト北4条ビル5階 電話：011-596-6470

仙台事務所(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル
電話：022-399-6326

東京事務所(栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-7-2 NKビル4階及び7階
電話：03-6433-9971

水戸支所(茨城県)
〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-4 0朝日生命水戸ビル3階
電話：029-350-8852

長野支所(新潟県、長野県)
〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階
電話：026-217-3556

名古屋事務所(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-15-3 2日建・住生ビル5階
電話：052-684-8402

富山支所(富山県、石川県、福井県)
〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階
電話：076-471-8564

大阪事務所(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-1 6大阪朝日生命館3階
電話：06-6210-3351

広島事務所(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
〒730-0051 広島県広島市中区大手町3-1-9 広島鯉城通りビル
(旧鯉城広島サンケイビル)3階 電話：082-207-3126

高松事務所(徳島県、香川県)
〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-1 0高松寿町プライムビル7階
電話：087-802-5850

松山支所(愛媛県、高知県)
〒790-0003 愛媛県松山市三番町7-1-2 1ジブラルタ生命松山ビル
電話：089-909-4110

福岡事務所(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県)
〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1
電話：092-710-4070

熊本支所(熊本県、宮崎県、鹿児島県)
〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階
電話：096-223-5372

外国人技能実習機構 本部監理団体部・技能実習部
〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階
電話：03-6712-1923 (監理団体部)
電話：03-6712-1938 (技能実習部)

ホームページ <https://www.otit.go.jp/>

OTIT

検索



5 必要な手続きを忘れていませんか

【届出先：実習実施者の本店住所地为管轄する
地方事務所・支所の認定課】

○技能実習計画軽微変更届出及び変更認定申請
技能実習計画を変更する場合、軽微な変更にあたる場合には届出が、重要な変更の場合には事前に技能実習計画変更認定の申請が必要です（変更事由発生後1か月以内）。

○実習実施者届出
初めて技能実習生を受け入れて技能実習を行わせた場合に1回のみ提出が必要です（技能実習開始後遅滞なく）。

○実施状況報告書
前年度の実習実施状況を記載した報告書の提出が必要です（毎年4月から5月末までの間）。

○技能実習実施困難時届出
実習認定の取消し、倒産等の経営上・事業上の理由があった場合、技能実習生について、病気や怪我、実習意欲の喪失、ホームシック、行方不明などにより技能実習の実施が困難となった場合に届出が必要です。
※団体監理型技能実習の場合は、監理団体が届出を行うので、事由発生後、監理団体に通知を行うことが必要です。

【届出先：実習実施者の本店住所地为管轄する
地方事務所・支所の指導課】

○実習認定取消し事由該当事実に係る報告書
実習認定の取消事由に該当することとなった場合には報告が必要です。
※監理団体が届出を行うので、事由発生後、遅滞なく監理団体に報告を行うことが必要です。

中小企業連携組織対策推進事業

令和2年度予算額 **6.9億円** (6.7億円)

中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763
中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者の連携・組織化の推進、中小企業組合の運営の適正化を図るため、中小企業・小規模事業者の集合体である組合等を支援します。
- 具体的には、中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会や、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育事業等を実施する全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会を支援します。
- また、中小企業組合及び組合員が抱える課題を解決するため、中小企業団体中央会が課題を抱える組合をサポート（伴走型支援）して行う課題解決の取り組みを支援します。
- 更に、中小企業団体中央会が、外国人技能実習生の受入を行う組合に対して、受入事業が適正に実施されるように指導・支援します。

成果目標

- 中小企業団体中央会が支援を行った組合の7割が設定した目標を達成することを目指します。
- 外国人技能実習実施機関に対する労働基準監督機関による違反率を減少させることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

【中小企業組合等指導・支援事業／中小企業組合等課題対応支援事業】



【外国人技能実習制度適正化事業】



事業イメージ

(1) 中小企業組合等指導・支援事業

- 全国中小企業団体中央会が実施する、中小企業組合の設立・運営指導に要する経費を補助します。
- 全国中小企業団体中央会が実施する、都道府県中小企業団体中央会指導員の能力向上のための研修会等に要する経費を補助します。
- 全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業等に要する経費を補助します。

(2) 中小企業組合等課題対応支援事業

- 中小企業組合及び組合員等が抱える課題を解決するため、中小企業団体中央会が課題を解決したい組合等を積極的にサポート（伴走型支援）して、マニュアルの策定や販路開拓等の取り組みを行うために要する経費を補助します。また、取引力等を強化する取り組みに要する経費を補助します。

【取組事例】

ニーズを的確に捉えたりリニューアルで、売上、客数共にアップ
(協同組合南三陸ショッピングセンター)

- 施設のリニューアルに際して、他の先進事例や顧客満足度の調査・研究を実施、その結果を取り入れたリニューアル計画を策定。
- 顧客ニーズや地域の実情を捉え、消費者目線でリニューアルを実施した結果、売上高は前年比110%、客数は前年比115%に増加。

(3) 外国人技能実習制度適正化事業

- 外国人技能実習制度を適正に実施するために、受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等を対象に中小企業団体中央会が行う巡回指導や講習会の開催等に要する経費を補助します。

資料

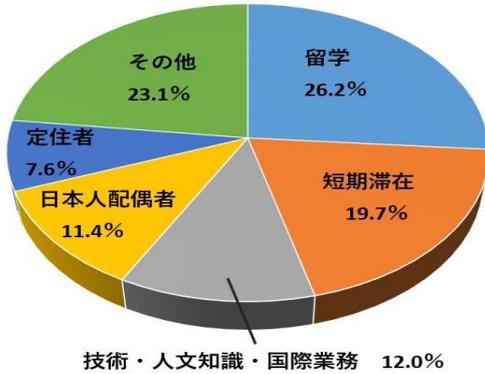
令和元年度技能実習生に対する指導啓発状況

令和2年6月15日
警視庁 組織犯罪対策部

1 都内における外国人犯罪情勢（R元年）

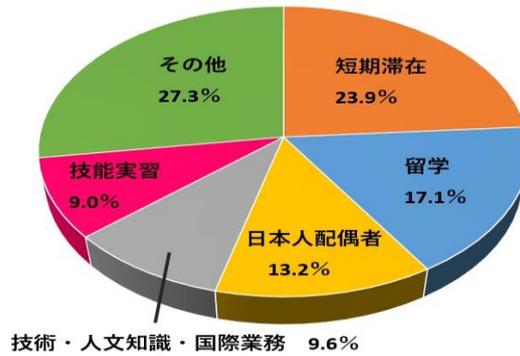
(1) 刑法犯（検挙人員 1,426 人）

在留資格別検挙状況（正規滞在）



(2) 特別法犯（検挙人員 821 人）

在留資格別検挙状況（正規滞在）



2 技能実習生に対する指導啓発の取組状況

(1) 令和元年度（H31.4～R2.3）までの指導啓発実施状況

講習	対象者	回数	受講者数
不法就労防止講習	管理団体・技能実習生受け入れ企業等	7回	16人
	技能実習生に対する講習	62回	1469人

(2) 技能実習生に対する講習実施状況



3 コロナ対策における指導啓発

(1) オンライン講習の活用

ア 技能実習生研修機関の協力を得て実施

イ 外国人在留マニュアル QR コード版のデータ配信

(2) コロナ対策用広報啓発チラシの作成について

ア コロナ感染拡大防止の基本的遵守事項

イ インターネット・SNS を通じた仕事探しの危険性

ウ コロナ禍における生活相談窓口について

※ チラシについては、別添参照



オンライン講習実施状況

4 今後の方針について

(1) 更なる研修機関と連携した指導啓発活動の推進

(2) 講習を通じての技能実習生に対する相談、支援体制の確立

外国人在留マニュアル

Foreign Resident Manual

日本で犯罪に巻き込まれず、安全安心な生活を送るために。

QRコードで確認して下さい。 Please check with the QR code.



(日本語)

(中国語 簡体字)



让您在日本避免被卷入犯罪，
确保生活安全，安安稳稳过日子

(中国語 繁体字)



讓您在日本避免被捲入犯罪，
確保生活安全，安安隱隱過日子

(韓国語)



일본에서 범죄에 휩쓸리지 않고
안전하게 생활할 수 있도록

(ベトナム語)



Nhằm mang đến cuộc sống an toàn,
an tâm, và không bị cuốn vào các việc
phạm tội tại Nhật Bản.

(ネパール語)



जापानमा अपराधिक कार्यबाट बचन र सुरक्षित
थानितपूर्वक जीवनयापन गर्नका लागि।

(ミャンマー語)



ဂျပန်နိုင်ငံတွင်ရာဇဝတ်မှုများနှင့်မငြိစွန်းမိစေရန်နှင့်ဘေး
ကင်းလုံခြုံစွာနေထိုင်နိုင်ရန်အတွက်။

(タイ語)



เพื่อความเป็ นอยู่ที่ปลอดภัยและสบายใจ
ไม่ถูกดึงไปพัวพันกับอาชญากรรมใน



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

※ 東京都ホームページへジャンプします。

QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。【1907】

警視庁ホームページはこちら

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>



Foreign Resident Manual

外国人在留マニュアル

Helping you avoid getting caught up in criminal activity and have a peaceful and safe time in Japan.

Please check with the QR code. QRコードで確認して下さい。



(英語)

(ロシア語)



Во избежание попаданий в ситуации правонарушения и для спокойного и безопасного пребывания в Японии

(フランス語)



Afin de vivre paisiblement et en toute sécurité au Japon en vous préservant des activités criminelles

(ポルトガル語)



Ajudar o residente a evitar a se envolver em crime e poder levar uma vida segura e tranquila no Japão

(インドネシア語)



Untuk menjalani kehidupan aman dan nyaman tanpa terlibat dalam kriminal di Jepang

(モンゴル語)



Японд гэмт хэрэгт холбогдолгүй, аюулгүй амар тайван амьдрахын төлөө.

(マレー語)



Tidak terlibat dalam jenayah di Jepun, demi kehidupan yang selamat dan terjamin.

(ベンガル語)



জাপানে অপরাধমূলক কর্মকাণ্ডে জড়িয়ে না পড়ে, একটি নিরাপদ এবং নিশ্চিত জীবন যাপনে র জন্য



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

※ 東京都ホームページへジャンプします。

QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

【1907】

警視庁ホームページはこちら

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>



日本で生活する外国人のみなさまへ

To all the exchange students and residents in Japan
日本警察温馨提示警方提示各位在日本的 외국인居民.
Kính gửi các người nước ngoài sinh sống ở Nhật bản

★ **新型コロナウイルス対策** あなたにもできること ★

What we can do to slow the spread of the coronavirus:
为防止新冠病毒聚集性感染, 请每位同学采取防控措施
Các biện pháp của dịch viêm phổi do Corona vi-rút chủng mới

さんみつ

3密をさける

Avoid "Three 'C's":
避开“三密”
Tránh 3 loại trường hợp đông



- ① みっぺい
- ② みっしゅう
- ③ みっせつ

① Closed spaces
密闭空间

Các không gian kín không thông thoáng

② Crowded places
密集场所

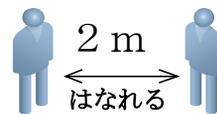
Khu vực đông người

③ Close contact
密切接触场面

Tiếp xúc trò chuyện trong khoảng cách gần

きをつけること

What can reduce your risk of infection:
请留心以下几个预防疫情小常识:
Phải lưu ý



- ① マスク
- ② てあらい・うがい
- ③ くうきのいれかえ
- ④ はなれる

① Wearing a facial mask
戴口罩
Khẩu trang

② Washing your hands · Gargling
勤洗手 · 勤漱口
rửa tay · súc miệng

③ Ventilation for fresh air
常通风
Đổi không khí

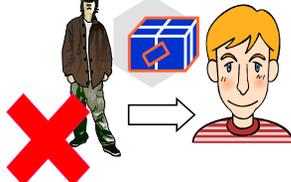
④ Keeping space between you and others (social distancing)
保持“社交距离”
Thực hiện cách ly xã hội

★ **ちゅうい！ SNSでさがしたアルバイト…わるいこと(はんざい)かもしれない** ★

Please be careful when you find recruitments on SNS, as it may tempt you to aid criminal activities such as:
请注意！你通过SNS找到的那份工作 很可能是涉及违法犯罪的！
Chú ý! Công việc mà tìm thấy trên SNS Có thể là giúp việc xấu hoặc tội phạm

してはいけないこと

千万不要做;
Không được làm



① キャッシュカードをうる

① selling cash cards
转卖银行卡
Bán thẻ rút tiền

② ひとのものにもつうけとり

② receiving illegal/suspicious items
替人接货
Nhận hàng

③ ひとのカードをつかう

③ using cards of others
使用别人信用卡
Sử dụng thẻ tín dụng của người khác

④ どろぼう・ごうとう

④ theft/robbery
盗窃、抢劫
Ăn cắp, Cướp giật

⑤ さぎ

⑤ frauds
诈骗
Lừa đảo

ルール・ほうりつをまもろう

Stay away from getting involved in crimes.

请遵守法律法规

Tuân theo pháp luật, quy định

せいかつにこまったら そうだんしょう!

たいおうげんご

対応言語 (14カ国語)

とうきょうとがいこくじんしんがた

せいかつそうだん

東京都外国人新型コロナ生活相談センター

When in trouble, consult us!

遇到困难时请咨询!

Hãy trao đổi với chúng tôi khi các bạn gặp khó khăn!

0120-296-004

警 視 庁



グローバルな
力が、企業の
未来を拓く

外国人材と企業を結ぶ 茨城県外国人材支援センター

茨城県では、「茨城県外国人材支援センター」を新設しました。当センターには、専門のアドバイザーが常駐しており、県内での就労を希望する外国人（留学生を含む）と県内企業との就職マッチング支援、外国人材を雇用したい企業への各種支援、セミナーの開催、専門家派遣などの支援を行っています。



外国人採用でこんなお悩みありませんか？

- 外国人材を雇用したい
- 特定技能制度を活用したい
- 雇用のミスマッチングを避けたい
- 求人情報の掲載、求職者情報の閲覧
- 外国人材の定着支援を受けたい
- 行政書士の支援を受けたい

企業の抱える
課題を解決します

くわしくは裏面をご覧ください

- 行政書士による無料相談会の開催
- 専門アドバイザーによる企業支援
- 外国人雇用の受け入れや体制の整備に関する各種支援 など



茨城県外国人材支援センターでの登録について

茨城県外国人材支援センターは、外国人材を雇用している、これから雇用したい、雇用を検討したいという県内の企業・団体組合・介護施設などの事業者の皆様の登録をお待ちしています。また、留学生が在籍する、日本語学校、専門学校、大学・短大などの教育機関の登録エントリーも受け付けております。登録エントリー方法はホームページをご覧ください。アドバイザーが訪問し、ニーズに合う支援を行います。



専門アドバイザーによる支援

専門アドバイザーによる各種支援を実施しております。

- ・茨城県内に就労を希望する外国人材と県内企業の就職マッチング支援
- ・企業向け各種セミナーの実施
- ・「集中支援企業」(ロールモデル企業の育成)への支援
- ・茨城県で就労した外国人材の帰国後の就職支援
- ・企業向けの外国人材受け入れ環境コンサルティング支援
- ・介護事業所向けの支援

登録エントリー及び専門家派遣、無料相談につきましては、センターへお気軽にご相談ください。

行政書士による無料相談会の開催

毎週火曜日に相談会を開催しております。(ただし、第5火曜日は開催いたしません)

相談は予約制です。あらかじめセンターへご連絡ください。

相談時間は1社30分～60分程度です。

相談料は無料、秘密厳守いたします。お気軽にご相談ください。

こんなご相談に対応します

- ・外国人を雇用したい
- ・雇用事業主として必要な心構え
- ・雇用する方法が分からない
- ・雇用に関する各種助成 など
- ・ビザの更新方法や種別



茨城県外国人材支援センター

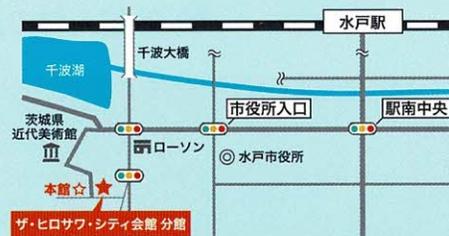
TEL. 029-239-3304 FAX. 029-239-3305



茨城県水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館1階

9:00～17:00(土日祝祭日及び年末年始を除く)

E-mail: info@ifc.ibaraki.jp ホームページ: https://ifc.ibaraki.jp



外国人からの生活全般に関する相談はこちら

(公財)茨城県国際交流協会 外国人相談センター

相談専用TEL. 029-244-3811(平日は受付8:30～17:00)

茨城県水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館2階

外国人相談センターでは、日本語・英語・中国語・ポルトガル語・タイ語・タガログ語・スペイン語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語・その他の言語で、外国人の皆さんの法律、労働、結婚、教育など、生活全般についての相談受付をしています。

※相談できる言語は曜日によって異なります。

(公財) 茨城県国際交流協会 外国人相談センター

TEL 029-244-3811

外国人が生活する上での疑問や問題を解決するため、外国人の皆さんの法律、労働、結婚、教育、その他生活全般についての相談受付を行っています。

言語 日本語・英語・中国語・ポルトガル語・タイ語・タガログ語・スペイン語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語 ほか

受付 毎週月～金曜日、8:30～17:00 まで（正午～13:00 は昼休み）

方法 電話または面接（相談料無料（電話代はご負担ください）、秘密厳守）

日時 当協会所属の各言語の相談員が曜日ごとに対応いたします

月	火	水	木	金
日本語 英語 その他				
ベトナム語	韓国語	タイ語	ポルトガル語	タイ語
中国語	スペイン語	中国語	タガログ語	
13:30-17:00	ベトナム語	ベトナム語	インドネシア語	
	インドネシア語			
	13:30-17:00			

※その他の言語については、相談員が翻訳機器等を活用するなどして対応します。

場所 〒310-0851 水戸市千波町後川 745 ザ・ヒロサワ・シティ会館(※)分館 2 階
 ※「ザ・ヒロサワ・シティ会館」は茨城県立県民文化センターの通称です。

弁護士による無料法律相談

月に2回、無料の弁護士相談を実施しています。会場は水戸市の茨城県国際交流協会の相談室です。無料相談は予約制で、事前に申し込みが必要です。まずは外国人相談センターにご相談ください。

当協会ホームページ等で提供中の本県在住外国人支援のための情報です。ぜひご利用ください。

HPはこちら→ <http://www.ia-ibaraki.or.jp/kokusai/index.html>

外国人のための生活ガイドブック 緊急時の対処法、行政手続きや電気・ガスなどの使い方など、生活上必要な情報を9か国語で提供しています。

メディカルハンドブック 外国人が病院に行ったときの基本的な応答、症状の表現などを各国語と日本語の対照表でまとめた小冊子です。病院でコミュニケーションをとるための手段としてご利用ください。

災害時マニュアル 県内在住の外国人向けに、地震・台風・洪水・原子力事故発生時の対処、日頃の備え、避難時の注意などを15言語版で提供しています。



当協会では、日本語・英語・中国語・ポルトガル語・タイ語・タガログ語・スペイン語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語の各国語版サイトでも情報提供しています。以下からアクセスできます。

(公財) 茨城県国際交流協会 <https://www.ia-ibaraki.or.jp/>

外国人材活用強化・多文化共生事業

R2(2020)年度予算額:41,743千円(R元(2019)年度予算額:40,240千円)

- ・国は出入国管理及び難民認定法の一部改正により、新たな在留資格として「特定技能」を創設
- ・栃木県内の外国人住民数は令和元(2019)年12月末現在で42,835人と過去最高を更新
- ・外国人労働者数も令和元(2019)年10月末現在で27,385人と過去最高を更新

県内で暮らす
外国人は今後も
増加する見込み

特定技能外国人は98人 (R2.3未現在)



とちぎ外国人材活用促進協議会

企業等(製造業、農業、建設業、介護、サービス業等)によるプラットフォーム

市町、教育委員会、国際交流協会、栃木労働局等の関係機関や企業等との連携の下、外国人材の適切な活用のための諸課題について検討し、情報を共有することにより、県内企業等の適切な受入れを支援する。

企業・事業者等
(外国人受入れ機関)

市町・教育委員会・
国際交流団体等

専門家
(弁護士・行政書士等)

登録支援機関
技能実習監理団体

業界団体・
教育機関・金融機関

国の機関
(入管・労働局・JETRO)

外国人材
コーディネーター
(総合的な相談対応)



人材面で企業等を支える

グローバル人材の確保

- ・合同企業説明会の開催(オンライン(国内)、県内、ベトナム)
- ・企業向け説明会の開催

技能実習や特定技能等に関する
セミナーの開催

多文化
共生の
推進

技能実習や特定技能等に対応した 受入体制の整備

外国人向け相談窓口、企業向け相談窓口の運営

多文化共生の地域力向上

市町等の職員に対する研修、フォーラムの開催

日本語教育体制の充実

日本語学校等の実態調査、日本語学習支援者を対象とした研修の実施

